

介護サービス相談員活動の在り方 及び 新たな活動手法 に関する調査研究事業 報告書

特定非営利活動法人 地域共生政策自治体連携機構

介護サービス相談・地域づくり連絡会

令和6年(2024)年3月

目 次

1. 介護サービス相談員活動の在り方 及び 新たな活動手法に関する調査研究	1
I. 調査研究の目的	2
II. 実施の内容・経過	3
① 介護サービス相談派遣等事業のちらし（英語版）作成	3
② 調査	3
③ 研修	3
④ 横展開方策	4
⑤ 研究会	4
● 研究会構成メンバー	4
● 研究会の開催経過	5
● 研究会資料	6
2. 調査事業	17
1. 介護サービス相談員活動調査	18
I. 調査実施の概要	18
II. 調査からみえてきたこと	21
II-1 事務局調査の結果の概要	24
II-2 相談員調査の結果の概要	29
II-3 派遣先調査の結果の概要	35
2. 介護サービス相談員派遣等事業実態調査	39
I. 調査の目的	39
II. 調査実施の概要	39
III. 事業実施について	40
① 都道府県別事業実施状況及び介護保険施設での派遣受入状況	41
② 都道府県別事業実施率	42
③ 介護サービス相談員数(活動人数)、受入施設・事業所数	43
④ 派遣状況(各サービスの派遣率)	45
⑤ 介護保険サービス対象外の住まいへの訪問の実施	46
⑥ 居宅訪問の実施	48
3. 「介護サービス相談員活動が継続できる取組を進めている」 取組事業の調査	59

- 3. 全国介護サービス相談活動事例報告会..... 61
- 4. 都道府県・市町村 事業担当者研修..... 85
- 5. 都道府県・市町村・介護サービス相談員に対する取組促進支援 .. 113

1. 介護サービス相談員活動の在り方 及び 新たな活動手法 に関する 調査研究

介護サービス相談員活動の在り方 及び

新たな活動手法 に関する調査研究

I 調査研究の目的

- 介護保険施設等での介護サービス相談員の活動は、新型コロナウイルス感染症の流行により、長期間にわたり大きな制約を受けている。

エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所が令和3年度老健事業として行なった調査では、介護保険施設等の94.8%が「対面での面会制限」を行っているとの実態が明らかとなっている。

令和4年度に関しては、4月以降、しばらく感染症者の増加が抑えられている状況が続き、意向調査の結果、受入再開意向を示した施設等と介護サービス相談員訪問の日程調整を行い、いざ活動再開というタイミングで第7波（8月～9月頃）が、また、再調整を図った段階で第8波（11月～1月）があり、再開してもすぐまた休止となる状況が、夏以降続いた。

令和5年に関しては、5月からは感染症法上の分類が2類から5類に移行する状況下で、事業実施市町村においても、新たな相談員養成など、活動再開に向けた動きが出始めている。いわゆる訪問による相談・場面観察以外の相談活動として、要介護認定を受けた方への電話による相談活動などを行っているところもある。

- 介護サービス相談員派遣等事業は、地域支援事業「その他」メニューのため、事業実施自治体の担当者が実施要項の範囲で事業実施しており、事業の「ふり幅」として極小化、硬直化(事業の対象が「介護」に限定)し、市町村の権利擁護支援部門、中核機関との連携が総じてまだ薄い状況である。
- 人口減少社会（少子化・高齢化の同時進行）のなかで地域の支え手が限られ、介護分野のなかだけでも地域人材の取り合いが始まっており、障害種別を問わず本人の意思決定支援を志向した仕組みを再構築する必要がある。
- 市町村事務局から「派遣先事業所より、介護人材として外国人労働者に入っているだけであり、介護サービス相談員の外国語リーフレットは無いかな」等、問合せが出始めている。
- そこで本調査研究事業では、
 - ① 「介護サービス相談員活動が継続できる取組を進めている事例」の収集
 - ② 介護サービス相談員活動の在り方や新たな活動手法の検討
 - ③ 介護サービス相談員について紹介する外国語リーフレット（ちらし）の作成を行うことを目的とした。

Ⅱ 実施の内容・経過

① 介護サービス相談員について紹介する外国語リーフレット(ちらし)の作成

(上記リーフレットの作成) ▽ 目的③に関する事項

- 介護人材としての外国人労働者の方へ「介護サービス相談派遣等事業」についての周知、増加傾向にある外国人の介護サービス利用者に向けて、介護サービス相談員について紹介する英語版リーフレット(ちらし)を作成した。
- 作成したリーフレットについては、参考資料として後掲した。

② 調査

(活動調査) ▽ 目的①に関する事項

- 令和5年度における介護サービス相談員派遣等事業の実施及び活動状況を全体的に把握するため、悉皆調査を行った。
- 調査は3年毎に実施し、今回は8回目の調査。
- 調査方法は、紙の調査票、インターネット上のWebアンケートの調査票からの選択で実施。
- 調査対象は、介護サービス相談員派遣等事業実施の市町村事務局・介護サービス相談員・派遣先事業所。265市町村・1,802相談員・2,889事業所の回答を得た。
- 調査結果の概要については、参考資料として後掲した。

(実態調査) ▽ 目的①に関する事項

- 令和5年12月時点における介護サービス相談員派遣等事業の基本項目(事業実施・休止等の状況、介護サービス相談員数、派遣事業所数・名称等)に関する悉皆調査を行い、上記調査の補強を図った。
- 調査結果の概要については、参考資料として後掲した。

③ 研修

(介護サービス相談員派遣等事業を実施する市町村事務局担当者への研修)

▽ 目的①に関する事項

- 市町村の事業担当者に対して本調査研究事業の趣旨を事前に説明し、また今年度から派遣等事業の担当となった新任職員に対して同事業の趣旨をお伝えする機会として、事務局担当者研修(2023年9月1日)を企画・開催した。
- 当日の開催カリキュラムや参加者数等は、参考資料として後掲した。

④ 横展開方策

(「報告会」の開催) ▫ 目的①及び③に関する事項

- 派遣等事業実施市町村へのインセンティブ及び未実施他市町村の横展開への波及効果を企図した、「報告会(全国介護サービス相談・活動事例報告会)」(2023年12月1日)を開催した。
- 報告会においては、東京大学大学院総合文化研究科特任研究員 恩蔵絢子先生に「脳科学からみる認知症」と題し講義いただき、新たな認知症感を得る研修も兼ねた。
- また報告会の開催日程にあわせて、介護サービス相談員永年活動功労者の表彰を行った。
- 当日のプログラム等については、参考資料として後掲した。

⑤ 研究会

(介護サービス相談員活動の在り方 及び 新たな活動手法検討のための研究会)

▫ 目的②及び③に関する事項

- 上記①～④の取組を進めるため、「介護サービス相談員活動の在り方 及び 新たな活動手法検討のための研究会」を設置・開催した。

構成メンバー

学識経験者

丹羽 雄哉	東北福祉大学 客員教授 / 元衆議院議員・厚生大臣
宮島 俊彦	兵庫県立大学 客員教授 / 元厚生労働省老健局長

事業実施自治体

篠田 浩	岐阜県大垣市 社会福祉課 課長(社会福祉士)
------	------------------------

首長経験者

森 貞述	前愛知県高浜市市長 / 元介護相談・地域づくり連絡会代表
------	------------------------------

受入事業所

川島 進	社会福祉法人永寿会 理事長・兼総合施設長(特養・グループホーム)
------	----------------------------------

弁護士

高村 浩	高村浩法律事務所 所長 / 個人情報保護委員会委員
------	---------------------------

その他

鳥海 房枝	特定非営利活動法人メイアイヘルプユース事務局長 (第三者評価機関、保健師)
-------	---------------------------------------

第1回 研究会

日時	令和6年3月1日(金) 14:00~16:00
場所	アルカディア市ヶ谷(私学会館) 7階「雲取」
内容	座長挨拶 令和5年度事業報告・令和6年度事業予定 介護サービス相談員研修 及び 活動の在り方 介護サービス相談員派遣等事業の今後の方向性について

①今後の介護サービス相談員派遣等事業の方向性、②介護サービス相談員の活用や活動のあり方、③こうした「方向性」や「活動のあり方」に対応した全国研修(養成・現任、事務局)のあり方について、事務局より論点提示を行い、委員間で意見交換を行った。

◇意見交換が行われた議論の概要としては、

- ① 2006年地域支援事業「その他」事業としてメニュー化したことにより、事業の実施の在り方がルーティン化。
令和2年改正で相談員の活動範囲をサービス付き高齢者向け住宅等にも広がったが、コロナ禍の経験も踏まえ、そもそも「訪問」中心の事業の実施のあり方を見直すべきではないのか。
- ② 2011年介護保険制度改正に伴う老人福祉法改正(第32条の2「後見等に係る体制の整備等」新設)、市民後見関連事業の推進により、市民参画による地域の権利擁護活動が多様化。
そもそも②に係る検討は、介護サービス相談員をテーマとした老健事業(平成22年度)による検討を出発点に展開されてきたものであり、上記①の見直しを機に、いまいちど介護サービス相談員を含めた地域の権利擁護人材に関して、俯瞰した検討を行うべきではないのか。
- ③ 第二期成年後見制度利用促進基本計画の見直しのなかで、市民後見人の活躍促進策の検討、意思決定サポーター(フォロワー)の育成などを行う「持続可能な権利擁護支援モデル事業」なども行われている状況であり、この機を逃すと次に俯瞰的検討を行える機会はなかなかやっこないのではないか。
- ④ 市町村行政の現場では、国の各省から「地域(人材)」をあてにして事業化される各種「サポーター」「コーディネーター」「チーム」に対する疲れが生じている状況がある。そもそも日本全体が人口減少局面に入っているなかで、地域人材の枯渇化が甚だしい。あらたに令和6年度からは「孤独・孤立サポーター(つながりサポーター)」養成が本格化する状況もある。
こうした状況のあおりを受けて、介護サービス相談員のなり手不足や高齢化が進行しており、派遣等事業単体での見直しでは効果は限定的であり、(介護サービス相談員に限らない)地域人材の有効活用の観点から検討を進める必要がある。

研究会資料

介護サービス相談員活動の在り方 及び 新たな活動手法検討のための研究会 議事次第

1. 議 事

日 時: 2024(令和6)年3月1日
14時00分～

- (1) 座長挨拶
- (2) 今年度の事業報告／来年度の事業予定
- (3) 検討課題

介護サービス相談員 研修 及び 活動 の在り方について
介護サービス相談員派遣等事業の今後の方向性について



<資料一覧>

- 【資料1】 名簿 ➡ スライドNo.2
- 【資料2】 今年度の事業報告／来年度の事業予定 ➡ スライドNo.4～
- 【資料3】 介護サービス相談員派遣等事業を巡る状況 ➡ スライドNo.11～

ターちゃん
介護サービス相談員マスコットキャラクター

1

資料 1 ・ 名 簿

2

介護サービス相談員活用の在り方 及び 新たな活用手法検討のための研究会 名簿

資料1

学識経験者

丹羽 雄哉	東北福祉大学 客員教授／元 衆議院議員・厚生大臣
宮島 俊彦	兵庫県立大学 客員教授／元厚生労働省老健局長

事業実施自治体

篠田 浩	岐阜県大垣市 企画部 部長（社会福祉士）
------	----------------------

首長経験者

森 貞述	前愛知県高浜市市長／元介護相談・地域づくり連絡会代表
------	----------------------------

受入事業所

川島 進	社会福祉法人永寿会 理事長・兼総合施設長（特養・グループホーム）
------	----------------------------------

弁護士

高村 浩	高村浩法律事務所 所長／個人情報保護委員会委員
------	-------------------------

その他

鳥海 房枝	特定非営利活動法人メイアイヘルプユウ事務局 局長（第三者評価機関、保健師）
-------	---------------------------------------

（オブザーバー） 老健局 高齢者支援課

資料 2

今年度の事業報告／来年度の事業予定

全国介護サービス相談活動事例報告会・永年活動表彰 【2023(令和5)年度事業報告】

【日時】 2023(令和5)年 12月1日(金) 13:30~17:00
【会場】 砂防会館 別館1階 シェーンバツハ・サボー

- 13:30~
13:45


- 開会挨拶／介護サービス相談・地域づくり連絡会
 - 来賓挨拶／間 隆一郎 氏(厚生労働省 老健局長)
- 13:45~
14:20


- 介護サービス相談員永年活動 功労者表彰式 表彰状授与
石井 信芳 (介護サービス相談・地域づくり連絡会代表)
- 14:30~
14:50

- 事業報告
石井 信芳 (介護サービス相談・地域づくり連絡会 代表)
- 14:50~
15:20


- 講義1 介護サービス相談員派遣等事業について
鈴木 達也 氏(厚生労働省 老健局 高齢者支援課 虐待防止対策係長)
- 15:30~
17:00

- 講義2 脳科学から見る認知症
恩蔵 絢子 氏(東京大学大学院 総合文化研究科 特任研究員)





介護サービス相談員 フライヤー(英語版)

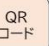


英語・日本語併記

※英語翻訳は専門家に依頼

A4・両面で再構成

QRコードで
当会ホームページへ
動線化



2023(令和5)年度に実施した研修

【2023(令和5)年度事業報告】

【すべて対面形式により実施】

(1) 介護サービス相談員 養成研修

修了者数

東京会場	令和5(2023)年7月4日(火)～7月7日(金) / 後期:8月25日(金)	102人
大阪会場	令和5(2023)年6月6日(火)～6月6日(金) / 後期:8月8日(金)	60人

(2) 介護サービス相談員 現任研修

東京会場	令和5(2023)年10月26日(木)～10月27日(金)	188人
大阪会場	令和5(2023)年10月5日(木)～10月6日(金)	85人

(3) 事務局担当者(都道府県・市町村)研修

研修日程	令和5(2023)年9月1日(金)13:00～17:00	80人
------	------------------------------	-----



7

永年活動功労者表彰

【2023(令和5)年度事業報告】

2023(令和5)年度 介護サービス相談員 永年活動功労者表彰

10年以上 活動表彰	116名	62自治体
15年以上 活動表彰	54名	27自治体
20年以上 活動表彰	33名	20自治体

令和5年度 全国介護サービス相談活動事例報告会
主催 介護サービス相談・地域づくり連絡会



8

2024(令和6)年度に実施予定の研修

【2024(令和6)年度事業予定】

【すべて対面形式により実施予定】

(1) 介護サービス相談員 養成 研修

東京会場	令和6(2024)年7月9日(火)～7月12日(金) / 後期:8月30日(金)
大阪会場	令和6(2024)年6月25日(火)～6月28日(金) / 後期:8月9日(金)

(2) 介護サービス相談員 現任 研修

東京会場	令和6(2024)年10月22日(火)～10月23日(水)
大阪会場	令和6(2024)年10月3日(木)～10月4日(金)

(3) 介護サービス相談員 補 養成研修

東京会場	令和6(2024)年9月19日(木)～9月20日(金)
------	-----------------------------

(4) 事務局担当者(都道府県・市町村)研修

東京会場	令和6(2024)年9月12日(金) 13:00～17:00
------	--------------------------------



9

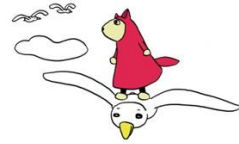
(1) 令和6年度介護サービス相談活動事例報告会

開催予定日：2024(令和6)年11月29日

会場：砂防会館別館 シェーンバッハ・サボー

〒102-0093 東京都千代田区千代田区平河町2-7-4

※対面形式で開催の予定です。



(2) 令和6年度介護サービス相談員永年活動功労者表彰

○9月下旬に事業実施市町村事務局宛に

表彰対象者(10年・15年・20年)の照会文書を発出予定。

※報告会開催時に授与式を予定。

(3) 令和6年度介護サービス相談員派遣等事業実態調査

調査期間：2024年12月～2025年1月上旬

10

資料3

介護サービス相談員派遣等事業を巡る状況

11

本日ご議論いただきたい事項

事務局説明を踏まえ、

① 介護サービス相談員研修の在り方について

今後の介護サービス相談員の全国研修(養成・現任、事務局)

の在り方について、ご示唆をいただきたい。

② 介護サービス相談員の活動の在り方について

上記と合わせて、

介護サービス相談員の活動の在り方について、ご示唆をいただきたい。

③ 介護サービス相談員派遣等事業の今後の方向性について

①・②を踏まえ、

介護サービス相談員派遣等事業の今後の方向性について、

ご議論いただきたい。

①～③について、一体的にご議論いただければ幸いです



12

事務局説明の概要

①～③を議論するにあたり踏まえていただきたい共通認識として

介護サービス相談員派遣等事業の“ガラパゴス化”にいかに対応するか

【 歴史的経過と背景 】

- 2006年地域支援事業「その他」事業としてメニュー化したことにより、事業の実施の在り方がルーティン化。
- 2011年介護保険制度改正に伴う老人福祉法改正（第32条の2「後見等に係る体制の整備等」新設）、市民後見関連事業の推進により、市民参画による地域の権利擁護活動が多様化。
※当法人では、2010年『市町村長の後見申立と市民後見人』報告、2011年「市民後見人養成のための基本カリキュラム」策定、2012年『市民後見人養成テキスト』作成
- 現在、意思決定サポーター（フォロワー）の育成などを行う「持続可能な権利擁護支援モデル事業」が行われている状況。
※当法人では、2023年「市民後見人養成のための基本カリキュラム」改定、2024年『市民後見人養成テキスト』改訂
- 地域の各種「サポーター」「コーディネーター」疲れ。人材の枯渇化。来年度から「孤独・孤立サポーター（つながりサポーター）」養成が本格化。全世代型社会保障改革の行程上は「2028年度までに検討する取組」として、「孤独・孤立対策の推進」。

今後さらに地域の権利擁護人材を一体的に育成・支援していく必要

13

「地域支援事業」における書きぶり

<p>老発第0609001号 平成18年6月9日 最終改正 老発0328第1号 令和4年3月28日</p> <p>各都道府県知事 殿</p> <p>厚生労働省 老健局長</p> <p>地域支援事業の実施について</p> <p>標記については、介護保険制度の円滑な実施の観点から、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、今般、別紙のとおり、「地域支援事業実施要綱」を定め、平成18年4月1日から適用することとしたので通知する。</p> <p>ついては、本事業の実施に努められるよう特段の御配慮をお願いするとともに、管内市町村に対して、周知徹底を図る等、本事業の円滑な実施について御協力を賜りたい。</p>	<p>別記4 任意事業</p> <p>1 目的 地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、介護保険事業の運営の安定化を図るとともに、被保険者及び要介護被保険者を現に介護する者等に対し、地域の実情に応じた必要な支援を行うことを目的とする。</p> <p>2 対象者 被保険者、要介護被保険者を現に介護する者その他個々の事業の対象者として市町村が認める者とする。 ただし、住宅改修費の支給の申請に係る必要な理由がわかる書類を作成する事業又は必要な理由がわかる書類を作成した場合の経費を助成する事業については、住宅改修の活用を希望する要介護（支援）被保険者で居宅介護（介護予防）支援の提供を受けていない者に対して当該者の住宅改修費の支給の申請に係る必要な書類を作成した者に限る。</p> <p>3 事業内容 任意事業は、法第115条の4第3項各号において、介護給付等費用適正化事業、家族介護支援事業、その他介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事業が規定されているが、地域の実情に応じ、創意工夫を生かした多様な事業形態が可能であり、具体的には、次に掲げる事業を対象とする。</p>
---	---

14

「地域支援事業」における書きぶり

<p>② 介護サービス等の質の向上に資する事業 地域で活躍している高齢者や民生委員等が、介護サービス等利用者のための相談等に応じるボランティア（介護サービス相談員）として、利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、サービス担当者や意見交換等（介護サービス相談員派遣等事業）を行う。</p> <p>③ 地域資源を活用したネットワーク形成に資する事業 栄養改善が必要な高齢者（介護予防・日常生活支援総合事業において、配食の支援を受けている者を除く。）に対し、地域の社会福祉法人等が実施している配食の支援を活用し、高齢者の状況を定期的に把握するとともに、必要に応じ、地域包括支援センター等に報告する。</p> <p>④ 家庭内の事故等への対応の体制整備に資する事業 高齢者のいる世帯における家庭内の事故等による通報に随時（24時間・365日）対応するための体制整備（電話を受け付け、適切なアセスメントを行う専門的知識を有するオペレーターの配置等）を行う。</p> <p>4 留意事項 (1) 任意事業の実施に当たっては、包括的支援事業の円滑な実施に資するネットワークの構築や地域のコミュニティの形成を踏まえる等、地域における社会資源の活用を留意しながら、事業ごとの実施目標の設定や実施後の効果検証等を行いながら、効果的・効率的な実施に努めること。 (2) 特に、包括的支援事業（地域包括支援センターの運営等）及び任意事業の実施に必要な上限額について、平成27年度以降は、原則の上限額と特例の上限額を定めて、一定の条件を満たす場合に特例の上限額を選択できることとされているが、当該条件に定められる、介護給付費適正化主要5事業の実施に当たっては、「介護給付適正化計画」に関する指針（平成29年7月7日老発0707第1号厚生労働省老健局介護保険計画課長通知別紙）等の趣旨を踏まえ策定された都道府県介護給付適正化計画及び市町村介護給付適正化計画と整合性を図りながら、5つの事業ごとに目標の設定、実施後の分析・評価、課題の整理及び改善策の検討を行い、効果的な事業実施に努めること。</p>	<p>(6) 任意事業については、他の国庫補助事業の対象となる場合は、当該地の補助事業を優先すること。</p> <p>(7) 実施する事業の目的が介護予防に資するものであって、例えば介護予防教室や高齢者の介護予防に係る指導者の養成、高齢者の生きがいや健康づくり、介護予防・社会参加を目的とした場づくり、介護支援ボランティアポイント等、介護予防の取組として実施することが適切な場合は、任意事業ではなく、総合事業において実施すること。</p> <p>(8) 介護サービス等の質の向上に資する事業の実施に当たっては、都道府県と市町村が連携し、住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅での介護サービス相談員の受入を促進するなど、効果的な事業実施に努めること。</p>
--	---

15

「地域支援事業」における書きぶり

老計発第0524001号
平成18年5月24日
最終改正 老発0529第1号
令和2年5月29日

都道府県
各 指定都市 介護保険主官部(局)長 殿
中核市

厚生労働省老健局計画課長

介護サービス相談員派遣等事業の実施について

本事業については、介護サービスの質的向上を図るための施策として、介護サービス適正実施指導事業に位置付け推進してきているところである。

地域支援事業の創設に伴い、本事業の実施においても地域の実情に応じて適切に実施いただくことが望まれるところであり、また、介護サービス相談員には、サービスの質の向上、認知症対策を始めとした利用者及び家族の権利擁護の促進、地域包括支援センターを中心とする地域包括ケアに関わる一員となるなど、様々な役割が求められているところである。

このため、本事業が適切かつ円滑に行われるよう支援していく観点から、今般、別紙のとおり「介護サービス相談員派遣等事業について」を示すこととしたので、御了知の上、管内市町村に周知されたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の第4項の規定による技術的助言とする。

別紙

介護サービス相談員派遣等事業について

1 目的

本事業は、介護保険サービスを提供する施設・事業所や食事提供サービス等を提供する住宅型有料老人ホームや安否確認・生活相談サービス等を提供するサービス付き高齢者向け住宅(以下「事業所等」という。)を訪ね、サービスを利用する者等の話を聞き、相談に応じる等の活動を行う者の登録を行い、申出のあった事業所等に派遣すること等により、利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、派遣を受けた事業所等における介護保険サービスをはじめとするサービスの質的向上や利用者の自立した日常生活の実現を図ることを目的とする。

介護保険制度の中には、都道府県国民健康保険団体連合会又は市町村による苦情対応に係る対策が盛り込まれているが、これらは何らかの問題が生じた場合の事後的な対応が中心であることから、本事業は、苦情に至る事態を未然に防止すること及び利用者の日常的な不平、不満又は疑問に対応して改善の途を探ること(問題提起・提案解決型の事業)を目指すものとする。

2 実施主体

事業の実施主体は、市町村(特別区を含む、以下同じ。)とする。市町村は、地域の実情に応じ、適切な事業運営が確保できると認められる団体に委託することができる。

3 事業内容

(1) 介護サービス相談員

ア 介護サービス相談員は、一定の水準以上の研修を受けた者であって、事業活動の実施にふさわしい人格と熱意を有しており、以下の1又は2の者として市町村に登録された者とする。

① 介護サービス相談員研修を修了し、活動実績の少ない介護サービス相談員を指導・管理するとともに、事業所等を訪ね、サービスを利用する者等の話を聞き、相談に応じる等の活動を行う者

② 介護サービス相談員補研修を修了し、事業所等を訪ね、サービスを利用する者等の話を聞き、相談に応じる等の活動を行う者

イ 令和2年5月31日時点での研修修了者はア①の者とみなす。

ウ 介護サービス相談員研修及び介護サービス相談員補研修は、都道府県が実施する研修またはボランティアの養成に取り組み公益団体が実施する研

16

「地域支援事業」における書きぶり

- ・サービスの現状把握に努める
- ・事業所等の管理者や従事者と意見交換する
- ・利用者に自分の課題を告知する
- ・利用者の活動を行い、サービス提供等に関して気づいたことや提案等がある場合には、事業所等の管理者等にその旨を伝える。
- ウ 訪問介護等訪問系サービスを提供する事業所を派遣の対象とする場合には、介護サービス相談員は、当該事業所のほか、適宜、事業者及び利用者の了解を得て、利用者の自宅を訪問する。
- エ 介護サービス相談員は、サービスの利用者や事業者との橋渡し役となつて、利用者の疑問や不満、心配事等に対応し、改善の途を探る。
- オ 介護サービス相談員は、その活動状況について、事業運営を行う事務局に報告を行う。
- カ 事業運営を行う事務局は、適宜、介護サービス相談員同士の連絡会議を開催する。
- キ 介護サービス相談員及び事業運営を行う事務局は、利用者のプライバシーの保護に十分配慮しなければならない。
- ク 介護サービス相談員及び事業運営を行う事務局は市町村等に対して、相談員に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により相談員の同意を得ておかなければならない。
- ケ 介護サービス相談員は、身分証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- コ 本事業の適性かつ円滑な推進のため、現任の介護サービス相談員に対して、地域の実情に応じ、継続的に一定水準以上の研修を実施することにより、必要な知識・技術の習得を図る。

(5) 活動状況の情報提供等

- ア 事業運営を行う事務局は、派遣した介護サービス相談員の活動状況をとりのため、随時、住民等に対して情報提供を行う。
- イ 介護サービス相談員の活動に關し、苦情等が寄せられた場合には、事業運営を行う事務局は、事実関係等を把握するとともに、必要に応じ、介護サービス相談員の交替を含め、適切な対応を行う。

4 その他

- (1) 本事業が所期の目的を果たし、十分な効果を上げるためには、
 - ① 事業の趣旨を理解した上で、事業の委託先等において適切な事業運営を行う事務局を確保できるかどうか
 - ② 管内の事業者等に事業の趣旨の理解を求めた上で、より多くの事業者から派遣の希望を受けることができるかどうか

修とする。なお、市町村が自ら実施し、又は適切に事業を実施できると認められる者に委託して実施することにおけるものではない。また、介護サービス相談員研修及び介護サービス相談員補研修の名称は、都道府県又はボランティアの養成に取り組み公益団体等において、独自に定めて差し支えない。

エ 別記標準的な研修カリキュラムを参照の上、介護サービス相談員研修は、6時間以上、介護サービス相談員補研修は12時間以上を旨とする。

オ 介護サービス相談員研修または介護サービス相談員補研修を修了した者に対し、研修の実施主体の長若しくは事業の委託を受けた団体が修了を証明する文書を交付する。

カ 介護サービス相談員補研修を修了した者が、(2)アの登録後、事業を実施する市町村が相当と認められる期間、(1)ア②の活動を行った場合は、当該市町村の判断により、(1)ウの者とみなすことができる。

キ 介護サービス相談員登録後、一定の期間を経過した者についても、介護サービス相談員の質の確保の観点から、定期的に都道府県又はボランティアの養成に取り組み公益団体において更新研修を実施できるものとする。なお、市町村が自ら実施し、または適切に事業を実施できると認められる者に委託して実施することにおけるものではない。また、更新研修の名称は、都道府県又はボランティアの養成に取り組み公益団体等において、独自に定めて差し支えない。

(2) 介護サービス相談員の登録

ア 市町村は、「介護サービス相談員」の登録を行う。

イ 介護サービス相談員の名称は、それぞれの市町村において、独自に定めて差し支えない。

ウ 市町村は、登録を行った者に対し、介護サービス相談員であることを証明する文書(以下「身分証明書」という。)を交付するものとする。

(3) 派遣する介護サービス相談員の選定

ア 介護サービス相談員の派遣を希望する事業所等を選択する。

イ 派遣の希望があった各事業所等について、それぞれの担当となる適切な介護サービス相談員(事業所等ごとに1名又は複数名)を選定する。

(4) 介護サービス相談員の活動

ア 介護サービス相談員は、担当する事業所等を定期又は随時に訪問する。訪問の頻度は、概ね1～2週間に1回程度を目安とする。ただし、(1)ア②の者の訪問については、(1)ウの者と同等とする。

イ 介護サービス相談員は、事業所等において、

- ・利用者の話を聞き、相談にのる
- ・事業所等の行事に参加する

17

「地域支援事業」における書きぶり

といった点が重要である。

市町村において、本事業を実施するに当たっては、こうした点に留意して、住民参加型の取り組みとなるような環境づくりを進める必要がある。

- (2) 本事業の実施に当たっては、介護保険法に基づく保険サービスの対象外である住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅を利用する高齢者の生活の質が守られるよう、介護サービス相談員の受入を促進するなど、効果的な事業実施に努めること。
- (3) 本事業の実施に当たっては、介護サービス相談員の養成等を担う都道府県と連携を図りつつ実施すること。

(別記) 介護サービス相談員研修・介護サービス相談員補研修における標準的な研修カリキュラム

研修目的と要件	時間数	
	介護サービス相談員研修	介護サービス相談員補研修
介護サービス相談員の意義と役割 ・介護サービス相談員派遣等事業の目的 ・介護保険と介護サービス相談員	2時間	1時間
介護保険制度 ・介護保険の歴史とシステム ・介護保険制度の機能と介護サービス相談員活動 ・介護保険制度の理解	4時間	2時間
施設サービス・居宅サービスの理解 ・介護施設3施設、老人福祉施設の種類と性格 ・施設の居住環境とケアの質 ・居宅・ユニットケアの理解 ・訪問介護等の居宅サービスの内容 ・自立支援のためのケアプランの理解	3.5時間	2時間
利用者の権利擁護と身体拘束禁止、虐待防止への対応 ・権利擁護の理解 ・成年後見制度の理解 ・身体拘束の対象となる行為 ・身体拘束禁止の取組 ・高齢者虐待防止法の定義と理解	4.5時間	3時間
高齢者の理解、認知症の正しい理解 ・高齢者の身体的・精神的特性 ・高齢になると変化する変化 ・認知症の基礎知識 ・認知症の人との向き合い方	3時間	1.5時間
コミュニケーション技法と実技演習	2時間	—
介護サービス相談員活動の実態 ・相談活動における記録と報告のあり方 ・相談記録簿、活動報告書の作成(グループワーク) ・活動報告の伝え方とポイント(ロールプレイ演習)	6時間	2時間
介護保険サービスを提供する施設等への訪問実習(2ヶ所以上)	7時間	—
地域ケア体制のヒアリング ・市町村の介護保険事業計画のヒアリング ・介護保険と介護サービス相談員	2時間	—
訪問実習の活動発表と検討、相談活動におけるポイント	5時間	—
合計	40時間	12時間

18

当団体の「市民後見」関係経過

年度	事項
平成23年度 (2011)	○市民後見人の養成カリキュラムの開発 (介護と連携する市民後見研究会『市民後見人養成研修カリキュラム及び実施に係る報告』上梓)
平成24年度 (2012)	○『市民後見人養成テキスト』を作成(改訂を重ねて現在4版) ○市民後見推進モデル自治体研修会を開催(以後、平成28年度まで実施)
平成25年度 (2013)	○市民後見人活動調査(タイムスタディ) ○市民後見ヒアリング(12機関)
平成26年度 (2014)	○市民後見自治体調査(128モデル自治体) ○市民後見活動コード(市民後見人が担う範囲)表を作成
平成27年度 (2015)	権利擁護人材育成事業(基金事業)を活用した市民後見の推進に関する調査研究事業 提言:「認知症高齢者等にやさしい地域」の実現に向けた市民後見人活用の方向性 ①認知症の人の容態に応じた意思決定のための切れ目ないネットワーク ②要介護認定時に成年後見制度等による支援の要否判定を加える(要介護認定システムとの連携)
平成28年度 (2016)	成年後見制度の普及・利用促進を推進するための市区町村による広域連携の取組に関する調査研究事業 ○成年後見制度利用促進・市民後見事業に関する全国調査 ○広域実施機関ヒアリング(4機関)

58

「中核機関」の設置は進んだか？

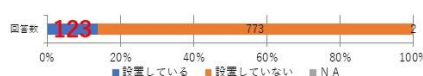
日本経済新聞(2021年4月15日、前日に成年後見制度利用促進専門家会議の第1回WG)に
成年後見制度、支援整わず「中核機関」の設置、自治体の55%*どまり…との記事。
*961市区町村(R3見込)

この数字(55%、961市区町村)が
「…どまり」と過小評価されるものなのか？



(2013年全社協調査でも180弱、当方調査でも同等の数値でした)
中核機関の設置は着実に進んでいると評価

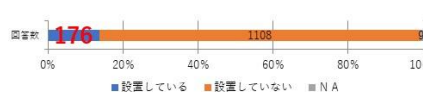
市町村(政令市以外)における「権利擁護センター等」の設置状況 (n=898)



◆市町村(政令市以外)における「権利擁護センター等」の設置状況 (n=898)				
	設置している	設置していない	NA	計
回答数	123	773	2	898
割合(%)	13.7	86.1	0.2	100.0

出典: 全社協調査(全社協が全体的に権利擁護センターの設置率を調査) 2013.03

市町村(政令市以外)における「権利擁護センター等」の設置状況 (n=1,293)



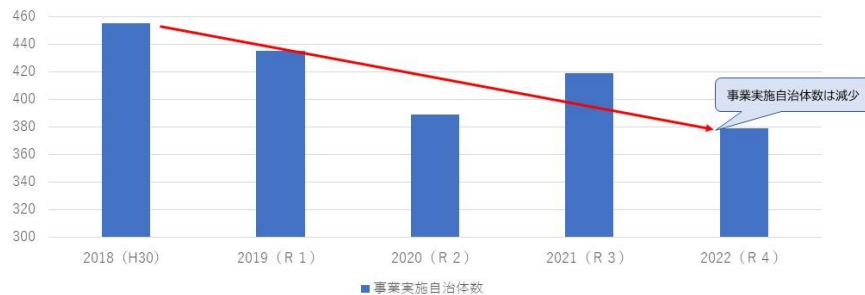
◆市町村(政令市以外)における「権利擁護センター等」の設置状況 (n=1,293)				
	設置している	設置していない	NA	計
回答数	176	1108	9	1293
割合(%)	13.6	85.7	0.7	100.0

出典: 全社協調査(全社協が全体的に権利擁護センターの設置率を調査) 2013.03

59

【おさらい】コロナ禍における事業推移の概要◆事業実施市町村数

事業実施自治体数



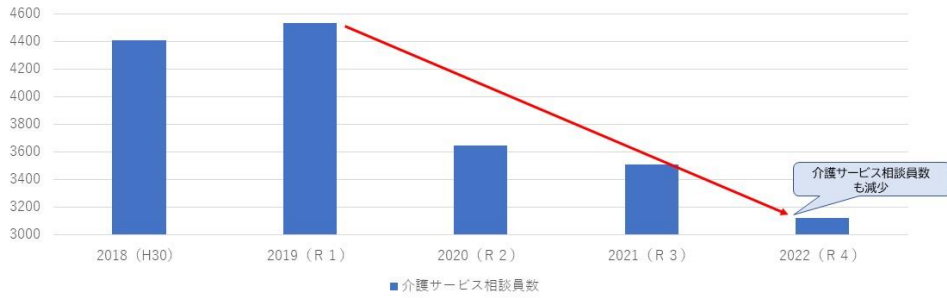
	2018 (H30) n=465	2019 (R1) n=455	2020 (R2) n=467	2021 (R3) n=442	2022 (R4) n=396
自治体数	455	435	389	419	379
今後実施予定	2	0	2	8	12
実施していない	10	7	18	21	25
未回答	20	33	94	35	17

nは事務局数

60

【おさらい】コロナ禍における事業推移の概要◆介護サービス相談員数

介護サービス相談員数



	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)
介護サービス相談員数	4410	4535	3649	3506	3123
養成研修受講者数	388	437	(234)	(209)	(170)
現任研修受講者数	649	681	(369)	(381)	(213)
補 養成研修	-	-	-	-	(20)
事務局研修受講者数	84	85	140	200	128

()内の数値は
全国研修の値

61

【おさらい】コロナ禍における事業推移の概要◆研修受講状況

養成研修受講者数 (全国)



現任研修受講者数 (全国)



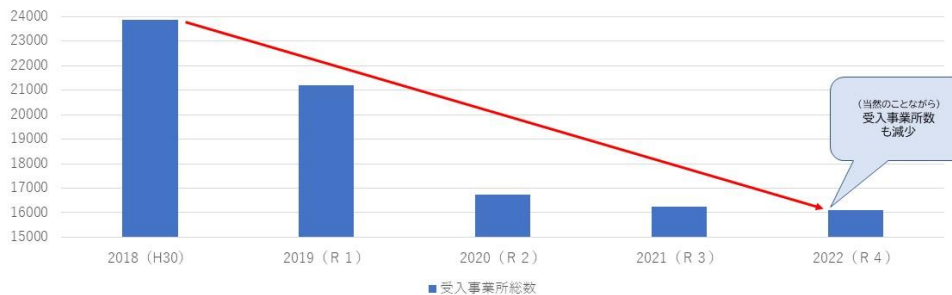
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
養成研修受講者数	388	437	(234)	(209)	(170)	(162)
養成研修(全国)	247	276	234	209	170	162
養成研修(独自)	141	161	-	-	-	-
現任研修受講者数	649	681	(369)	(381)	(213)	(273)
現任研修(全国)	448	466	369	381	213	273
現任研修(独自)	201	215	-	-	-	-
事務局研修受講者数	84	85	140	200	128	128

()内の数値は
全国研修の値

62

【おさらい】受入事業所数・主なサービス種類別事業所数(内訳)

受入事業所総数



	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)
受入事業所総数	23,854	21,201	16,726	16,258	16,103
介護老人福祉施設(地域密着型含む)	3434	3271	2852	2715	2505
介護老人保健施設	1384	1251	1111	1033	925
介護医療院・介護療養型医療施設	124	99	84	77	76
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	3313	3145	2648	2696	2323

(当数のことながら)
受入事業所数
も減少

63

【おさらい】有料老人ホーム(特定外)・サービス付き高齢者向け住宅



	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)
有料老人ホーム(特定施設外)	162	147	116	156	174
有料老人ホーム(特定施設)	461	438	414	474	404
有料老人ホーム(地域密着型)	70	78	60	63	58
サービス付き高齢者向け住宅	103	142	175	253	269
サービス付き高齢者向け住宅(特定施設外)	-	54	108	128	166
サービス付き高齢者向け住宅(特定施設)	-	88	67	125	103
その他 特定施設外の高齢者向けすまい	-	-	29	45	40

2. 調査事業

1. 介護サービス相談員活動調査
2. 介護サービス相談員派遣等事業実態調査
3. 「介護サービス相談員活動が継続できる取組を進めている」取組事業の調査

I. 介護サービス相談員活動調査

I 調査実施の概要

1. 調査の目的

本調査は、2000年度（平成12年度）から実施の介護サービス相談員派遣等事業の状況を全体的に把握するとともに、事業の向上・推進の基礎的資料を得ることを目的として実施しています。調査は3年ごとに実施され、今回は8回目の調査となります。

2. 調査主体

特定非営利活動法人 地域共生政策自治体連携機構 介護サービス相談・地域づくり連絡会

3. 調査時期

2023年（令和5年）9月～2024年（令和6年）1月

4. 調査の対象と調査方法

調査の対象は、市町村事務局、介護サービス相談員、介護サービス相談員派遣先事業所の調査となっており、調査方法は紙の調査票、インターネット上のWebアンケートの調査票からの選択で実施しました。

5. 回収数

各調査の都道府県の回収状況は第I-1-1表のとおりです。有効回収数は、事務局の回収は265件、介護サービス相談員の回収は1,802件、派遣先事業所の回収は2,889件となっています。前回調査と比べて回収件数は落ち込んでいますが、統計的には十分なデータ数が取れており、基本的にはこれまでと同様に検討していきます。

6. 本報告書における記述、前回調査との比較について

①本報告書の記述において、市町村事務局、介護サービス相談員、介護サービス相談員派遣先事業所は下記の表記をとります。

- ・介護サービス相談員派遣等事業実施の市町村事務局⇒事務局
- ・介護サービス相談員派遣等事業における介護サービス相談員⇒相談員
- ・介護サービス相談員派遣等事業における介護サービス相談員派遣先事業所⇒事業所

②令和2年度より名称が変更されていますが「新任研修」、「更新研修」は下記の表記をとります。

- ・新任研修⇒養成研修
- ・更新研修⇒現任研修

③新型コロナウイルス感染症の影響があったため2020年調査は「昨年度」の状況を中心に尋ねました。一方、コロナ禍を経て2023年調査は「今年度」の状況を尋ねています。結果を比較する際には期間が異なる点に留意する必要があります。

7. 文中で使用している括弧

文中で使用している括弧はそれぞれ以下のようになっています。

- ・「 」：設問の選択肢、ならびに選択肢の略記
- ・〈 〉：選択肢を括った表記
…例えば〈そう思う〉は「そう思う」と「ある程度そう思う」を合わせたもの
- ・[]：箱型形式の設問項目、ならびにその略記

第 I - 1 - 1 表 回収状況

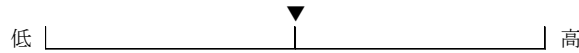
	事務局調査	相談員調査	派遣先調査
北海道	7	17	36
青森県	0	0	0
岩手県	5	13	70
宮城県	1	9	21
秋田県	0	0	0
山形県	7	45	124
福島県	9	74	193
茨城県	8	23	87
栃木県	3	20	22
群馬県	2	3	0
埼玉県	13	83	123
千葉県	19	157	173
東京都	10	86	92
神奈川県	11	69	61
新潟県	3	21	28
富山県	8	40	87
石川県	2	14	27
福井県	6	36	62
山梨県	3	5	33
長野県	13	103	144
岐阜県	10	59	111
静岡県	15	95	226
愛知県	14	115	211
三重県	5	23	30
滋賀県	1	11	22
京都府	6	49	69
大阪府	17	131	174
兵庫県	6	75	72
奈良県	1	1	2
和歌山県	0	7	7
鳥取県	4	19	31
島根県	5	38	66
岡山県	5	13	14
広島県	3	22	16
山口県	3	6	25
徳島県	1	14	9
香川県	4	18	26
愛媛県	11	106	57
高知県	0	0	0
福岡県	8	99	141
佐賀県	2	6	13
長崎県	1	21	39
熊本県	4	17	18
大分県	2	18	43
宮崎県	2	6	7
鹿児島県	5	15	77
沖縄県	0	0	0
合計	265	1802	2889

※神奈川県は横浜市の行政区を含む。

8. 調査結果をみるに当たって

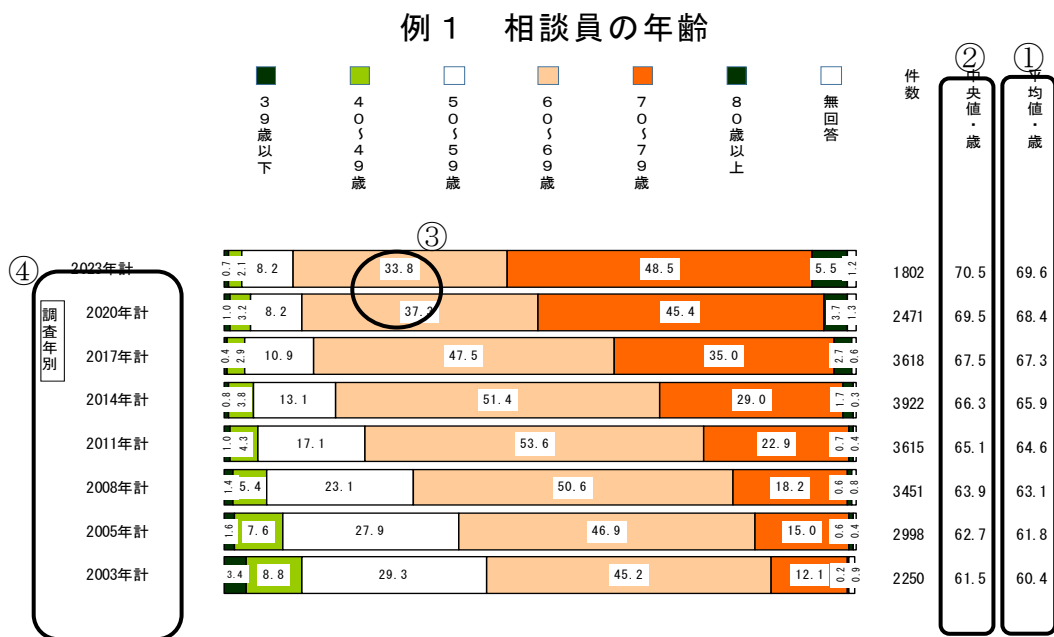
調査結果については下記の図表を例に説明する①～⑤に留意してください。

- ① 平均値は、数値データとして回答された場合に算出されます。
- ② 中央値とは、回答結果を低い方から高い方に並べた場合のちょうど真ん中の値を指します。



★中央値は平均値と似ていますが、平均値が異常値に左右されるのに対し、中央値ではそうしたことがないため、平均値以外のところに多くの分布が集まる場合には、中央値の方が回答者の実感に近いものといえます。

- ③ 図表に示されている比率は、「件数（「無回答」を含む回答数）」を100とした比率です。1つを選択する場合でも比率の合計が100.1、99.9などとなる場合がありますが、これは比率計算の際の四捨五入によるものです。
- ④ 過去の調査と比較できる設問については併記しています。
- ⑤ 複数回答設問の場合は、比率の合計が100%を超えるケースもあります。



⑤ 例2 現在訪問している事業所（複数選択）

	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	介護療養型医療施設・介護医療院	訪問サービス	通所介護	通所リハビリテーション	短期入所生活介護	短期入所療養介護	軽費老人ホーム	特定施設生活介護・特定施設生活介護・養護老人ホーム	有料老人ホーム	特定施設生活介護・特定施設生活介護・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護	福祉施設	地域密着型介護老人向け住宅	老人ホーム	住宅型・健康型有料老人ホーム	その他	無回答	件数
2023年計	61.6	33.6	4.9	1.6	45.1	21.0	14.5	3.7	4.2	5.4	17.2	0.3	10.1	29.2	56.2	6.1	10.5	10.4	3.9	2.4	6.7	1728	

Ⅱ 調査からみえてきたこと

事務局調査

昨年度から今年度にかけての介護サービス相談員の訪問活動の実施状況は、「昨年度は休止・今年度から実施」した自治体が3分の1を占めますが、研修費を除いた事業費の予算総額は2020年調査と変わらない水準となっており、中央値で147.3万円、平均値で221.6万円です。さらに多くの自治体が介護サービス相談員派遣等事業の費用対効果を実感し、さらに市町村における介護サービス相談員派遣等事業の効果についても[疑問・不満解消など支援の質の向上]と[孤独感の解消など精神的なサポート]を中心に多くの自治体が効果を感じています。

一方、新型コロナウイルスの影響もあって今年度から訪問活動を実施した自治体が多いため、事業に関わる主な職員の今年度の合計業務時間は2020年調査から減少しています。さらに介護サービス相談員の活動について一般市民に情報提供している自治体、事務局・相談員・事業者の三者会議を「定期的に行っている」自治体が2020年調査から減少しているなど、コロナ禍に生じた影響は今後の調査を通じて動向を確認していく必要があります。

またコロナ禍を経て、今後希望する養成・現任研修の実施形態に対する希望に変化があり、2020年調査から「オンラインによる全国養成研修」が増加しています(表)。

表 今後希望する養成研修と現任研修の実施形態

	今後希望する養成研修の実施形態						今後希望する現任研修の実施形態						件数	
	対面式の養成研修	オンラインによる養成研修	対面式の養成研修	オンラインによる養成研修	わからない	無回答	対面式の現任研修	オンラインによる現任研修	対面式の現任研修	オンラインによる現任研修	わからない	無回答		
2023年計	37.4	51.3	7.5	0.4	3.0	0.4	34.3	52.1	6.0	0.8	6.0	0.8	265	
2020年計	33.5	<u>42.7</u>	8.3	3.0	11.9	0.6	32.7	<u>42.9</u>	7.5	3.6	12.7	0.6	361	
人口別	2万人未満	<u>10.0</u>	66.7	13.3	3.3	6.7	...	<u>6.7</u>	66.7	13.3	3.3	6.7	3.3	30
	2万人以上	<u>29.8</u>	59.6	8.8	...	1.8	...	<u>26.3</u>	59.6	5.3	1.8	7.0	...	57
	5万人以上	<u>29.0</u>	62.3	4.3	...	4.3	...	<u>26.1</u>	60.9	7.2	...	5.8	...	69
	10万人以上	49.1	<u>40.0</u>	7.3	...	1.8	1.8	47.3	<u>40.0</u>	5.5	...	5.5	1.8	55
	20万人以上	59.3	<u>31.5</u>	7.4	...	1.9	...	55.6	<u>37.0</u>	1.9	...	5.6	...	54

※下線数字は「2023年計」より5ポイント以上少ないことを示す

※薄い網かけ数字は「2023年計」より5ポイント以上多いことを示す

※濃い網かけ数字は「2023年計」より15ポイント以上多いことを示す

相談員調査

介護サービス相談員の平均年齢は 69.6 歳で、上昇が続いており、若手人材の確保が課題となっています(図)。昨年度から今年度にかけての訪問活動の実施状況については、「昨年度は休止・今年度から訪問」が半数を占めており、相談員調査についても今年度から訪問活動を実施しているケースが多くなっています。一方、これまでの調査結果と同じく、相談員の活動に対するやりがいは高く、さらに今後も介護サービス相談員活動を継続したい相談員も多くなっています(図)。相談員の訪問による身体拘束等の虐待への抑止効果も多数が実感しています。また、今年度の相談・観察数も[食事関連](1,270件)や[職員の対応やケア](1,069件)を中心に多くの件数が報告されています。

しかしながら、相談員の活動も新型コロナウイルス感染症の影響を受けています。活動における具体的な悩みでは「活動にブランク期間が生じたこと」を4人に1人が感じています。訪問活動の中では[事業所への訪問頻度や滞在時間減少した]を8割が感じており、[相談員とサービス利用者の対話減少]、[訪問時の制約が増え観察が困難]、[利用者の認知・身体機能が低下]、[事業所が閉鎖的になった]についても半数以上が影響を感じており、今後も新型コロナウイルス感染症による相談員の活動の影響が危惧されるところです。

図 年齢

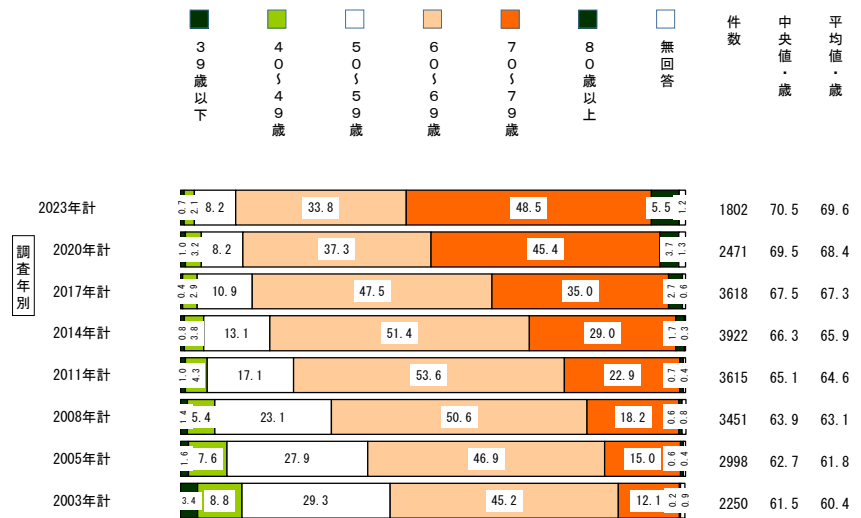


図 活動に対するやりがい（活動中の方）

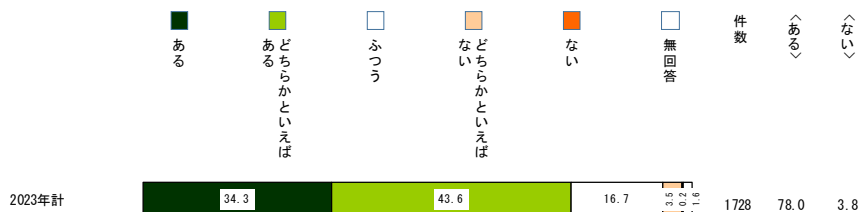
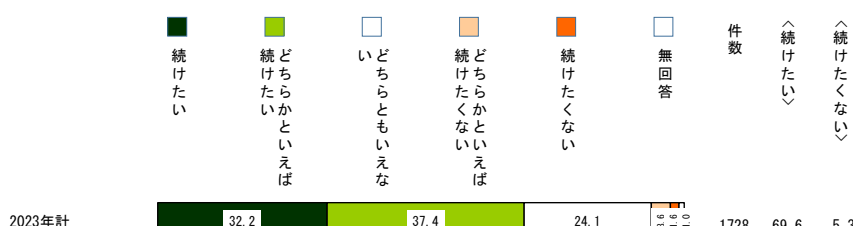


図 相談員活動の継続意思（活動中の方）



派遣先調査

昨年度から今年度にかけての介護サービス相談員の受け入れ状況については、「昨年度は休止・今年度から受け入れ」が半数を占めています。派遣先調査についても今年度から訪問活動を実施しているケースが多くなっています。

ただし、介護サービス相談員の受け入れによって「緊張感からよりよいケアができる」が7割弱に及びなど、事業の効果を実感する事業所はこれまでの調査結果と同じく多くを占めています。

一方、新型コロナウイルス感染症の影響も大きく、利用者や家族の介護サービス相談員が訪問していることの周知度、自施設への介護サービス相談員の訪問に対する職員の周知度、利用者や家族の介護サービス相談員の役割についての理解度は、いずれも低下しています。さらに新型コロナウイルス感染症によって「職員が忙しく体力的な負担が増えた」と「仕事の絶対量が増えた」とする事業所は8割台に及び、事業所の負担軽減が喫緊の課題として浮かび上がっています（表）。

表 新型コロナウイルス感染症による事業所、職員、利用者への影響
（＜>の比率）

	的職 な員 が担 がし 増く え体 た力	シ職 ヨ員 のモ 下チ がベ つー た	対職 話員 がと 減利 用者 との	と利 の用 対者 話と 減の つ家 た族	体利 機用 能者 がの 低認 下知 し・ た身	利 用 者 が ス 増 え 感 た る	え仕 た事 の絶 対 量 が 増	件 数
2023年計	87.0	58.6	40.2	71.3	72.3	74.8	84.6	2889
2020年計	<u>72.2</u>	<u>43.5</u>	<u>24.0</u>	73.6	<u>52.4</u>	73.2	-	4394
事業の 種類別								
特養	91.5	70.7	48.7	90.4	81.2	84.4	86.9	680
老健	96.0	63.2	50.0	86.4	75.4	85.7	93.8	272
デイサービス	82.6	<u>44.8</u>	<u>29.4</u>	<u>34.8</u>	<u>60.1</u>	<u>61.8</u>	82.4	489
デイケア	<u>81.2</u>	53.6	46.4	<u>49.3</u>	<u>60.9</u>	71.0	81.2	69
短期入所生活介護	90.0	70.0	46.7	66.7	80.0	80.0	86.7	30
特定・有料ホーム	83.2	59.3	36.3	78.8	77.9	84.1	84.1	113
認知症対応型デイ	<u>73.9</u>	58.7	<u>34.8</u>	<u>41.3</u>	<u>58.7</u>	<u>50.0</u>	<u>76.1</u>	46
小規模多機能	82.4	55.2	37.0	<u>51.5</u>	<u>61.8</u>	<u>66.1</u>	80.0	165
グループホーム	85.4	58.6	38.2	80.6	74.9	72.3	83.9	665
地域密着型特養	90.6	56.8	36.7	85.6	74.8	76.3	87.8	139
サ高住	<u>81.1</u>	<u>43.2</u>	<u>29.7</u>	<u>51.4</u>	78.4	73.0	<u>73.0</u>	37
住宅型・健康型有料老人ホーム	92.1	<u>44.7</u>	<u>34.2</u>	<u>65.8</u>	78.9	86.8	86.8	38
受入 開始 時期別								
00～04年度	85.7	<u>52.7</u>	44.0	76.9	74.7	79.1	87.9	91
05～09年度	88.3	55.0	<u>32.4</u>	82.0	70.3	74.8	87.4	111
10～14年度	88.5	57.3	38.0	76.6	74.0	75.5	83.3	192
15～20年度	86.4	55.9	40.9	69.2	70.6	74.2	82.8	279
21～23年度	82.9	53.7	<u>33.5</u>	70.7	72.6	75.6	<u>78.7</u>	164

※下線数字は「2023年計」より5ポイント以上少ないことを示す

※薄い網かけ数字は「2023年計」より5ポイント以上多いことを示す

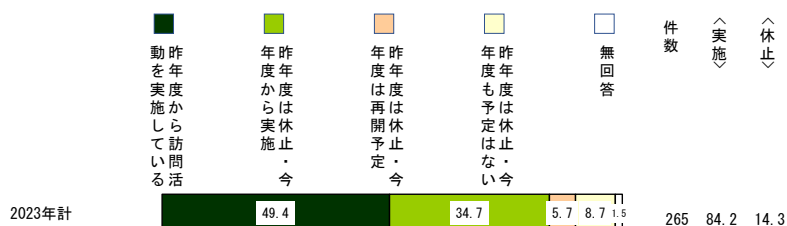
※濃い網かけ数字は「2023年計」より15ポイント以上多いことを示す

Ⅱ－１ 事務局調査の結果の概要

1. 介護サービス相談員の訪問活動の実施状況

昨年度から今年度にかけての介護サービス相談員の訪問活動の実施状況についてみると「昨年度は休止・今年度から実施」が34.7%に及んでいます（第Ⅱ－１－１図）。今年度から訪問活動を実施しているケースが多くなっています。

第Ⅱ－１－１図 昨年度から今年度にかけての
介護サービス相談員の訪問活動の実施状況



2. 相談員の身分、交通費・報酬の支払い方

相談員の身分についてみると、「有償ボランティア」(44.5%)が最も多く、以下「特別非常勤職員」(14.3%)、「会計年度任用職員(パートタイム)」(9.8%)「臨時的任用職員」(1.9%)、「無償ボランティア」(1.9%)、「会計年度任用職員(フルタイム)」(0.8%)となっています（第Ⅱ－１－１表）。また、交通費の支払い方法で最も多いのは「報酬等に含まれる」(49.1%)となっており、時系列でみても増加傾向にあります。報酬の支払い方法は「訪問1回あたりの報酬」(56.6%)が多く、こちらは時系列でみても変わらない結果です。

第Ⅱ－１－１表 相談員の身分、交通費・報酬の支払い方

調査年別	相談員の身分									交通費の支払い方							報酬の支払い方							件数		
	会計年度任用職員(フルタイム)	会計年度任用職員(パートタイム)	臨時的任用職員	特別非常勤職員	任期付きフルタイム職員	有償ボランティア	無償ボランティア	その他	無回答	実費精算	回数あたり	定額支給・訪問1	定額支給・月額	定額支給・年額	定額支給・その他	報酬等に含まれる	交通費はない	無回答	時給制	日給制	月給制	年契約による報酬	報酬1回あたりの		その他	報酬はない
2023年計	0.8	9.8	1.9	14.3	...	44.5	1.9	24.5	2.3	9.8	11.3	3.8	...	4.9	49.1	20.8	0.4	8.3	12.5	12.5	1.1	56.6	5.7	2.3	1.1	265
2020年計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9.7	17.2	4.7	0.3	3.3	41.6	22.2	1.1	5.8	12.2	11.4	2.2	59.8	5.0	2.5	1.1	361
2017年計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11.3	18.2	5.6	0.5	3.6	34.8	25.1	1.0	4.3	14.3	12.8	1.5	58.6	5.1	2.8	0.5	391
2014年計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10.7	20.4	4.6	0.5	5.6	35.3	21.4	1.5	5.6	15.8	13.9	1.2	55.2	5.4	2.2	0.7	411
2011年計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9.3	22.2	5.5	1.2	5.5	32.7	20.3	3.3	3.3	14.1	16.5	1.9	54.2	4.3	2.9	2.9	419
2005年計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7.1	5.4	2.0	...	3.4	11.4	69.6	1.1	4.0	17.6	16.5	3.4	48.6	2.8	4.5	1.7	352
2003年計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4.0	19.3	16.1	3.4	42.2	7.6	5.9	1.4	353

※下線数字は「2023年計」より5ポイント以上少ないことを示す
 ※薄い網かけ数字は「2023年計」より5ポイント以上多いことを示す
 ※濃い網かけ数字は「2023年計」より15ポイント以上多いことを示す

3. 研修費除く事業予算総額

研修費を除いた事業費の予算総額は、中央値で147.3万円、平均値で221.6万円となっており、2020年調査と変わらない水準です（第Ⅱ－1－2表）。

活動者数別に予算総額をみると、5人未満の中央値96.0万円（平均175.6万円）から20人以上の中央値334.3万円（平均538.0万円）まで介護サービス相談員数に対応して予算総額も多くなっています。

人口別についても予算総額をみると、人口5万人以上10万人未満になると中央値で100万円を超え、20万人以上では中央値296.2万円となっています。

第Ⅱ－1－2表
研修費除く事業の予算総額（事務局調査）

	件数	中央値・万円	平均値・万円
2023年計	265	147.3	221.6
調査年別			
2020年計	361	143.6	238.7
2017年計	391	138.6	207.3
2014年計	411	136.7	208.2
実際の活動者数別			
1人以上	76	96.0	175.6
5人以上	94	122.4	202.7
10人以上	44	170.5	239.7
15人以上	21	227.7	263.3
20人以上	16	334.3	538.0
人口別			
2万人未満	30	57.6	163.8
2万人以上	57	96.8	114.5
5万人以上	69	122.8	144.7
10万人以上	55	209.6	273.8
20万人以上	54	296.2	405.2

※下線数字は「2023年計」より5ポイント以上少ないことを示す
 ※薄い網かけ数字は「2023年計」より5ポイント以上多いことを示す
 ※濃い網かけ数字は「2023年計」より15ポイント以上多いことを示す

4. 事業に関わる主な自治体職員の業務時間

事業に関わる主な職員の今年度の合計業務時間についてみると、中央値は50.0時間、平均値は106.2時間となっています。領域ごとの今年度の業務時間を平均でみると、[研修の準備や調整などの時間]が38.3時間、[報償費支払いやファイリングなどの事務に関する時間]が35.7時間、[その他]が43.5時間となっています。訪問活動を「昨年度は休止・今年度から実施」した自治体が多いこともあり、平均時間は2020年調査に比べて少なくなっています（第Ⅱ－1－3表）。

第Ⅱ－1－3表 事業に関わる主な自治体職員の業務時間

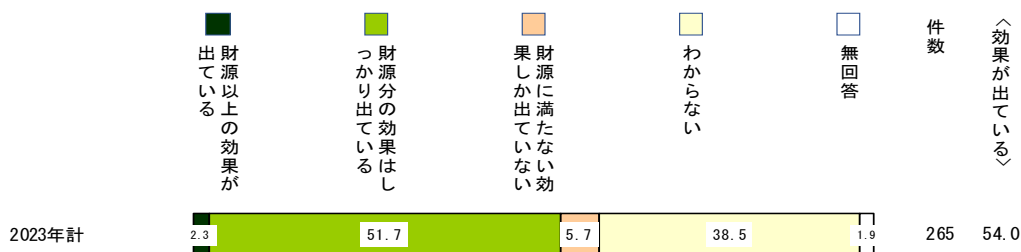
	件数	合計の業務時間		研修の準備や調整などの時間		報償費支払いやファイリングなどの事務に関する時間		その他	
		中央値・時間	平均値・時間	中央値・時間	平均値・時間	中央値・時間	平均値・時間	中央値・時間	平均値・時間
2023年計	265	50.0	106.2	16.0	38.3	12.0	35.7	10.0	43.5
調査年別									
2020年計	361	64.5	134.8	24.0	47.0	20.0	45.6	17.0	48.5
2017年計	391	70.0	124.8	20.0	43.1	20.0	43.6	10.0	37.1

5. 事業の費用対効果、事業の市町村における効果

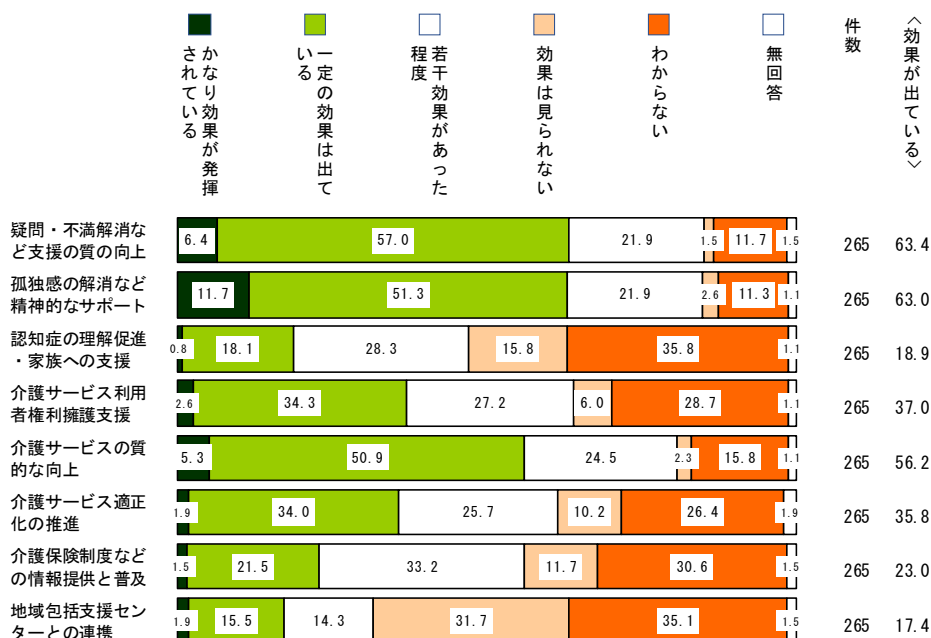
事務局調査から介護サービス相談員派遣等事業の費用対効果の評価をみると、「財源以上の効果が出ている」(2.3%)と「財源分の効果はしっかり出ている」(51.7%)を合わせた<効果が出ている>は54.0%に及びます(第Ⅱ-1-2図)。

さらに市町村における介護サービス相談員派遣等事業の効果を<効果が出ている>(「かなり効果が発揮されている」と「一定の効果は出ている」の計)の比率からみると、[疑問・不満解消など支援の質の向上](63.4%)と[孤独感の解消など精神的なサポート](63.0%)は6割台を占めており、多くの自治体で効果が感じられています(第Ⅱ-1-3図)。また[介護サービスの質的な向上]も56.2%に達し、[介護サービス利用者権利擁護支援](37.0%)や[介護サービス適正化の推進](35.8%)も4割弱に達します。

第Ⅱ-1-2図 事業の費用対効果



第Ⅱ-1-3図 市町村における介護サービス相談員派遣等事業の効果



6. 今後希望する養成・現任研修の実施形態

今後希望する養成研修の実施形態は、「オンラインによる全国養成研修」(51.3%)が多く、次いで「対面式の全国養成研修」が37.4%となっています。また「対面式の独自養成研修」(7.5%)、「オンラインによる独自養成研修」(0.4%)はいずれも1割未満です(第Ⅱ-1-4表)。2020年調査から「オンラインによる全国養成研修」が増加しています。

現任研修の実施形態に対する希望をみても、最も多いのは「オンラインによる全国研修」(52.1%)で、これに「対面式の全国研修」が34.3%で続いています。こちらも2020年調査から「オンラインによる全国研修」が増加しています。

人口別にみると、10万人未満までは養成研修・現任研修のいずれも「オンライン(全国)」が「対面式(全国)」を上回りますが、10万人以上では「対面式(全国)」多くなっています。

第Ⅱ-1-4表
今後希望する養成研修と現任研修の実施形態

	今後希望する養成研修の実施形態						今後希望する現任研修の実施形態						件数	
	対面式の全国養成研修	オンラインによる養成研修	対面式の独自養成研修	オンラインによる独自養成研修	わからない	無回答	対面式の全国研修	オンラインによる研修	対面式の独自研修	オンラインによる独自研修	わからない	無回答		
2023年計	37.4	51.3	7.5	0.4	3.0	0.4	34.3	52.1	6.0	0.8	6.0	0.8	265	
2020年計	33.5	<u>42.7</u>	8.3	3.0	11.9	0.6	32.7	<u>42.9</u>	7.5	3.6	12.7	0.6	361	
実際の活動者数別	1人以上	<u>22.4</u>	64.5	7.9	1.3	2.6	1.3	<u>17.1</u>	64.5	9.2	1.3	6.6	1.3	76
	5人以上	33.0	57.4	7.4	...	2.1	...	<u>28.7</u>	60.6	4.3	1.1	4.3	1.1	94
	10人以上	54.5	<u>38.6</u>	4.5	...	2.3	...	54.5	<u>36.4</u>	6.8	...	2.3	...	44
	15人以上	66.7	<u>23.8</u>	9.5	71.4	<u>28.6</u>	21
	20人以上	56.3	<u>31.3</u>	12.5	50.0	<u>25.0</u>	6.3	...	18.8	...	16
人口別	2万人未満	<u>10.0</u>	66.7	13.3	3.3	6.7	...	<u>6.7</u>	66.7	13.3	3.3	6.7	3.3	30
	2万人以上	<u>29.8</u>	59.6	8.8	...	1.8	...	<u>26.3</u>	59.6	5.3	1.8	7.0	...	57
	5万人以上	<u>29.0</u>	62.3	4.3	...	4.3	...	<u>26.1</u>	60.9	7.2	...	5.8	...	69
	10万人以上	49.1	<u>40.0</u>	7.3	...	1.8	1.8	47.3	<u>40.0</u>	5.5	...	5.5	1.8	55
	20万人以上	59.3	<u>31.5</u>	7.4	...	1.9	...	55.6	<u>37.0</u>	1.9	...	5.6	...	54

※下線数字は「2023年計」より5ポイント以上少ないことを示す

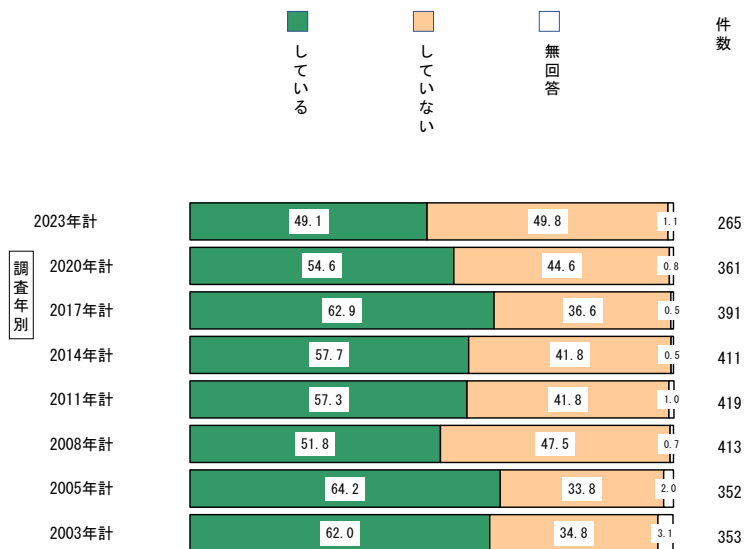
※薄い網かけ数字は「2023年計」より5ポイント以上多いことを示す

※濃い網かけ数字は「2023年計」より15ポイント以上多いことを示す

7. 相談員活動について一般市民への情報提供

介護サービス相談員の活動を一般市民に情報提供しているかどうかでは、「している」は49.1%、「していない」は49.8%となっています（第Ⅱ－1－4図）。時系列でみると、「している」比率は減少傾向にあります。

第Ⅱ－1－4図 一般市民への情報提供

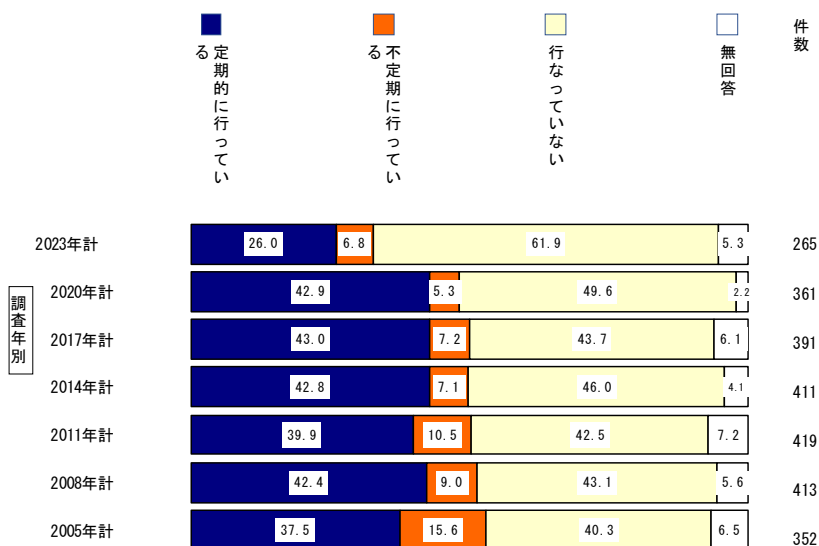


8 .
事務

局・相談員・事業者の三者会議

事務局と相談員、事業者の三者会議の開催については、「定期的に行っている」(26.0%)と「不定期に行っている」(6.8%)を合わせた<行っている>が32.8%、「行っていない」が61.9%となっています（第Ⅱ－1－5図）。2020年調査から「定期的に行われている」が減少しています。

第Ⅱ－1－5図 事務局・相談員・事業者の三者会議

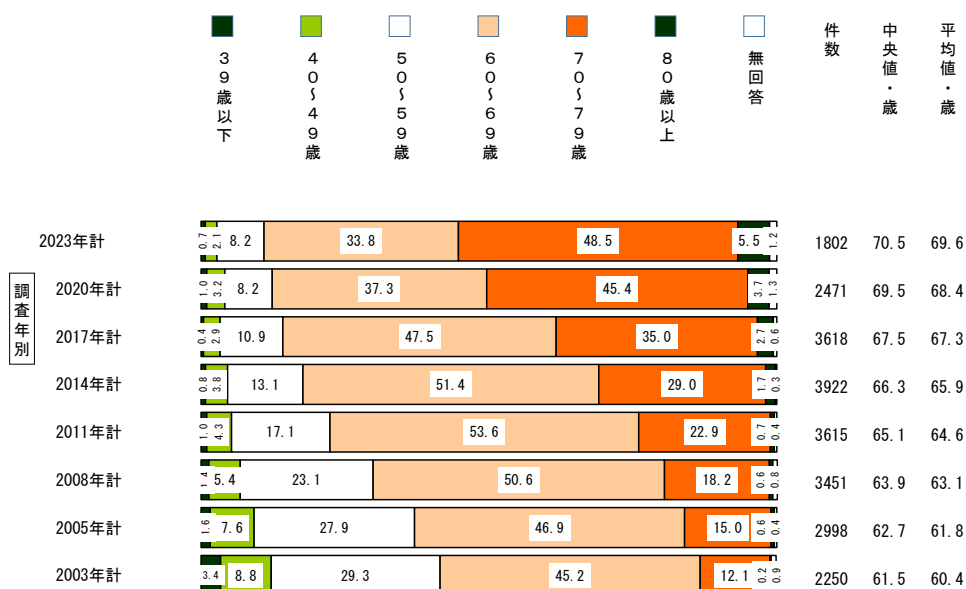


Ⅱ－２ 相談員調査の結果の概要

1. 介護サービス相談員の年齢

介護サービス相談員の平均年齢は69.6歳で、分布は「70～79歳」が48.5%と最も多くなっています（第Ⅱ－２－２図）。2003年調査以降、平均年齢は上昇が続いています。

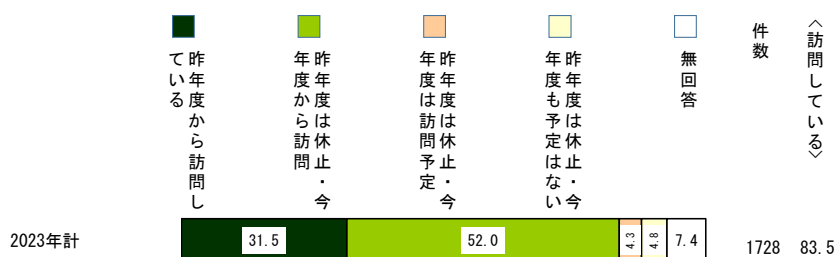
第Ⅱ－２－１図 年齢



2. 介護サービス相談員の訪問活動の実施状況

昨年度から今年度にかけての訪問活動の実施状況については、「昨年度から訪問している」は31.5%、「昨年度は休止・今年度から訪問」は52.0%となっており、これらを合わせた「訪問している」は83.5%です。一方、「昨年度は休止・今年度は訪問予定」は4.3%、「昨年度は休止・今年度も予定はない」は4.8%となっています（第Ⅱ－２－２図）。相談員調査についても、今年度から訪問活動を実施しているケースが多くなっています。

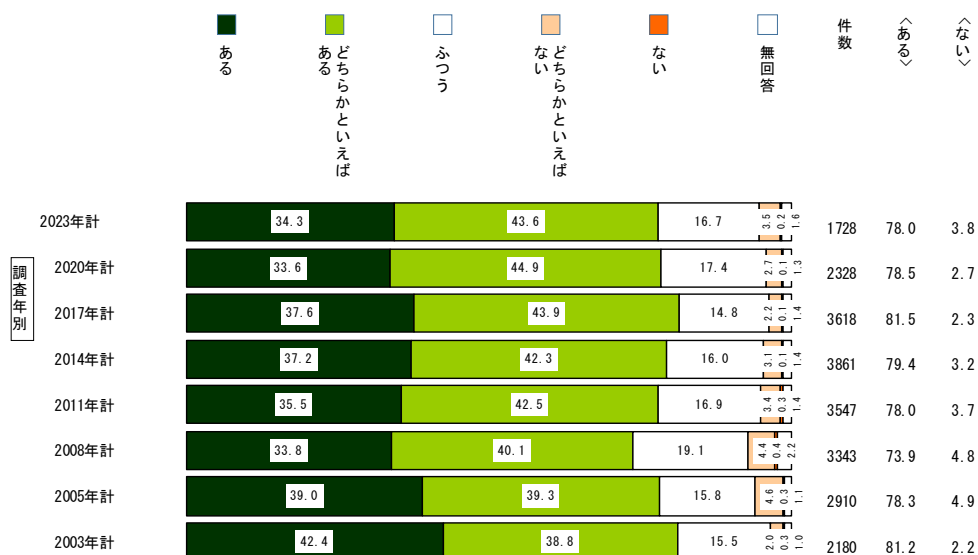
第Ⅱ－２－２図 昨年度から今年度にかけての訪問活動の実施状況
(活動中の方)



3. 活動に対するやりがい

介護サービス相談員の活動に対するやりがいを尋ねた結果をみると、「ある」が34.3%、「どちらかといえばある」が43.6%で、やりがいの〈ある〉人が78.0%と多数を占めます（第Ⅱ－2－3図）。時系列でみても多くの相談員がやりがいを感じていることは変わりません。

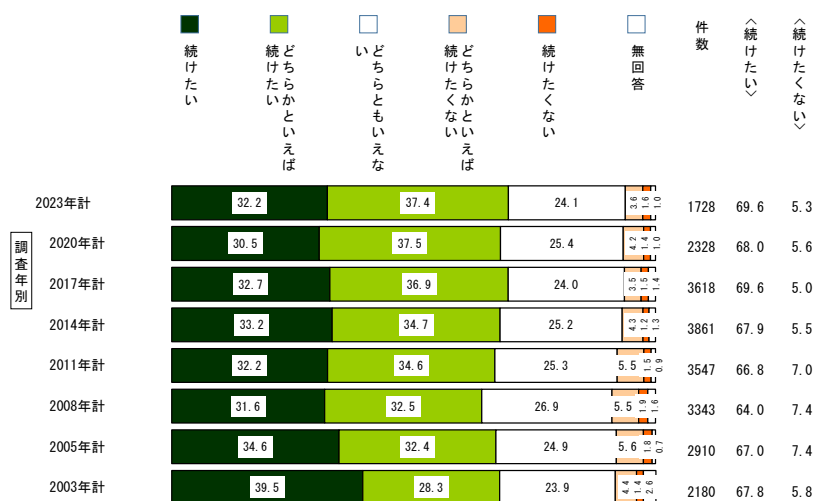
第Ⅱ－2－3図 活動に対するやりがい（活動中の方）



4. 活動の継続に関する意識

今後も介護サービス相談員活動を続けたいかどうか尋ねた結果は、「続けたい」(32.2%)と「どちらかといえば続けたい」(37.4%)を合わせた〈続けたい〉が69.6%と多く、〈続けたくない〉(「続けたくない」+「どちらかといえば続けたくない」)は5.3%とわずかです（第Ⅱ－2－4図）。時系列でみても〈続けたい〉人が多く、これまでと変わらない結果です。

第Ⅱ－2－4図 相談員活動の継続意思（活動中の方）



5. 活動中の悩み

介護サービス相談員としての活動において悩みがある人に、その内容を9つの中からあてはまるものすべてを選んでもらいました。「利用者とのコミュニケーション」(54.2%)が最も多く、以下「利用者の声を感じとれないこと」(37.5%)、「事業者との関係づくり」(37.0%)が3割台、「新型コロナウイルス感染症への不安」(24.7%)、「活動にブランク期間が生じたこと」(24.5%)、「困難な相談事例への対応」(22.6%)は2割台、「相談員間の関係づくり」(12.9%)、「事務局・市町村等との関係づくり」(11.2%)は1割台となっています(第Ⅱ-2-1表)。

第Ⅱ-2-1表 相談員の活動上における悩みの内容
(活動中の方、悩みの「ある」人)

	利用者とのコミュニケーション	利用者の声を感じとれないこと	困難な相談事例への対応	相談員間の関係づくり	事業者との関係づくり	事務局・市町村等との関係づくり	新型コロナウイルス感染症への不安	活動にブランク期間が生じたこと	その他	無回答	件数
2023年計	54.2 ①	37.5 ②	22.6	12.9	37.0 ③	11.2	24.7	24.5	8.4	0.5	1058
調査年別											
2020年計	52.1 ②	40.9 ③	26.2	9.9	40.3 ③	9.5	60.5 ①	-	4.5	0.5	1573
2017年計	57.7 ①	44.1 ②	24.8	10.2	41.0 ③	8.4	-	-	10.4	0.5	2433
2014年計	48.1 ②	50.9 ①	24.3	10.4	45.7 ③	9.2	-	-	10.7	0.3	2599
2011年計	49.5 ②	52.7 ①	21.3	9.6	44.3 ③	9.5	-	-	8.8	1.4	2407
2008年計	47.7 ②	53.8 ①	22.8	9.5	41.3 ③	8.9	-	-	10.9	1.3	2421
2005年計	53.4 ①	47.2 ②	21.9	9.9	40.7 ③	8.2	-	-	12.1	1.6	2185

※下線数字は「2023年計」より5ポイント以上少ないことを示す
 ※薄い網かけ数字は「2023年計」より5ポイント以上多いことを示す
 ※濃い網かけ数字は「2023年計」より15ポイント以上多いことを示す
 ※丸数字は比率の順位(第3位まで表示)

6. 現在訪問している事業所

相談員が訪問している事業所の提供サービスの種類を20項目の中からいくつでも選んでもらいました。結果をみると「特別養護老人ホーム」(61.6%)が最も多く、以下「認知症対応型共同生活介護(グループホーム)」が56.2%、「通所介護(デイサービス)」が45.1%、「介護老人保健施設」が33.6%、「小規模多機能型居宅介護」(29.2%)と「通所リハビリテーション」(21.0%)は2割台などとなっています(第Ⅱ-2-2表)。また「サービス付き高齢者向け住宅」は10.4%です。

2020年調査から「特養」、「介護老人保健施設」、「短期入所生活介護」、「グループホーム」、が減少しています。

第Ⅱ-2-2表 現在訪問している事業所(活動中の方、複数選択)

	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	設・介護医療施設	訪問サービス	通所介護	シ通所リハビリテーション	短期入所生活介護	短期入所療養介護	軽費老人ホーム	特定施設生活介護・養護老人ホーム	特定施設生活介護・有料老人ホーム	特定施設生活介護・型訪問巡回・随時対応	定期巡回・随時対応	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護	入居者生活介護	地域密着型特定施設	福祉施設	地域密着型介護老人	サービス付き高齢者向け住宅	老人ホーム・健康型有料	その他	無回答	件数
2023年計	61.6 ①	33.6 ④	4.9	1.6	45.1 ③	21.0 ⑥	14.5	3.7	4.2	5.4	17.2 ⑦	0.3	10.1	29.2 ⑤	56.2 ②	6.1	10.5	10.4	3.9	2.4	6.7		1728		
調査 年別	80.3 ①	52.5 ③	6.4	1.5	45.6 ④	24.4 ⑥	21.6 ⑦	7.1	4.9	7.0	18.6	0.4	13.0	30.3 ⑤	63.1 ②	7.1	14.5	-	-	-	-	1.7	2328		
2017年計	78.4 ①	53.0 ③	8.7	3.3	51.1 ④	29.1 ⑦	29.5 ⑥	9.0	4.7	7.6	17.8	0.4	14.3	32.4 ⑤	60.6 ②	11.3	9.4	-	-	-	-	1.9	3618		
2014年計	77.6 ①	52.2 ④	10.6	3.8	53.9 ③	28.3 ⑥	29.3 ⑤	9.4	4.8	7.7	15.3	0.5	14.9	24.9 ⑦	61.4 ②	6.2	11.4	-	-	-	-	<u>1.5</u>	3861		
2011年計	79.4 ①	54.7 ④	11.9	3.2	55.3 ③	30.2 ⑤	29.5 ⑥	9.6	-	-	14.2	-	-	<u>22.9</u> ⑦	58.2 ②	-	-	-	-	-	-	<u>0.9</u>	3547		
2008年計	76.2 ①	52.2 ③	14.8 ⑦	12.2	52.3 ②	28.5 ⑤	20.9 ⑥	11.7	-	-	13.8	-	-	11.6 ④	50.9	-	-	-	-	-	-	1.9	3343		

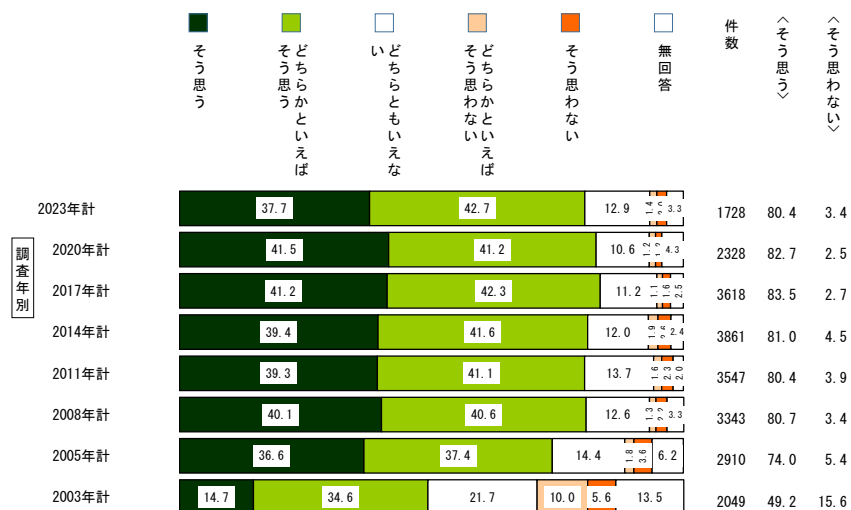
※下線数字は「2023年計」より5ポイント以上少ないことを示す
 ※薄い網かけ数字は「2023年計」より5ポイント以上多いことを示す
 ※濃い網かけ数字は「2023年計」より15ポイント以上多いことを示す
 ※丸数字は比率の順位(第7位まで表示)

7. 身体拘束等の虐待への抑止効果

相談員の訪問が身体拘束等の虐待への抑止効果については、「そう思う」(37.7%)と「どちらかといえばそう思う」(42.7%)を合わせた<そう思う>(80.4%)が多数を占め、このような結果は2008年調査から大きく変わりません(第Ⅲ-2-5図)。

また活動期間の違いに関係なく、多くの相談員が虐待抑止効果を実感しています。

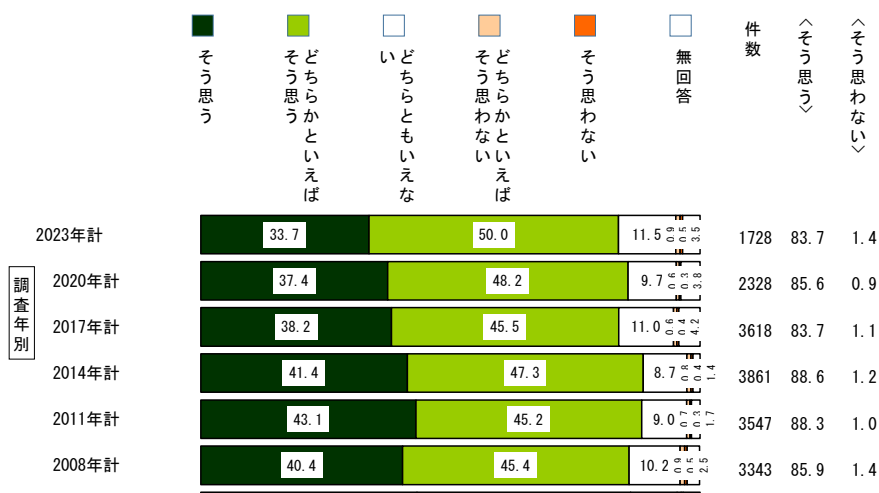
第Ⅱ-2-5図 身体拘束等の虐待への抑止効果(活動中の方)



8. 事業とサービスの適正化や質の向上・改善

介護サービス相談員派遣等事業が、サービスの適正化や質の向上・改善につながっているかどうかを尋ねました。結果をみると「そう思う」が33.7%、「どちらかといえばそう思う」が50.0%で、これらを合わせた<そう思う>が83.7%となっています。時系列でみても変わらない結果です(第Ⅱ-2-6図)。

第Ⅱ-2-6図 介護サービス相談員派遣等事業は、サービスの適正化や質の向上・改善等につながっていると思うかどうか(活動中の方)

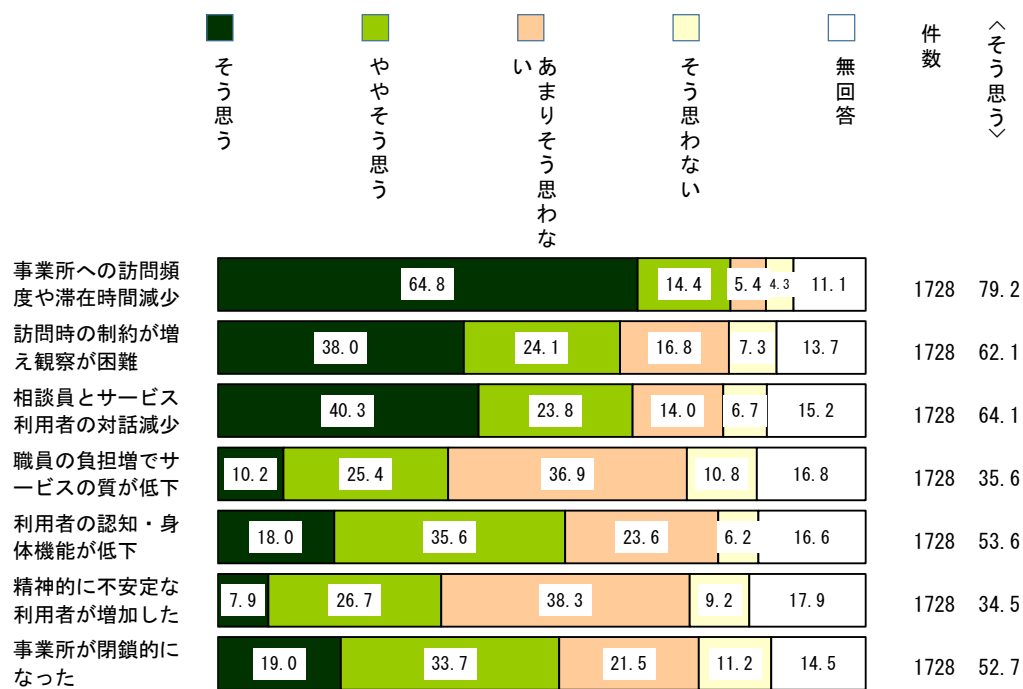


9. 新型コロナウイルス感染症の影響について

新型コロナウイルス感染症の影響を訪問活動、事業所、利用者の領域についてみると、「**そう思う**」と「**ややそう思う**」を合わせた**＜そう思う＞**は、[事業所への訪問頻度や滞在時間減少した]で79.2%と多くなっています。また[相談員とサービス利用者の対話減少]（64.1%）、[訪問時の制約が増え観察が困難]（62.1%）、[利用者の認知・身体機能が低下]（53.6%）、[事業所が閉鎖的になった]（52.7%）についても半数以上が影響を実感しています。[職員の負担増でサービスの質が低下]（35.6%）や[精神的に不安定な利用者が増加した]（34.5%）は相対的に比率が低いものの、3割台半ばを占めています（**第Ⅱ－２－７図**）。

第Ⅱ－２－７図

新型コロナウイルス感染拡大症の影響について（活動中の方）

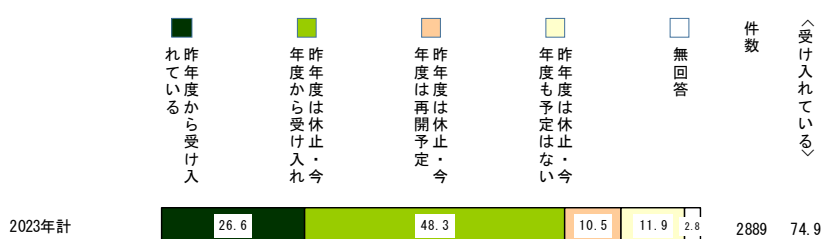


Ⅱ－３ 派遣先調査の結果の概要

1. 介護サービス相談員の受け入れ状況

昨年度から今年度にかけての介護サービス相談員の受け入れ状況については、「昨年度から受け入れている」が 26.6%、「昨年度は休止・今年度から受け入れ」が 48.3%となっており、これらを合わせた現在<受け入れている>は 74.9%です。一方、「昨年度は休止・今年度は再開予定」は 10.5%、「昨年度は休止・今年度も予定はない」は 11.9%となっています（第Ⅱ－3－1 図）。

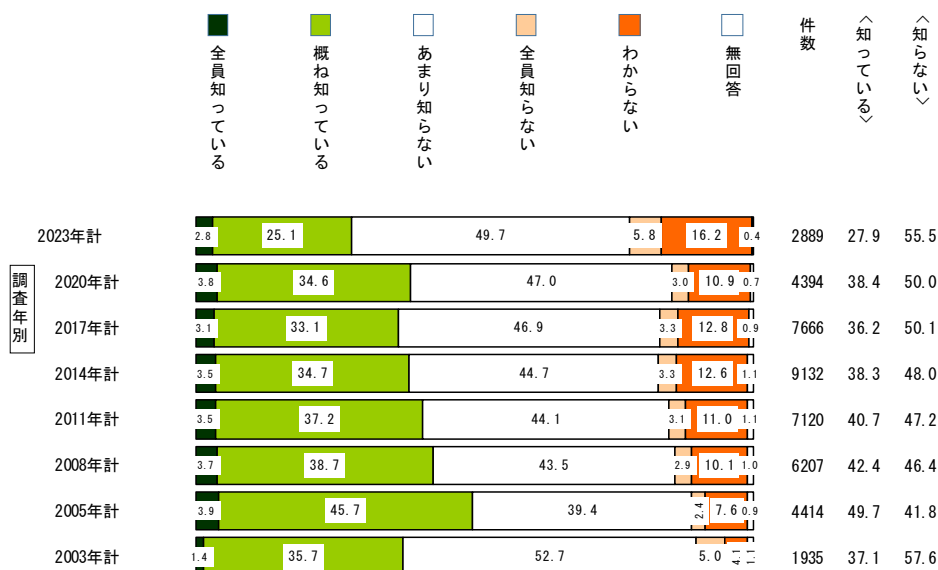
第Ⅱ－3－1 図 昨年度から今年度にかけての
介護サービス相談員の受け入れ状況



2. 介護サービス相談員に関する利用者や家族の周知度

利用者や家族の介護サービス相談員が訪問していることの周知度にみると、<知っている>が 27.9%、<知らない>が 55.5%、「わからない」が 16.2%となっています（第Ⅱ－3－2 図）。2020 年調査から<知っている>が減少し、<知らない>と「わからない」が増加しています。

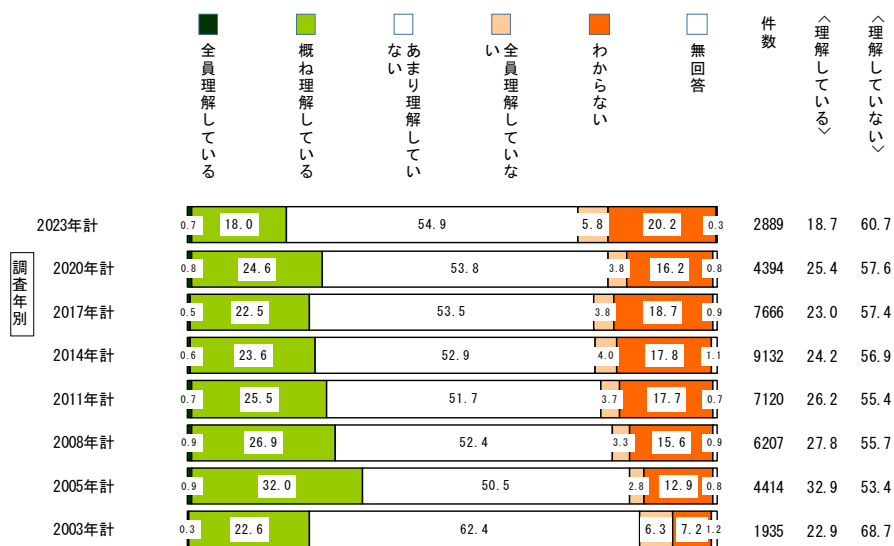
第Ⅱ－3－2 図 利用者や家族の介護サービス相談員が
訪問していることの周知度



3. 介護サービス相談員の役割についての利用者や家族の理解度

周知度に続いて、利用者や家族の介護サービス相談員の役割についての理解度は、＜理解している＞が18.7%、＜理解していない＞が60.7%となっています（第Ⅱ－3－3図）。2020年調査から＜理解している＞は減少し、＜理解していない＞や「わからない」が増加しています。

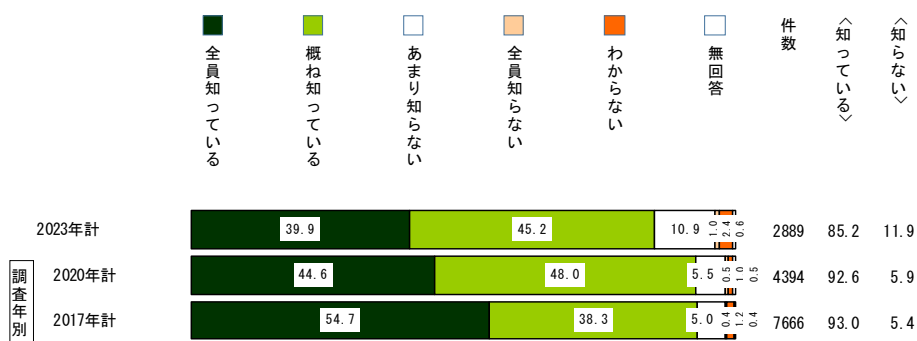
第Ⅱ－3－3図 利用者や家族の介護サービス相談員の役割の理解度



4. 介護サービス相談員訪問についての職員の周知度

自分の施設への介護サービス相談員の訪問を、職員がどのくらい周知しているか尋ねたところ、「全員知っている」が39.9%、「概ね知っている」が45.2%で、これらを合わせた＜知っている＞が85.2%となっています（第Ⅱ－3－4図）。時系列でみると「全員知っている」は減少傾向にあります。

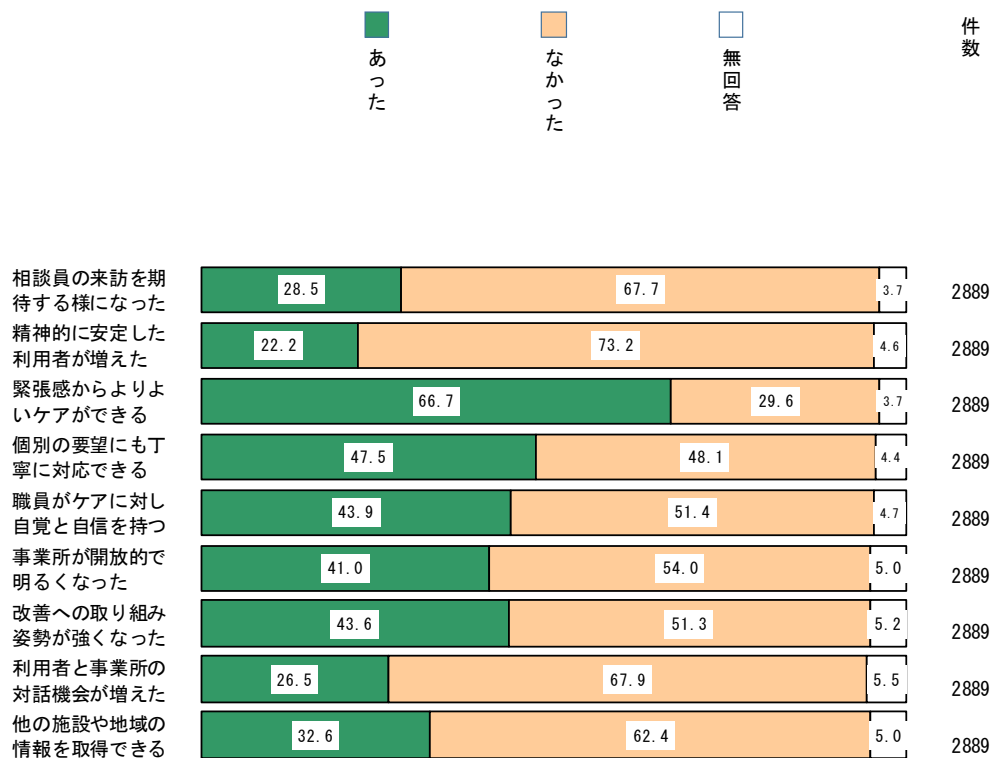
第Ⅱ－3－4図 介護サービス相談員が訪問していることの職員の周知度



5. 介護サービス相談員を受け入れたことによる事業所の変化

介護サービス相談員の受け入れが与える変化を9項目それぞれについて尋ねました（第Ⅲ－3－7表）。利用者の変化について「あった」の比率に着目すると、最も多いのは「緊張感からよりよいケアができる」（66.7%）となっています。また「利用者の個別の要望にも丁寧に対応できる」（47.5%）、「職員がケアに対し自覚と自信を持つ」（43.9%）、「改善への取り組み姿勢が強くなった」（43.6%）、「事業所が開放的で明るくなった」（41.0%）も4割台を占めます。以下、「他の施設や地域の情報を取得できる」（32.6%）は3割強、「相談員の来訪を期待する様になった」（28.5%）、「利用者との対話機会が増えた」（26.5%）、「精神的に安定した利用者が増えた」（22.2%）は2割台となっています（第Ⅱ－3－5図）。

第Ⅱ－3－5図 介護サービス相談員を受け入れたことによる利用者・職員や事業所の変化（「あった」の比率）



6. 新型コロナウイルス感染拡大の事業所、職員、利用者への影響

新型コロナウイルス感染拡大下における事業所や事業所職員、サービス利用者への影響についての7項目を4段階で尋ねた結果を「**そう思う**」と「**ややそう思う**」を合わせた**<そう思う>**の比率でみると、[職員が忙しく体力的な負担が増えた](87.0%)と[仕事の絶対量が増えた](84.6%)は8割台に及びます。また[ストレスを感じる利用者が増えた](74.8%)、[利用者の認知・身体機能が低下した](72.3%)、[利用者とその家族との対話が減った](71.3%)も7割台を占め、[職員のモチベーションが下がった](58.6%)は6割弱、[職員と利用者との対話が減った](40.2%)は4割となっています。

<そう思う>を2020年調査と比べると、[職員が忙しく体力的な負担が増えた]、[職員のモチベーションが下がった]、[職員と利用者との対話が減った]、[利用者の認知・身体機能が低下した]が増えています(第Ⅱ-3-1表)。

第Ⅱ-3-1表 新型コロナウイルス感染症による
事業所、職員、利用者への影響
(**<そう思う>**の比率)

	職 員 の 体 力 的 な 負 担 が 増 え た	職 員 の モ チ ベ ー シ ョ ン が 下 が っ た	職 員 と 利 用 者 と の 対 話 が 減 っ た	利 用 者 と 家 族 と の 対 話 が 減 っ た	利 用 者 の 認 知 ・ 身 体 機 能 が 低 下 し た	利 用 者 が ス ト レ ス を 感 じ る	利 用 者 の 認 知 ・ 身 体 機 能 が 低 下 し た	仕 事 の 絶 対 量 が 増 え た	件 数
2023年計	87.0	58.6	40.2	71.3	72.3	74.8	84.6	2889	
2020年計	<u>72.2</u>	<u>43.5</u>	<u>24.0</u>	73.6	<u>52.4</u>	73.2	-	4394	
事業の種類別									
特養	91.5	70.7	48.7	90.4	81.2	84.4	86.9	680	
老健	96.0	63.2	50.0	86.4	75.4	85.7	93.8	272	
デイサービス	82.6	<u>44.8</u>	<u>29.4</u>	<u>34.8</u>	<u>60.1</u>	<u>61.8</u>	82.4	489	
デイケア	<u>81.2</u>	53.6	46.4	49.3	60.9	71.0	81.2	69	
短期入所生活介護	90.0	70.0	46.7	66.7	80.0	80.0	86.7	30	
特定・有料ホーム	83.2	59.3	36.3	78.8	77.9	84.1	84.1	113	
認知症対応型デイ	<u>73.9</u>	58.7	<u>34.8</u>	<u>41.3</u>	<u>58.7</u>	<u>50.0</u>	<u>76.1</u>	46	
小規模多機能	82.4	55.2	37.0	<u>51.5</u>	<u>61.8</u>	<u>66.1</u>	80.0	165	
グループホーム	85.4	58.6	38.2	80.6	74.9	72.3	83.9	665	
地域密着型特養	90.6	56.8	36.7	85.6	74.8	76.3	87.8	139	
サ高住	<u>81.1</u>	<u>43.2</u>	<u>29.7</u>	<u>51.4</u>	78.4	73.0	<u>73.0</u>	37	
住宅型・健康型有料老人ホーム	92.1	<u>44.7</u>	<u>34.2</u>	<u>65.8</u>	78.9	86.8	86.8	38	
受入開始時期別									
00～04年度	85.7	<u>52.7</u>	44.0	76.9	74.7	79.1	87.9	91	
05～09年度	88.3	55.0	<u>32.4</u>	82.0	70.3	74.8	87.4	111	
10～14年度	88.5	57.3	38.0	76.6	74.0	75.5	83.3	192	
15～20年度	86.4	55.9	40.9	69.2	70.6	74.2	82.8	279	
21～23年度	82.9	53.7	<u>33.5</u>	70.7	72.6	75.6	<u>78.7</u>	164	

※下線数字は「2023年計」より5ポイント以上少ないことを示す
 ※薄い網かけ数字は「2023年計」より5ポイント以上多いことを示す
 ※濃い網かけ数字は「2023年計」より15ポイント以上多いことを示す

2. 介護サービス相談員派遣等業実態調査

I. 調査の目的

介護サービス相談員派遣等事業の全国的な実施状況の把握を目的として、平成 15 年度より実施している。事業実施市町村（広域連合等含む）の事務局を対象に、調査。介護サービス相談員数、受入施設・事業者数、派遣頻度、事業開始年度などの基礎データを収集し、市町村ごとの実施状況をまとめる。また、都道府県ごとの事業実施率から全国的な事業実施状況を明確にする。

II. 調査実施の概要

令和 5 年度の調査対象

令和 5 年度調査対象は介護サービス相談員派遣等事業実施 370 市町村事務局（広域組合等は 1 で数える）である。

調査時期（専用 Web サイトにおける市町村入力・登録期間）

2023 年 12 月 1 日（金）～2024 年 1 月 12 日（金）

調査方法

専用 Web サイト「実態調査 入力・登録」（ログイン情報（ID・PW）が必要）より、市町村事務局ごとに入力（データ登録）

集計結果について

回答結果を基に事業実施市町村の介護サービス相談員数や派遣受け入れ事業所の状況を介護サービス相談・地域づくり連絡会のホームページ「実施市町村・受入れ事業者のご紹介」に掲載する。

Ⅲ. 事業実施について

令和5年度の調査対象とした370市町村事務局の回答結果は次のとおり。

- 令和5年度実態調査回答事務局数 285

 - 市町村 271
 - 広域組合 14

- 令和6年度以降に事業実施(新規・再開)を予定している市町村 2
- 事業を実施していない市町村 15
- 令和4年度実態調査に未回答の市区町村及び広域連合 68

市町村事務局の事業実施状況

事業実施市町村数 319 (広域組合構成市町村 48 を含む)
 事業実施保険者 285 (広域組合等は1と数える)

(広域組合等14の構成市町村)

	広域組合等名称	構成数	構成市町村
1	岩手県 一関地区広域行政組合	2	一関市 平泉町
2	富山県 砺波地方介護保険組合	3	砺波市 小矢部市 南砺市
3	富山県 中新川広域行政事務組合	3	上市町 立山町 舟橋村
4	富山県 新川地域介護保険・ケア・福祉事業組合	3	黒部市 入善町 朝日町
5	長野県 北アルプス広域連合	5	大町市 池田町 松川村 白馬村 小谷村
6	岐阜県 もとす広域連合	3	瑞穂市 本巣市 北方町
7	岐阜県 安八郡広域連合	3	安八町 神戸町 輪之内町
8	岐阜県 揖斐広域連合	3	揖斐川町 池田町 大野町
9	三重県 鈴鹿亀山地区広域連合	2	亀山市 鈴鹿市
10	鳥取県 南部箕蚊屋広域連合	3	南部町 伯耆町 日吉津村
11	島根県 浜田地区広域行政組合	2	浜田市 江津市
12	佐賀県 杵藤地区広域市町村圏組合	7	武雄市 鹿島市 嬉野市 大町町 江北町 白石町 太良町
13	佐賀県 佐賀中部広域連合	5	佐賀市 多久市 小城市 神埼市 吉野ヶ里町
14	佐賀県 鳥栖地区広域市町村圏組合	4	基山町 鳥栖市 みやき町 上峰町
	合計	48	

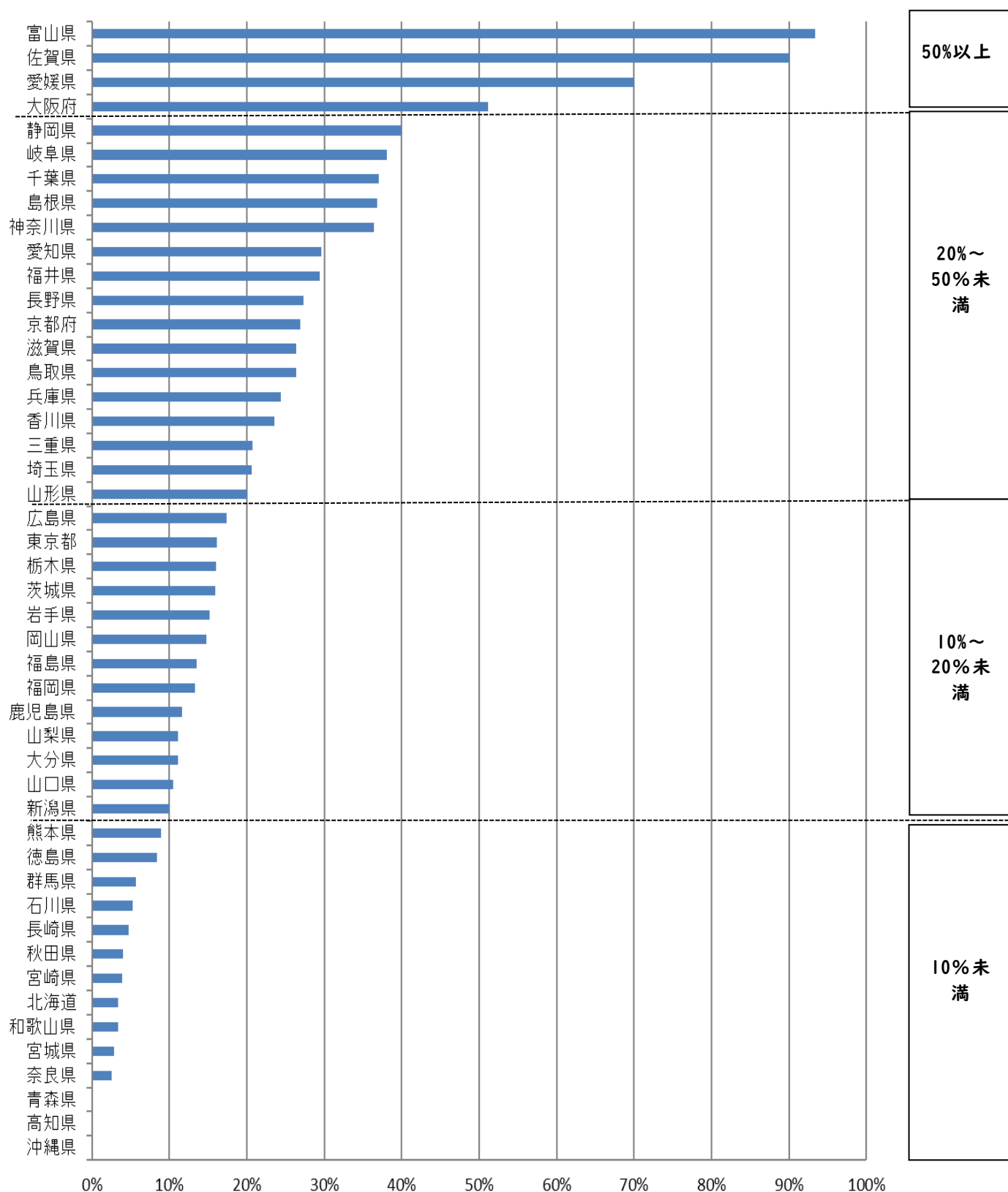
①都道府県別事業実施状況及び介護保険施設での派遣受け入れ状況

都道府県 No.	都道府県名	介護サービス相談員数	事業実施市町村数	都道府県内全市町村数	実施率(%)	介護老人福祉施設		介護老人保健施設		介護療養型医療施設		介護医療院		広域・組合等あり
						派遣受入施設数	施設数	派遣受入施設数	施設数	派遣受入施設数	施設数	派遣受入施設数	施設数	
01	北海道	20	6	179	3.4	6	380	6	195	0	21	0	34	
02	青森県	0	0	40	0.0	0	99	0	61	0	11	0	9	
03	岩手県	8	5	33	15.2	33	122	16	67	0	7	0	3	○
04	宮城県	9	1	35	2.9	9	167	3	96	0	2	0	3	
05	秋田県	6	1	25	4.0	16	124	3	55	0	-	0	5	
06	山形県	52	7	35	20.0	33	105	14	46	0	3	0	3	
07	福島県	80	8	59	13.6	59	164	29	89	0	7	0	12	
08	茨城県	42	7	44	15.9	42	274	23	142	0	8	0	5	
09	栃木県	36	4	25	16.0	18	144	3	65	1	5	0	3	
10	群馬県	5	2	35	5.7	1	181	2	100	0	1	0	11	
11	埼玉県	106	13	63	20.6	92	448	35	179	1	7	0	11	
12	千葉県	187	20	54	37.0	158	429	69	166	0	9	0	11	
13	東京都	147	10	62	16.1	72	571	19	213	0	28	3	16	
14	神奈川県	100	12	33	36.4	106	432	36	195	0	9	0	9	
15	新潟県	15	3	30	10.0	29	211	15	106	0	3	2	13	
16	富山県	80	14	15	93.3	40	86	31	46	0	6	3	24	○
17	石川県	5	1	19	5.3	0	78	0	45	0	3	0	15	
18	福井県	31	5	17	29.4	15	69	7	36	0	6	4	6	
19	山梨県	9	3	27	11.1	16	59	2	32	0	2	0	1	
20	長野県	114	21	77	27.3	53	169	38	98	2	13	2	12	○
21	岐阜県	61	16	42	38.1	44	141	20	80	0	10	1	7	○
22	静岡県	123	14	35	40.0	89	257	49	124	1	7	2	23	
23	愛知県	133	16	54	29.6	64	290	36	193	0	7	4	20	
24	三重県	28	6	29	20.7	27	166	12	76	0	4	1	5	
25	滋賀県	29	5	19	26.3	5	93	2	34	0	2	0	3	○
26	京都府	70	7	26	26.9	31	164	12	73	0	6	0	18	
27	大阪府	223	22	43	51.2	89	444	40	229	0	13	0	10	
28	兵庫県	117	10	41	24.4	62	360	20	173	0	8	1	21	
29	奈良県	8	1	39	2.6	4	115	0	57	0	1	0	6	
30	和歌山県	7	1	30	3.3	4	93	2	42	0	7	1	7	
31	鳥取県	22	5	19	26.3	15	44	11	54	1	3	4	9	○
32	島根県	50	7	19	36.8	26	92	11	35	0	2	1	10	○
33	岡山県	16	4	27	14.8	8	155	3	84	0	8	0	18	
34	広島県	22	4	23	17.4	79	192	48	109	1	22	4	23	
35	山口県	9	2	19	10.5	11	106	9	65	0	8	2	24	
36	徳島県	19	2	24	8.3	7	66	7	52	0	16	5	16	
37	香川県	29	4	17	23.5	8	90	6	51	0	9	1	7	
38	愛媛県	144	14	20	70.0	29	109	16	68	0	9	4	11	
39	高知県	0	0	34	0.0	0	59	0	31	0	8	0	30	
40	福岡県	126	8	60	13.3	78	336	25	175	2	24	9	41	
41	佐賀県	34	18	20	90.0	24	58	13	41	0	8	0	8	○
42	長崎県	1	1	21	4.8	3	121	2	63	0	17	0	11	
43	熊本県	23	4	45	8.9	4	139	2	96	0	25	0	31	
44	大分県	27	2	18	11.1	17	85	18	69	0	13	0	14	
45	宮崎県	5	1	26	3.8	5	95	4	44	0	19	0	8	
46	鹿児島県	22	5	43	11.6	31	169	10	87	0	10	3	25	
47	沖縄県	0	0	41	0.0	0	63	0	42	0	4	0	5	
	計	2,400	322	1,741	18.5	1,562	8,414	729	4,279	9	421	57	617	

1. 神奈川県横浜市は1と数える。東京都には特別区(23区)を含む。
 2. 岩手県、富山県、長野県、岐阜県、三重県、鳥取県、島根県、佐賀県は、広域連合・組合等の構成市町村数を事業実施市町村数に含む。
 ※ 介護サービス相談員数、事業実施率、事業実施市町村数、派遣受入施設等は「令和5年度 介護サービス相談員派遣等事業実態調査」による

②都道府県別事業実施率

都道府県ごとの事業実施率で地域としての取り組み状況を把握した。
実施率 50%以上は、富山県、佐賀県、愛媛県、大阪府の 4 府県。



1. 神奈川県横浜市は1と数える。行政区（18）は含まない。

2. 岩手県、富山県、長野県、岐阜県、三重県、鳥取県、島根県、佐賀県は、広域連合・組合等の構成市町村数を事業実施市町村に含む。

③介護サービス相談員数（活動人数）、受入施設・事業所数

受入事業所総数	:	14,288	カ所
・介護給付サービス	:	9,763	カ所
・介護予防給付サービス	:	3,257	カ所
・総合事業サービス	:	833	カ所
・介護保険サービスの対象外の住まい	:	435	カ所

介護給付サービス

サービスの種類		受入事業所数 合計	市町村内 事業所総数	
施設サービス	介護老人福祉施設	1,562	2,532	
	介護老人保健施設	729	1,220	
	介護療養型医療施設	9	63	
	介護医療院	57	227	
訪問サービス	訪問介護	23	11,054	
	訪問入浴介護	5	618	
	訪問看護	8	14,076	
	訪問リハビリテーション	1	9,424	
	居宅療養管理指導	1	28,222	
	通所サービス	通所介護	1,351	8,028
		通所リハビリテーション	360	6,410
	短期入所 サービス	短期入所生活介護	648	3,507
		短期入所療養介護	244	1,285
	特定施設 入居者生活介護	軽費老人ホーム	48	206
養護老人ホーム		34	112	
有料老人ホーム		361	1,642	
サービス付き高齢者向け住宅		65	433	
居宅介護支援		99	10,705	
地域密着型 サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	6	455	
	夜間対応型訪問介護	0	64	
	地域密着型通所介護	692	5,929	
	認知症対応型通所介護	231	1,037	
	小規模多機能型居宅介護	560	1,779	
	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	2,106	4,588	
	地域密着型 特定施設 入居者生活介護	地域密着型・軽費老人ホーム	4	15
		地域密着型・養護老人ホーム	2	3
		地域密着型・有料老人ホーム	45	103
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		465	781
看護小規模多機能型居宅介護（複合サービス）		62	365	
合計		9,778	114,883	

予防給付サービス

サービスの種類		受入事業所数 合計	市町村内 事業所総数	
訪問サービス	介護予防訪問入浴介護	5	464	
	介護予防訪問看護	8	13,315	
	介護予防訪問リハビリテーション	1	8,785	
	介護予防居宅療養管理指導	1	25,701	
	通所サービス	介護予防通所リハビリテーション	317	6,288
	短期入所 サービス	介護予防短期入所生活介護	535	3,094
		介護予防短期入所療養介護	203	1,206
	介護予防特定施設入居者生活介護	282	1,542	
介護予防支援		30	1,633	
地域密着型 介護予防サービス	介護予防小規模多機能型居宅介護	377	1,479	
	介護予防認知症対応型通所介護	177	893	
	介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	1,326	4,019	
合計		3,262	68,419	

総合事業サービス

サービスの種類		受入事業所数 合計	市町村内 事業所総数
介護予防・生活支援事業	訪問型サービス	5	9,862
	通所型サービス	834	12,161
合計		839	22,023

介護保険サービスの対象外の住まい

サービスの種類		受入事業所数 合計	市町村内 事業所総数
	サービス付き高齢者向け住宅	191	2,213
	有料老人ホーム(特定施設外)	205	3,008
その他	(特定施設外の軽費老人ホーム・養護老人ホーム等)	39	519
合計		435	5,740

※ 令和5年度の介護サービス相談員(活動)数は2,400人(報告数)。

④派遣状況（各サービスの派遣率）

事業実施市町村事務局 285 についてサービス別介護サービス相談員派遣率を算出し、派遣率ごとの市町村事務局数から全体の派遣状況をだした。

派遣率（％）

「施設数 0」は対象サービスなしと回答した市町村事務局数

「未回答」は対象サービスありと回答し、訪問施設数が未入力の市町村事務局数

介護給付サービス

サービスの種類	100%		80～100%未満		60～80%未満		50～60%未満		50%未満		派遣なし		小計	施設数0、未回答	合計		
	自治体数	派遣率	自治体数	派遣率	自治体数	派遣率	自治体数	派遣率	自治体数	派遣率	自治体数	派遣率					
施設サービス	介護老人福祉施設	147	55.1	19	7.1	25	9.4	16	6.0	34	12.7	26	9.7	267	18	285	
	介護老人保健施設	143	57.2	7	2.8	20	8.0	9	3.6	19	7.6	52	20.8	250	35	285	
	介護療養型医療施設	8	18.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	35	81.4	43	242	285	
	介護医療院	23	22.1	0	0.0	1	1.0	4	3.8	6	5.8	70	67.3	104	181	285	
訪問サービス	訪問介護	1	6.7	0	0.0	0	0.0	1	6.7	0	0.0	13	86.7	15	270	285	
	訪問入浴介護	1	10.0	1	10.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	8	80.0	10	275	285	
	訪問看護	1	6.7	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	6.7	13	86.7	15	270	285	
	訪問リハビリテーション	2	16.7	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	10	83.3	12	273	285	
	居宅療養管理指導	2	28.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	5	71.4	7	278	285	
	通所サービス	通所介護	46	17.9	14	5.4	20	7.8	8	3.1	57	22.2	112	43.6	257	28	285
		通所リハビリテーション	44	18.1	4	1.6	10	4.1	17	7.0	27	11.1	141	58.0	243	42	285
	短期入所サービス	短期入所生活介護	44	17.5	24	9.6	14	5.6	6	2.4	20	8.0	143	57.0	251	34	285
		短期入所療養介護	46	20.4	8	3.5	8	3.5	4	1.8	6	2.7	154	68.1	226	59	285
	特定施設入居者生活介護	軽費老人ホーム	32	28.6	0	0.0	0	0.0	6	5.4	1	0.9	73	65.2	112	173	285
		養護老人ホーム	21	26.9	0	0.0	0	0.0	2	2.6	1	1.3	54	69.2	78	207	285
		有料老人ホーム	50	26.2	4	2.1	12	6.3	14	7.3	24	12.6	87	45.5	191	94	285
	サービス付き高齢者向け住宅	22	22.9	1	1.0	4	4.2	3	3.1	5	5.2	61	63.5	96	189	285	
	居宅介護支援	6	2.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.4	224	97.0	231	54	285	
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0.0	2	0.8	0	0.0	3	1.2	231	90.2	20	7.8	256	29	285	
	夜間対応型訪問介護	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	5	100	5	280	285	
	地域密着型通所介護	37	15.8	12	5.1	10	4.3	7	3.0	40	17.1	128	54.7	234	51	285	
	認知症対応型通所介護	50	24.3	2	1.0	8	3.9	9	4.4	8	3.9	129	62.6	206	79	285	
	小規模多機能型居宅介護	93	39.6	6	2.6	11	4.7	10	4.3	27	11.5	88	37.4	235	50	285	
	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	108	40.3	29	10.8	31	11.6	14	5.2	54	20.1	32	11.9	268	17	285	
	地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型・軽費老人ホーム	3	27.3	0	0.0	0	0.0	1	9.1	0	0.0	7	63.6	11	274	285
		地域密着型・養護老人ホーム	2	66.7	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	33.3	3	282	285
		地域密着型・有料老人ホーム	17	37.0	0	0.0	2	4.3	2	4.3	3	6.5	22	47.8	46	239	285
		地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	103	53.9	10	5.2	13	6.8	10	5.2	14	7.3	41	21.5	191	94	285
	看護小規模多機能型居宅介護(複合サービス)	26	20.5	0	0.0	1	0.8	7	5.5	5	3.9	88	69.3	127	158	285	

予防給付サービス

サービスの種類	100%		80～100%未満		60～80%未満		50～60%未満		50%未満		派遣なし		小計	施設数0、未回答	合計	
	自治体数	派遣率	自治体数	派遣率	自治体数	派遣率	自治体数	派遣率	自治体数	派遣率	自治体数	派遣率				
訪問サービス	介護予防訪問入浴介護	1	12.5	1	12.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	6	75.0	8	277	285
	介護予防訪問看護	1	7.7	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	7.7	11	84.6	13	272	285
	介護予防訪問リハビリテーション	2	20.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	8	80.0	10	275	285
	介護予防居宅療養管理指導	2	33.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	4	66.7	6	279	285
通所サービス	介護予防通所リハビリテーション	39	17.3	3	1.3	11	4.9	12	5.3	18	8.0	143	63.3	226	59	285
短期入所サービス	介護予防短期入所生活介護	41	18.1	22	9.7	11	4.8	4	1.8	12	5.3	137	60.4	227	58	285
	介護予防短期入所療養介護	47	22.6	5	2.4	4	1.9	2	1.0	6	2.9	144	69.2	208	77	285
	介護予防特定施設入居者生活介護	37	21.5	1	0.6	11	6.4	4	2.3	15	8.7	104	60.5	172	113	285
	介護予防支援	10	4.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	206	95.4	216	69	285
地域密着型介護予防サービス	介護予防小規模多機能型居宅介護	75	34.9	4	1.9	9	4.2	7	3.3	15	7.0	105	48.8	215	70	285
	介護予防認知症対応型通所介護	45	24.2	1	0.5	7	3.8	4	2.2	8	4.3	121	65.1	186	99	285
	介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	88	37.3	20	8.5	21	8.9	8	3.4	28	11.9	71	30.1	236	49	285

総合事業サービス

サービスの種類	100%		80～100%未満		60～80%未満		50～60%未満		50%未満		派遣なし		小計	施設数0、未回答	合計	
	自治体数	派遣率	自治体数	派遣率	自治体数	派遣率	自治体数	派遣率	自治体数	派遣率	自治体数	派遣率				
介護予防・生活支援事業	訪問型サービス	1	7.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	13	92.9	14	271	285
	通所型サービス	22	9.1	11	4.6	11	4.6	10	4.1	23	9.5	164	68.0	241	44	285

介護保険サービスの対象外の住まい

サービスの種類	100%		80～100%未満		60～80%未満		50～60%未満		50%未満		派遣なし		小計	施設数0、未回答	合計
	自治体数	派遣率	自治体数	派遣率	自治体数	派遣率	自治体数	派遣率	自治体数	派遣率	自治体数	派遣率			
サービス付き高齢者向け住宅	23	11.9	0	0.0	7	3.6	6	3.1	19	9.8	139	71.6	194	91	285
有料老人ホーム(特定施設外)	18	9.2	0	0.0	7	3.6	3	1.5	28	14.4	139	71.3	195	90	285
その他(特定施設外の軽費老人ホーム・養護老人ホーム等)	15	9.3	0	0.0	0	0.0	3	1.9	3	1.9	141	87.0	162	123	285

⑤介護保険サービス対象外の住まいへの訪問の実施

介護保険サービスの対象外の住まい

No.	都道府県名	市区町村名	サービス付き 高齢者向け住宅等			有料老人ホーム			軽費老人ホーム・ 養護老人ホーム等		
			全施設 数	受入 施設数	派遣率	全施設 数	受入 施設数	派遣率	全施設 数	受入 施設数	派遣率
1	北海道	石狩市	11	11	100.0%	5	5	100.0%	2	2	100.0%
2	岩手県	奥州市	11	8	72.7%	21	14	66.7%			
3		滝沢市	9	6	66.7%	16	6	37.5%	1	1	100.0%
4	秋田県	横手市	6	6	100.0%	16	16	100.0%	6	6	100.0%
5	山形県	米沢市	4	2	50.0%	26	11	42.3%	1	1	100.0%
6		天童市							1	1	100.0%
7	福島県	福島市	31	1	3.2%						
8		喜多方市							4	4	100.0%
9		伊達市	2	1	50.0%						
10	茨城県	水戸市	33	9	27.3%	15	11	73.3%			
11		北茨城市	4	1	25.0%	5	1	20.0%			
12	栃木県	宇都宮市	46	1	2.2%						
13		那須塩原市	9	1	11.1%						
14	埼玉県	戸田市	6	4	66.7%						
15		八潮市	2	2	100.0%						
16		杉戸町				2	2	100.0%			
17	千葉県	木更津市				4	1	25.0%			
18		松戸市				37	4	10.8%			
19		佐倉市	8	4	50.0%						
20		流山市				16	5	31.3%			
21		八千代市	19	1	5.3%						
22		浦安市	1	1	100.0%	4	4	100.0%			
23	東京都	墨田区	4	4	100.0%						
24	神奈川県	川崎市	41	1	2.4%	80	2	2.5%			
25		平塚市					1				
26		寒川町	1	1	100.0%	3	3	100.0%			
27	新潟県	長岡市	12	8	66.7%	3	1	33.3%			
28	富山県	高岡市	14	5	35.7%	11	7	63.6%			
29		魚津市				7	2	28.6%			
30		中新川広域行政事務組合							2	2	100.0%
31	石川県	小松市				13	1	7.7%			
32	福井県	大野市	3	3	100.0%	2	2	100.0%			
33		越前市	8	8	100.0%	2	2	100.0%	1	1	100.0%
34	山梨県	甲府市	23	23	100.0%	12	12	100.0%			
35	長野県	松本市				38	1	2.6%			
36		岡谷市				3	1	33.3%			
37		諏訪市				5	2	40.0%			
38		須坂市	2	1	50.0%						
39		富士見町	1	1	100.0%						
40	岐阜県	大垣市	15	1	6.7%	26	2	7.7%			
41		中津川市	2	1	50.0%	2	2	100.0%			
42		郡上市				2	1	50.0%	2	1	50.0%
43		揖斐広域連合				3	2	66.7%			

No.	都道府県名	市区町村名	サービス付き 高齢者向け住宅等			有料老人ホーム			軽費老人ホーム・ 養護老人ホーム等		
			全施設 数	受入 施設数	派遣率	全施設 数	受入 施設数	派遣率	全施設 数	受入 施設数	派遣率
44	静岡県	島田市	3	3	100.0%	5	5	100.0%			
45		富士市	12	1	8.3%	22	4	18.2%			
46		焼津市	3	2	66.7%	8	3	37.5%			
47		掛川市	3	2	66.7%						
48		裾野市	2	2	100.0%	2	1	50.0%			
49		森町				1	1	100.0%			
50	愛知県	瀬戸市				36	1	2.8%			
51		刈谷市				18	3	16.7%			
52		犬山市				12	4	33.3%	2	2	100.0%
53		知立市	2	2	100.0%	3	3	100.0%			
54		高浜市	3	3	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%
55		みよし市	1	1	100.0%	3	2	66.7%			
56		東郷町				8	5	62.5%			
57	三重県	川越町	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%
58		鈴鹿亀山地区広域連合				16	1	6.3%			
59	滋賀県	米原市	2	1	50.0%						
60	京都府	長岡京市	1	1	100.0%						
61	大阪府	羽曳野市							2	2	100.0%
62		高石市							1	1	100.0%
63		東大阪市				103	1	1.0%			
64		泉南市	4	1	25.0%						
65		大阪狭山市	5	1	20.0%						
66		阪南市	5	1	20.0%						
67		忠岡町				3	1	33.3%			
68		田尻町				2	1	50.0%			
69	兵庫県	伊丹市	27	7	25.9%						
70		三田市	3	1	33.3%						
71	和歌山県	白浜町	2	2	100.0%	3	3	100.0%	3	3	100.0%
72	鳥取県	鳥取市							7	2	28.6%
73		境港市	4	4	100.0%	4	4	100.0%			
74	島根県	出雲市	10	10	100.0%				1	1	100.0%
75	岡山県	瀬戸内市							2	1	50.0%
76	広島県	呉市	16	16	100.0%	4	4	100.0%	6	6	100.0%
77	香川県	坂出市	6	1	16.7%	3	1	33.3%			
78	福岡県	北九州市				153	5	3.3%			
79		大牟田市							5	1	20.0%
80		飯塚市	16	1	6.3%	30	4	13.3%	6	1	16.7%
81		大野城市	4	3	75.0%	8	6	75.0%			
82	佐賀県	玄海町				1	1	100.0%			
83		鳥栖地区広域市町村圏組合	6	1	16.7%	29	12	41.4%			
84	長崎県	大村市	9	2	22.2%	16	1	6.3%			
85	宮崎県	小林市	1	1	100.0%	24	4	16.7%	2	1	50.0%
86	鹿児島県	日置市	4	4	100.0%						
87		さつま町	1	1	100.0%	1	1	100.0%			

⑥居宅訪問の実施

令和5年度介護サービス相談員派遣等事業実施の市町村事務局のうち、居宅訪問実施市町村、訪問受け入れ居宅数、訪問回数は以下の通りである。

- 介護サービス相談員の訪問を受けている居宅数：2,702件
- 訪問回数（延べ回数）：2,236件

居宅訪問の実施「有」と回答のあった自治体の 訪問居宅数 及び 訪問回数

No.	都道府県名	市区町村名	訪問回数	訪問居宅数
1	北海道	石狩市	1	0
2		妹背牛町	46	70
3		浦河町	29	39
4		厚岸町	6	12
5	岩手県	紫波町	85	110
6		一関地区広域行政組合	442	660
7	福島県	石川町	44	44
8	茨城県	水戸市	1,012	1,200
9		日立市	22	22
10	埼玉県	久喜市	99	148
11		幸手市	7	10
12	千葉県	木更津市	2	2
13		袖ヶ浦市	223	334
14	東京都	八王子市	105	6
15	富山県	高岡市	90	32
16	静岡県	裾野市	0	5
17	愛知県	高浜市	23	8
合 計			2,236	2,702

1. 事業実施事務局（実態調査実施事務局）

No.	都道府県	市町村名
1	北海道	石狩市
2		妹背牛町
3		浦河町
4		幕別町
5		本別町
6		厚岸町
7	岩手県	奥州市
8		滝沢市
9		紫波町
10		一関地区広域行政組合
11	宮城県	仙台市
12	秋田県	横手市
13	山形県	山形市
14		米沢市
15		鶴岡市
16		酒田市
17		長井市
18		天童市
19		尾花沢市
20	福島県	福島市
21		郡山市
22		いわき市
23		白河市
24		喜多方市
25		田村市
26		伊達市
27		石川町
28	茨城県	水戸市
29		日立市
30		土浦市
31		北茨城市
32		牛久市
33		ひたちなか市
34		東海村
35	栃木県	宇都宮市

No.	都道府県	市町村名
36	栃木県	真岡市
37		大田原市
38		那須塩原市
39	群馬県	伊勢崎市
40		藤岡市
41	埼玉県	さいたま市
42		川越市
43		川口市
44		春日部市
45		戸田市
46		久喜市
47		八潮市
48		幸手市
49		吉川市
50		ふじみ野市
51		三芳町
52		宮代町
53		杉戸町
54	千葉県	千葉市
55		市川市
56		船橋市
57		木更津市
58		松戸市
59		野田市
60		茂原市
61		佐倉市
62		旭市
63		習志野市
64		市原市
65		流山市
66		八千代市
67		鴨川市
68		鎌ヶ谷市
69		浦安市
70		四街道市
71		袖ヶ浦市

No.	都道府県	市町村名
72	千葉県	富里市
73		栄町
74	東京都	中央区
75		港区
76		台東区
77		墨田区
78		大田区
79		八王子市
80		青梅市
81		町田市
82		国分寺市
83		稲城市
84	神奈川県	川崎市
85		相模原市
86		平塚市
87		小田原市
88		茅ヶ崎市
89		秦野市
90		厚木市
91		南足柄市
92		綾瀬市
93		寒川町
94		二宮町
95		愛川町
96	新潟県	長岡市
97		新発田市
98		胎内市
99	富山県	富山市
100		高岡市
101		魚津市
102		氷見市
103		射水市
104		砺波地方介護保険組合
105		中新川広域行政事務組合
106		新川地域介護保険・ ケーブルテレビ事業組合

No.	都道府県	市町村名
107	石川県	小松市
108	福井県	大野市
109		勝山市
110		鯖江市
111		越前市
112		永平寺町
113	山梨県	甲府市
114		甲斐市
115		笛吹市
116	長野県	松本市
117		岡谷市
118		諏訪市
119		須坂市
120		小諸市
121		駒ヶ根市
122		茅野市
123		塩尻市
124		千曲市
125		安曇野市
126		下諏訪町
127		富士見町
128		坂城町
129		北アルプス広域連合
130	岐阜県	大垣市
131		中津川市
132		羽島市
133		土岐市
134		可児市
135		郡上市
136		岐南町
137		もとす広域連合
138		安八郡広域連合
139		揖斐広域連合
140	静岡県	静岡市
141		沼津市
142		三島市

No.	都道府県	市町村名
143	静岡県	富士宮市
144		島田市
145		富士市
146		磐田市
147		焼津市
148		掛川市
149		藤枝市
150		裾野市
151		湖西市
152		吉田町
153		森町
154	愛知県	岡崎市
155		瀬戸市
156		春日井市
157		碧南市
158		刈谷市
159		豊田市
160		安城市
161		西尾市
162		犬山市
163		小牧市
164		知立市
165		高浜市
166		豊明市
167		清須市
168		みよし市
169		東郷町
170	三重県	松阪市
171		名張市
172		鳥羽市
173		川越町
174		鈴鹿亀山地区広域連合
175	滋賀県	大津市
176		守山市
177		栗東市
178		高島市

No.	都道府県	市町村名
179	滋賀県	米原市
180	京都府	京都市
181		綾部市
182		宇治市
183		城陽市
184		向日市
185		長岡京市
186		南丹市
187	大阪府	堺市
188		豊中市
189		池田市
190		吹田市
191		茨木市
192		泉佐野市
193		富田林市
194		河内長野市
195		和泉市
196		柏原市
197		羽曳野市
198		摂津市
199		高石市
200		藤井寺市
201		東大阪市
202		泉南市
203		大阪狭山市
204		阪南市
205		豊能町
206		忠岡町
207		田尻町
208		河南町
209	兵庫県	尼崎市
210		芦屋市
211		伊丹市
212		豊岡市
213		赤穂市
214		宝塚市

No.	都道府県	市町村名
215	兵庫県	三田市
216		加西市
217		丹波篠山市
218		猪名川町
219	奈良県	宇陀市
220	和歌山県	白浜町
221	鳥取県	鳥取市
222		境港市
223		南部箕蚊屋広域連合
224	島根県	出雲市
225		益田市
226		大田市
227		安来市
228		邑南町
229		浜田地区広域行政組合
230	岡山県	玉野市
231		井原市
232		総社市
233		瀬戸内市
234	広島県	広島市
235		呉市
236		福山市
237		廿日市市
238	山口県	山口市
239		光市
240	徳島県	鳴門市
241		小松島市
242	香川県	高松市
243		坂出市
244		東かがわ市
245		小豆島町
246	愛媛県	松山市
247		八幡浜市
248		新居浜市
249		西条市
250		大洲市

No.	都道府県	市町村名
251	愛媛県	伊予市
252		四国中央市
253		西予市
254		東温市
255		久万高原町
256		松前町
257		内子町
258		伊方町
259		愛南町
260	福岡県	北九州市
261		福岡市
262		大牟田市
263		久留米市
264		飯塚市
265		行橋市
266		筑紫野市
267		大野城市
268	佐賀県	玄海町
269		有田町
270		杵藤地区広域市町村圏組合
271		佐賀中部広域連合
272		鳥栖地区広域市町村圏組合
273	長崎県	大村市
274	熊本県	水俣市
275		合志市
276		御船町
277		山都町
278	大分県	大分市
279		日田市
280	宮崎県	小林市
281	鹿児島県	鹿児島市
282		日置市
283		さつま町
284		長島町
285		屋久島町

2. 令和6年度以降

事業新規実施予定・再開予定の事務局

No.	都道府県	市町村名
1	大阪府	岬町
2	岡山県	備前市

3. 事業廃止・休止中の事務局

No.	都道府県	市町村名
1	宮城県	大崎市
2	秋田県	湯沢市
3	群馬県	安中市
4		吉岡町
5	埼玉県	所沢市
6		入間市
7	千葉県	館山市
8	東京都	葛飾区
9		小平市
10	神奈川県	大和市
11		大磯町
12	愛知県	一宮市
13	京都府	京田辺市
14	大阪府	熊取町
15	熊本県	大津町

4. 調査未回答市町村

No.	都道府県	市町村名
1	北海道	士別市
2	青森県	弘前市
3	岩手県	金ヶ崎町
4	山形県	山辺町
5	福島県	二本松市
6	茨城県	つくば市
7	群馬県	みどり市
8	埼玉県	越谷市
9		蕨市
10		志木市
11		蓮田市
12	千葉県	成田市
13		白井市
14		長生村
15	東京都	豊島区
16	神奈川県	横浜市
17		鎌倉市
18		開成町
19		湯河原町
20	新潟県	上越市
21	富山県	滑川市
22	石川県	金沢市
23		白山市
24	福井県	福井市
25		敦賀市
26		小浜市
27		あわら市
28		美浜町
29	長野県	長野市
30		伊那市
31		中野市
32		上田地域広域連合
33	岐阜県	岐阜市
34	静岡県	御殿場市
35		袋井市

No.	都道府県	市町村名
36	愛知県	江南市
37		岩倉市
38		長久手市
39	三重県	四日市市
40		伊勢市
41		朝日町
42		玉城町
43	滋賀県	近江八幡市
44		野洲市
45		湖南市
46	京都府	福知山市
47		舞鶴市
48		亀岡市
49		大山崎町
50		久御山町
51		与謝野町
52	大阪府	岸和田市
53		泉大津市
54		貝塚市
55		交野市
56		島本町
57	兵庫県	明石市
58	鳥取県	倉吉市
59	岡山県	津山市
60		笠岡市
61	山口県	下松市
62	高知県	須崎市
63	福岡県	みやこ町
64	佐賀県	唐津市
65	長崎県	長崎市
66		佐世保市
67	熊本県	嘉島町
68	宮崎県	椎葉村

※ 備考

令和5年度事業実施
令和6年度より事業を休止

No.	都道府県	市町村名
1	茨城県	ひたちなか市

介護サービス相談員派遣等事業 実態調査 調査票

1. 介護サービス相談員派遣事業の実施について

2020年〇〇月〇〇日現在

実施状況	(1) 実施している 事業開始年度 (例: 2000年度) 市町村合併があった場合は、最初に事業に取り組んだ市町村の開始年度を入力してください
	(2) 今後実施の予定 より実施 (例: 2021年度)
	(3) 実施していない (過去実施、現在休止) より休止 (例: 2018年度)
	(4) 実施、予定している取り組み方についてご記載ください。(例)

2. 事務局連絡先

※登録済みの情報が表示されています。変更がある場合は、内容の修正をお願いします。

(1) 市町村名	都道府県名	
	市町村名	
	ふりがな	
	市町村コード	
(2) 市町村連絡先	郵便番号	
	住所	
	担当部署	
	担当者名	HPには公開されません
	E-MAIL	
	E-MAILアドレスHP掲載可否	1. 掲載可 2. 掲載不可
	電話	内線
(3) 委託先の連絡先	FAX	
	委託先の有無	1. 無 2. 有 委託している場合は 2.有 を選択し、(3)委託先の連絡先 を入力
	委託先団体名	
	郵便番号	
	住所	
	担当部署	HPには公開されません
	担当者名	HPには公開されません
	E-MAIL	
	E-MAILアドレスHP掲載可否	1. 掲載可 2. 掲載不可
	電話	内線
FAX		

一時保存

※入力の途中で一時保存することができます。

以下の設問は、設問1で、「1.実施している」を選択した場合のみ解答できます。

設問1で、「2. 今後実施の予定」「3. 実施していない」を選択した場合は、ページ最下部の「登録する」ボタンを押して、登録を完了してください。

3. 現在の介護サービス相談員数 (活動人数) (2023年度末見込みを含む)

介護サービス相談員	(注 : 2020年5月31日 時点での養成研修修了者は介護サービス相談員とみなす)	
養成研修40時間以上 修了者	(内 現任研修Ⅰ・Ⅱ 修了者)	人 (内 人)
介護サービス相談員補	(養成研修12時間以上 修了者)	人

4. 令和5(2023)年度研修受講者数

		全国 研修	独自 研修	合計
(1) 介護サービス相談員 養成研修				
養成研修時間40時間以上	修了者数			
(2) 介護サービス相談員 現任研修 (スキルアップ研修)				
介護サービス相談員現任研修	修了者数			
(3) 介護サービス相談員補 養成研修				
※ 研修時間が12時間以上40時間未満の養成研修受講者は介護サービス相談員補になります。				
①養成研修時間12時間以上	修了者数			
②養成研修時間12時間未満	受講者数			
※ ②の養成研修時間12時間未満の方は、介護サービス相談員補にも該当しません。				
(4) 移行研修 (19時間) 介護サービス相談員補から介護サービス相談員への移行				
(5) 事務局担当者研修				
※委託先含む介護サービス相談員担当者全国研修				
		2023年度 事務局担当者全国研修受講の有無		
		1. 有 2. 無		

5. 独自研修について

※研修の実施について、2023年度の状況を回答してください。

(1) 研修実施機関	①介護サービス相談員 養成研修	研修修了証 交付人 実施機関名	都道府県 市区町村 委託先	実施していない
	②介護サービス相談員 現任研修	研修修了証 交付人 実施機関名	都道府県 市区町村 委託先	実施していない
	③介護サービス相談員補 養成研修	研修修了証 交付人 実施機関名	都道府県 市区町村 委託先	実施していない
(2) 研修時間数	①介護サービス相談員 養成研修	時間		
	②介護サービス相談員 現任研修	時間		
	③介護サービス相談員補 養成研修	時間		
(3) 研修カリキュラムの有無	①介護サービス相談員 養成研修	1. 有 2. 無 「1. 有」を選択の場合、カリキュラム内容のファイルを添付してください		
	②介護サービス相談員 現任研修	1. 有 2. 無 「1. 有」を選択の場合、カリキュラム内容のファイルを添付してください		
	③介護サービス相談員補 養成研修	1. 有 2. 無 「1. 有」を選択の場合、カリキュラム内容のファイルを添付してください		
※最大ファイルサイズ: 20MB (カリキュラムを新規に登録、又は登録済みカリキュラムを変更する場合には、「参照」ボタンを押して登録するカリキュラムを入力してください)				

6. 居宅訪問について

居宅訪問の実施	(1) 居宅訪問による相談活動を行っているか	1. 有 2. 無
	(2) 訪問回数 (2023年度の延べ数)	件
	(3) 訪問居宅数 (見込み数) 2023年度において、相談員が訪問する居宅数	件

一時保存

※入力の途中で一時保存することができます。

7. 現在の受入施設・事業所数（2023年度末の見込み数を含む。）

※「※」の受入数について、居宅訪問未実施の場合は「-」と表示しています。
 ※「00」は調査中です。 ※ 事業所数には、みなし数を含みます。

【介護給付サービス】			市町村内全施設・事業所数	受入施設・事業所数		
				総数	市内	市外
施設サービス	介護老人福祉施設					
	介護老人保健施設					
	介護療養型医療施設					
	介護医療院					
居宅サービス	訪問サービス	訪問介護※				
		訪問入浴介護※				
		訪問看護※				
		訪問リハビリテーション※				
		居宅療養管理指導※				
	通所サービス	通所介護				
		通所リハビリテーション				
	短期入所サービス	短期入所生活介護				
		短期入所療養介護				
	特定施設入居者生活介護	軽費老人ホーム				
		養護老人ホーム				
		有料老人ホーム				
サービス付き高齢者向け住宅 (有料老人ホームの定義に該当するもの)						
居宅介護支援						
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護					
	夜間対応型訪問介護※					
	地域密着型通所介護					
	認知症対応型通所介護					
	小規模多機能型居宅介護					
	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）					
	地域密着型特定施設入居者生活介護	軽費老人ホーム				
		養護老人ホーム				
		有料老人ホーム				
	地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護					
看護小規模多機能型居宅介護（複合サービス）						
【予防給付サービス】			市町村内全施設・事業所数	受入施設・事業所数		
				総数	市内	市外
介護予防サービス	訪問サービス	介護予防訪問入浴介護※				
		介護予防訪問看護※				
		介護予防訪問リハビリテーション※				
		介護予防居宅療養管理指導※				
	通所サービス	介護予防通所リハビリテーション				
		介護予防短期入所生活介護				
	短期入所サービス	介護予防短期入所療養介護				
介護予防特定施設入居者生活介護						
介護予防支援						
地域密着型介護予防サービス		介護予防小規模多機能型居宅介護				

	介護予防認知症対応型通所介護				
	介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）				

【総合事業サービス】		市町村内全施設・事業所数	受入施設・事業所数		
			総数	市内	市外
介護予防・生活支援事業	訪問型サービス※				
	通所型サービス				

【介護保険サービスの対象外の住まい】		市町村内全施設・事業所数	受入施設・事業所数		
			総数	市内	市外
サービス付き高齢者向け住宅					
有料老人ホーム（特定施設外）					
その他（特定施設外の軽費老人ホーム・養護老人ホーム等）					

一時保存

※入力の途中で一時保存することができます。

8. 介護サービス相談員派遣受入先

※サービスの種類が選択されていない場合、入力は無効になります。

簡易入力

法人名	サービスの種類	施設名	URL
	+ サービスを追加する		
+ 法人名を追加する			

9. 連絡会/三者会議（事務局・派遣先・相談員）

(1) 相談員間の連絡会議	開催の有無	1. 有 2. 無 「1. 有」を選択の場合、開催頻度を下記に入力
	1年あたりの開催回数	回
(2)三者会議 相談員、事務局、サービス 提供事業者三者間の連絡会議	開催の有無	1. 有 2. 無 「1. 有」を選択の場合、開催頻度を下記に入力
	1年あたりの開催回数	回

10. 市町村の事業PR。300字まで。

11. 地域包括支援センターとの連携

12. 派遣事業運営を行う上での取り組み

一時保存

※入力の途中で一時保存することができます。

登録

3. 「介護サービス相談員活動が継続できる 取組を進めている」取組事例の調査

「介護サービス相談員活動が継続できる取組を進めている事例」について、事例の収集調査を実施。

自治体ホームページなどを通じて事例の収集調査を実施したが、収集事例数が少数であり、同調査については、次年度以降も継続していくこととした。

市町村の政策（事業）評価シートの収集なども行ったが、評価指標が「訪問回数」のみの市では「事業休止」とした場合もある一方、訪問以外に「電話相談」などを行い「相談件数」を指標としている自治体では、コロナ禍でも相談件数を伸ばしている自治体もあることが確認できており、取組手法の検討とともに、事務局担当者に対して行政内部で政策評価上の評価を落とさないための示唆を与える必要があると思われる。

3. 全国介護サービス相談活動事例報告会

令和5年度全国介護サービス相談活動事例報告会の開催

日時 令和5年12月1日（金） 13時30分～17時

会場 砂防会館 別館1階 シェーンバッハ・サボー

内容 （次ページのプログラムを参照）

介護サービス相談員永年活動功労者表彰

・平成12年度介護相談員派遣事業の取り組みが始まって以来、長年(5期10年以上)にわたって、介護相談員活動に取り組んできた介護サービス相談員を市町村事務局の推薦により表彰。これまでの活動を称え、今後もサービスの質の向上を支える活動を期待し、賞状を授与した。

・表彰者は203人（31都道府県・88自治体）

20年以上 活動表彰	33名	20自治体
15年以上 活動表彰	54名	27自治体
10年以上 活動表彰	116名	62自治体

講義1

介護サービス相談員派遣等事業について

鈴木 達也 氏（厚生労働省 老健局 高齢者支援課 予算係長）

講義2

脳科学から見る認知症

恩蔵 絢子 氏（東京大学大学院 総合文化研究科 特任研究員）

参加人数 260人（内表彰式登壇者 45人）

令和5年度 全国介護サービス相談 活動事例報告会 プログラム

[日時] 令和5年12月1日(金) 13:30~17:00

[会場] 砂防会館 別館1階 シェーンバッハ・サボー

東京都千代田区平河町2-7-4 (TEL 03-3261-8386)

13:30~13:45 ■ 開会挨拶／介護サービス相談・地域づくり連絡会

■ 来賓挨拶／間 隆一郎氏(厚生労働省 老健局長)代読

13:45~14:20 ■ 介護サービス相談員永年活動 功労者表彰式

表彰状授与／石井 信芳(介護サービス相談・地域づくり連絡会 代表)

20年以上活動の介護サービス相談員表彰

15年以上活動の介護サービス相談員表彰

10年以上活動の介護サービス相談員表彰

14:20~14:30 休憩

14:30~14:50 ■ 事業報告

石井 信芳 (介護サービス相談・地域づくり連絡会 代表)

14:50~15:20 講義1

介護サービス相談員派遣等事業について

鈴木 達也氏(厚生労働省 老健局 高齢者支援課 予算係長)

15:20~15:30 休憩

15:30~17:00 講義2

脳科学から見る認知症

恩蔵 絢子氏(東京大学大学院 総合文化研究科 特任研究員)

17:00 閉会挨拶

講義 I

介護サービス相談員派遣等事業について

厚生労働省 老健局 高齢者支援課 予算係長
鈴木 達也 氏

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

介護サービス相談員派遣等事業について

厚生労働省 老健局
高齢者支援課 鈴木達也

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

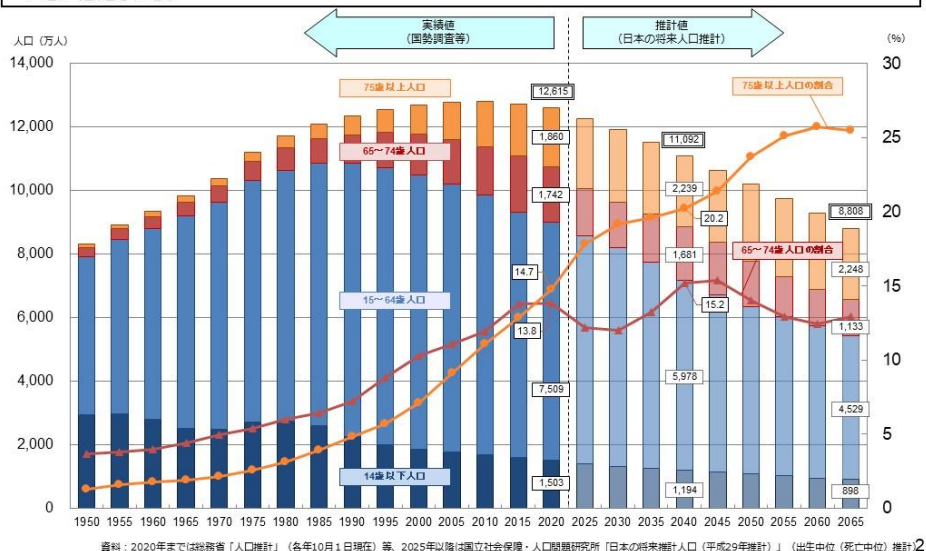
1. 高齢者福祉・介護をとりまく状況
2. 介護サービス相談員の活動状況等

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

1

日本の人口の推移

○ 今後、日本の総人口が減少に転じていくなか、高齢者（特に75歳以上の高齢者）の占める割合は増加していくことが想定される。



これまでの22年間の対象者、利用者の増加

○ 介護保険制度は、制度創設以来22年を経過し、65歳以上被保険者数が約1.7倍に増加するなかで、サービス利用者数は約3.5倍に増加。高齢者の介護に無くてはならないものとして定着・発展している。

① 65歳以上被保険者の増加

	2000年4月末	⇒	2022年3月末	
第1号被保険者数	2,165万人		3,589万人	1.7倍

② 要介護（要支援）認定者の増加

	2000年4月末	⇒	2022年3月末	
認定者数	218万人		690万人	3.2倍

③ サービス利用者の増加

	2000年4月	⇒	2022年3月	
在宅サービス利用者数	97万人		407万人	4.2倍
施設サービス利用者数	52万人		96万人	1.8倍
地域密着型サービス利用者数	—		89万人	
計	149万人	⇒	516万人※	3.5倍

※ 居宅介護支援、介護予防支援、小規模多機能型サービス、複合型サービスを定めたもの、並びに、介護保険施設、地域密着型介護老人福祉施設、特定施設入居者生活介護（地域密着型含む）、及び認知症対応型共同生活介護の合計。在宅サービス利用者数、施設サービス利用者数及び地域密着型サービス利用者数を合計した、延べ利用者数は592万人。

3

今後の介護保険をとりまく状況(1)

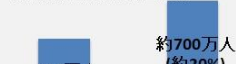
① 65歳以上の高齢者数は、2025年には3,677万人となり、2042年にピークを迎える予測(3,935万人)。また、75歳以上高齢者の全人口に占める割合は増加していき、2055年には、26%を超える見込み。

	2015年	2020年	2025年	2055年
65歳以上高齢者人口(割合)	3,387万人(26.9%)	3,619万人(28.9%)	3,677万人(30.0%)	3,704万人(32.0%)
75歳以上高齢者人口(割合)	1,682万人(12.8%)	1,872万人(14.9%)	2,180万人(17.8%)	2,446万人(21.3%)

国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(全国)（平成29(2017)年4月推計）」より作成

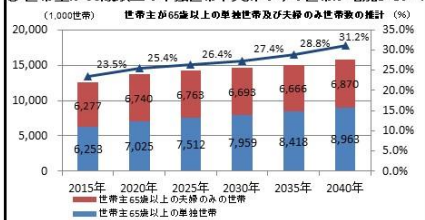
② 65歳以上高齢者のうち、認知症高齢者が増加していく。

(括弧内は65歳以上人口対比)



※「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究（平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業、九州大学 二宮教授）」による推計値

③ 世帯主が65歳以上の単独世帯や夫婦のみの世帯が増加していく



国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)（平成30(2018)年1月推計）」より作成

④ 75歳以上人口は、都市部では急速に増加し、もともと高齢者人口の多い地方でも緩やかに増加する。各地域の高齢化の状況は異なるため、各地域の特性に応じた対応が必要。

	埼玉県(1)	千葉県(2)	神奈川県(3)	愛知県(4)	大阪府(5)	東京都(17)	鹿児島県(45)	秋田県(46)	山形県(47)	全国
2015年 <> は割合	77.3万人 <10.6%>	70.7万人 <11.4%>	99.3万人 <10.9%>	80.8万人 <10.8%>	105.0万人 <11.9%>	146.9万人 <10.9%>	26.5万人 <16.1%>	18.9万人 <18.4%>	19.0万人 <16.9%>	1,632.2万人 <12.8%>
2025年 <> は割合	120.9万人 <16.8%>	107.2万人 <17.5%>	146.7万人 <16.2%>	116.9万人 <15.7%>	150.7万人 <17.7%>	194.6万人 <14.1%>	29.5万人 <19.5%>	20.9万人 <23.6%>	21.0万人 <20.6%>	2,180.0万人 <17.8%>
() は倍率	(1.56倍)	(1.52倍)	(1.48倍)	(1.45倍)	(1.44倍)	(1.33倍)	(1.11倍)	(1.11倍)	(1.10倍)	(1.34倍)

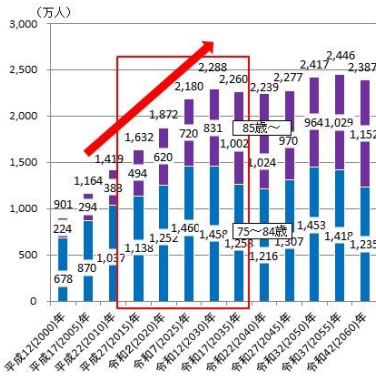
国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別高齢者推計人口(平成30(2018)年3月推計)」より作成

4

今後の介護保険をとりまく状況(2)

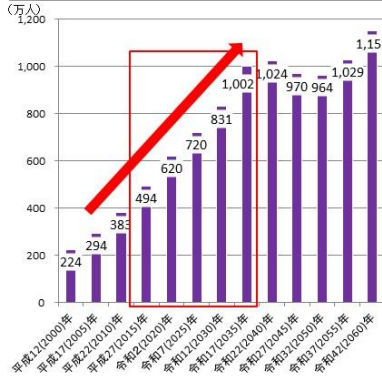
75歳以上の人口の推移

○75歳以上人口は、介護保険創設の2000年以降、急速に増加してきたが、2025年までの10年間で、急速に増加。



85歳以上の人口の推移

○85歳以上の人口は、2015年から2025年までの10年間、75歳以上人口を上回る勢いで増加し、2035年頃まで一貫して増加。

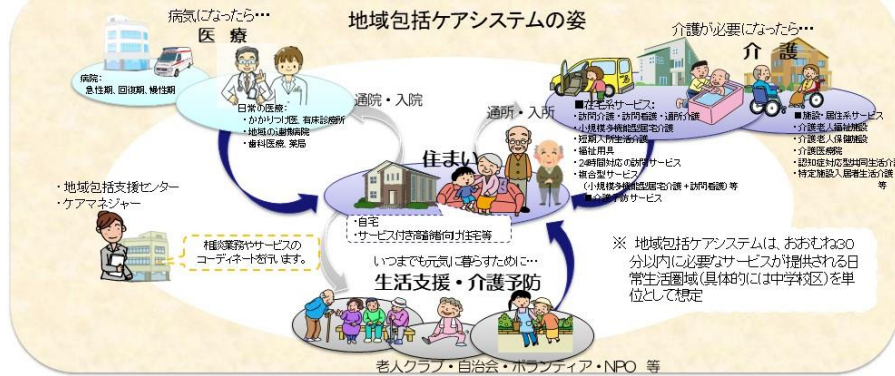


(資料) 将来推計は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成29年4月推計)出生中位(死亡中位)推計
 実績は、総務省統計局「国勢調査」(国勢・年齢不詳人口を按分補正した人口)

5

地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目前に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。**



6

令和6年度介護報酬改定に向けた基本的な視点(案)概要

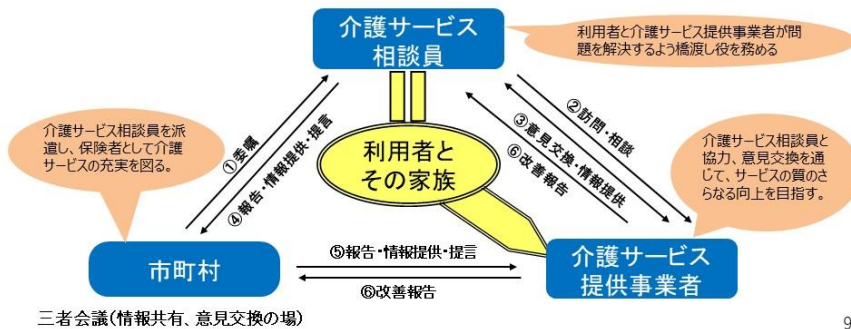
改定に当たっての基本的認識	社保審一介護給付費分科会	
	第227回 (R5.10.11)	資料2-1
<p>○ 2040年を展望すると、認知症の高齢者や単身高齢者の増加など介護ニーズが増大・多様化し、地域ごとに異なる形で進行。地域ごとの特性や実情に応じ、地域包括ケアシステムを深化・推進させていくことが必要。また、医療、介護の複合ニーズを抱える方への対応、感染症や災害への対応力強化、介護現場における安全性の確保、認知症施策の推進も重要な課題。</p> <p>○ 高齢者の要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう、これまで、多職種連携、アウトカム評価、科学的介護の推進を図ってきた。こうした取組も踏まえながら、質の高い、自立支援・重度化防止に資するサービスの提供を引き続き推進していくことが必要。</p> <p>○ 近年、物価高騰や他業種の賃金引上げが進み、介護分野からの人材流出も見られる中、今後、更に現役世代の減少が急速に進むことも想定されており、良質なサービスを確保しつつ、人材不足に対応することが喫緊の課題。適切な処遇を確保しつつ、介護サービスの質の向上を図るため、働きやすい職場環境づくりや柔軟なサービス提供の推進などの総合的な人材確保の取組が必要。</p> <p>○ 介護に要する費用は増加。必要なサービスは確保しつつ、適正化・重点化を図り、制度の安定性・持続可能性を高めていくことが必要。</p>		
<p>介護報酬改定に向けた基本的な視点</p> <p>①地域包括ケアシステムの深化・推進</p> <p>○ 認知症の方や単身高齢者、医療ニーズが高い中重度の高齢者を含め、それぞれの住み慣れた地域において利用者の尊厳を保持しつつ、質の高いケアマネジメントや必要なサービスが切れ目なく提供されるよう、地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取組を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療・介護連携による医療ニーズの高い方や着取りへの対応 ・ 感染症や災害への対応 ・ 高齢者虐待防止等の取組 ・ 認知症への対応 		
<p>②自立支援・重度化防止に向けた対応</p> <p>○ 高齢者の自立支援・重度化防止という制度の趣旨に沿い、多職種連携やデータの活用を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リハビリテーション・口腔・栄養の一体的取組 ・ LIFEを活用した質の高い介護 		
<p>③良質な介護サービスの確保に向けた働きやすい職場づくり</p> <p>○ 介護人材不足の中で、更なる介護サービスの質の向上を図るため、処遇改善や生産性向上による職場環境の改善に向けた先進的な取組を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護ロボット・ICT等やいわゆる介護助手の活用によるサービスの質の向上と業務負担の軽減 ・ 経営の協働化等や、テレワークなどの柔軟な働き方・サービス提供に関する取組 		
<p>④制度の安定性・持続可能性の確保</p> <p>○ 介護保険制度の安定性・持続可能性を高め、全ての世代にとって安心できる制度を構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価の適正化・重点化 ・ 報酬体系の整理・簡素化 		

7

1. 高齢者福祉・介護をとりまく状況
2. 介護サービス相談員の活動状況等

介護サービス相談員派遣等事業の概要

- 市町村に登録された介護サービス相談員(※)が、介護サービス施設・事業所に出向いて、利用者の疑問や不満、不安を受け付け、介護サービス提供事業者及び行政との橋渡しをしながら、問題の改善や介護サービスの質の向上につなげる取組
 - (※) 事業の実施に相応しい人格と熱意を有し、一定水準以上の研修を修了した者(市町村が委嘱)
 - 介護保険制度における位置付け
 - ・ 地域支援事業の任意事業(介護サービスの質の向上に資する事業)として実施(国の負担割合: 38.5%)
 - ・ 介護サービス提供事業者は、市町村が実施する本事業に協力するよう努める義務(努力義務)を規定
- 〔介護サービス提供事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した介護サービスに関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。【指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号)第34条第2項 ほか】〕



介護サービス相談員派遣等事業の位置付け

- **地域支援事業の実施について** (平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知)

別紙 地域支援事業実施要綱
別記4 任意事業 3 事業内容 (3) その他の事業 カ 地域自立生活支援事業
② 介護サービスの質の向上に資する事業
地域で活躍している高齢者や民生委員等(※)が、介護サービス利用者のための相談等に
応じるボランティア(介護サービス相談員)として、利用者の疑問や不満、不安の解消を図ると
ともに、サービス担当者との意見交換等(介護サービス相談員派遣等事業)を行う。
(※) 近年は「主婦・主夫」「福祉・医療関連職員OB」「会社員・公務員OB」が多い。

- **介護サービス相談員派遣等事業の実施について**
(平成18年5月24日老計発第0524001号厚生労働省老健局計画課長通知)

申出のあったサービス事業所等に介護サービス相談員(介護サービスの提供の場を訪ね、サービスを利用する者等の話を聞き、相談に応じる等の活動を行う者)を派遣

↓
利用者の疑問や不満、不安の解消
事業所の介護サービスの質の向上

問題提起・
提案解決型の事業

介護サービス相談員の活動状況①

＜実施状況＞

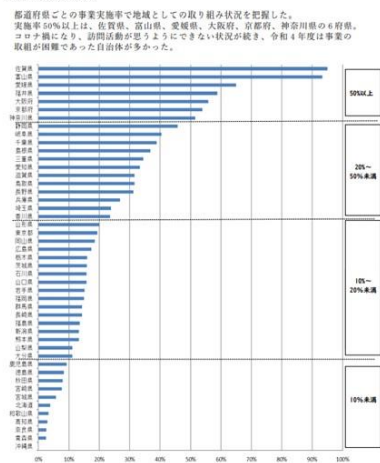
介護サービス相談員数(活動人数) 3,123人 実施市町村数※ 379市町村 受入事業所数 16,103ヶ所

※広域連合・組合等の構成市町村数を含む。

③都道府県別事業実施状況及び介護保険施設での派遣受け入れ状況

Table with 12 columns: 都道府県, 介護サービス相談員数, 介護サービス相談員数(%) (うち派遣受け入れ), 介護サービス相談員数(%) (うち派遣受け入れ), 介護サービス相談員数(%) (うち派遣受け入れ), 介護サービス相談員数(%) (うち派遣受け入れ), 介護サービス相談員数(%) (うち派遣受け入れ), 介護サービス相談員数(%) (うち派遣受け入れ), 介護サービス相談員数(%) (うち派遣受け入れ), 介護サービス相談員数(%) (うち派遣受け入れ), 介護サービス相談員数(%) (うち派遣受け入れ), 介護サービス相談員数(%) (うち派遣受け入れ)

④都道府県別事業実施率



1. 神奈川県横須賀市と東京都足立区、伊豆群(伊)は含まない。
2. 東京都、埼玉県、千葉県、岐阜県、東京都、東京都、東京都は、広域連合・組合等の構成市町村数と事業実施数に該当しない。

(出典) 特定非営利活動法人地域ケアネットワーク 介護サービス相談、地域づくり連絡会(「介護サービス」)に届けられている介護サービス相談員活動等実態および施設等別実態調査報告書(令和4年度老人保健施設等実態等調査)

介護サービス相談員の活動状況②

＜実施状況＞

③介護サービス相談員数(活動人数)、受入施設・事業所数

受入事業所数: 16,103ヶ所
- 介護給付サービス: 11,427ヶ所
- 介護予防給付サービス: 3,577ヶ所
- 総合事業サービス: 719ヶ所
- 介護保険サービスの対象外の住まい: 380ヶ所

介護給付サービス

Table with 3 columns: サービスの種類, 受入事業所数, 事例数。Includes categories like 施設サービス, 訪問サービス, 地域密着型サービス, 地域密着型サービス.

介護予防サービス

Table with 3 columns: サービスの種類, 受入事業所数, 事例数。Includes categories like 訪問サービス, 通所サービス, 地域密着型サービス.

総合事業サービス

Table with 3 columns: サービスの種類, 受入事業所数, 事例数。Includes categories like 訪問・生活支援事業, 通所型サービス.

介護保険サービスの対象外の住まい

Table with 3 columns: サービスの種類, 受入事業所数, 事例数。Includes categories like 地域密着型サービス, その他.

(出典) 特定非営利活動法人地域ケアネットワーク 介護サービス相談、地域づくり連絡会(「介護サービス」)に届けられている介護サービス相談員活動等実態および施設等別実態調査報告書(令和4年度老人保健施設等実態等調査)

介護サービス相談員の活動状況③

＜相談・観察件数＞

Table with 6 columns: 相談・観察件数(うち改善件数), 令和2年度, 平成29年度, 平成26年度, 平成23年度, 平成20年度. Rows include categories like ①食事関連, ②施設の環境, etc.

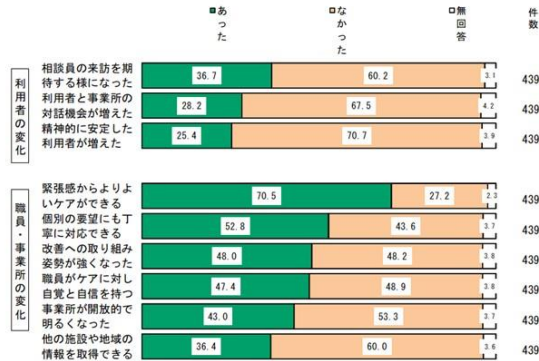
(出典) 特定非営利活動法人地域ケアネットワーク 介護相談・地域づくり連絡会「介護(サービス)相談員活動調査」(平成26・29・30・令和2年度老人保健施設等実態等調査)

介護サービス相談員派遣等事業の事業効果①（事業者から見た効果）

介護サービス相談員を受け入れたことによる事業所の変化
利用者・職員・事業所の変化- [緊張感からよりよいケア] が7割など、職員に前向きな変化-

- 利用者の変化について「あった」の比率に着目すると、[相談員の来訪を期待するようになった]が36.7%、[利用者や事業所の対話機会が増えた]が28.2%、[精神的に安定した利用者が増えた]が25.4%となっています。介護サービス相談員の受け入れは利用者にもプラスの影響をもたらすことが少なくないといえます。
- 職員や事業所の変化についても「あった」比率は[緊張感からよりよいケアができる]が70.5%と7割に達し、[個別の要望にも丁寧に対応できる]（52.8%）と[改善への取り組み姿勢が強くなった]（48.0%）、[職員がケアに対し自覚と自信を持つ]（47.4%）、が5割前後、[事業所が開放的で明るくなった]（43.0%）と[他の施設や地域の情報を取得できる]（36.4%）が4割前後となっています。これらの結果、相談員の訪問はサービスの質の向上や職員のスキルアップのみならず、事業所の雰囲気にもプラスの影響をもたらしていることが明らかとなっています。

介護サービス相談員を受け入れたことによる利用者・職員や事業所の変化



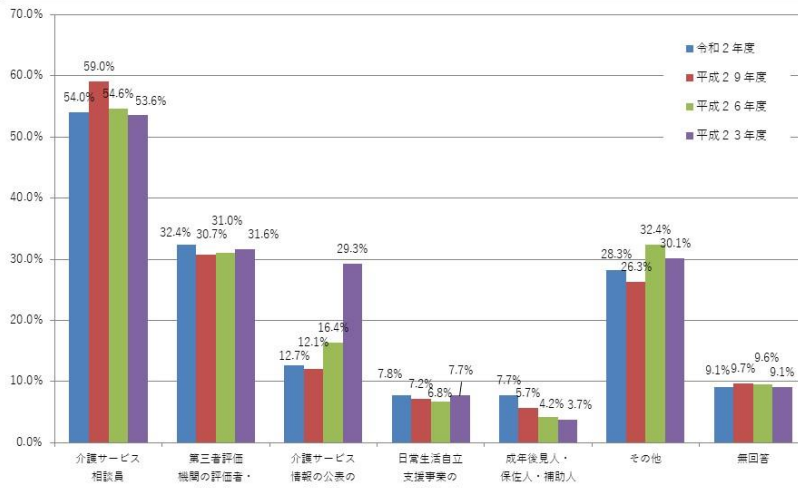
(出典) 特定非営利活動法人地域ケア政策ネットワーク 介護サービス相談・地域づくり連絡会 [第7回令和2年度介護サービス相談員活動調査 調査報告書] (令和2年度老人保健推進等連携事業)

14

介護サービス相談員派遣等事業の事業効果②（事業者から見た効果）

<役立つ助言・提案者>

- 利用者の生活の質や職員のケアの向上において役立つ助言・提案者として、約5割の事業所が「介護サービス相談員」を挙げており、最多となっている。



(出典) 特定非営利活動法人地域ケア政策ネットワーク 介護サービス相談・地域づくり連絡会 [第7回令和2年度介護サービス相談員活動調査 調査報告書] (令和2年度老人保健推進等連携事業)

15

介護サービス相談員制度の主な改正内容

(令和2年5月29日 老高発0529第1号 厚生労働省老健局高齢者支援課長通知)

- 派遣先として「有料老人ホーム」「サービス付き高齢者向け住宅」を追加**
これまで介護保険法上の施設・事業所のみを派遣先の対象としていたが、食事提供サービス等を提供する住宅型有料老人ホームや安否確認・生活相談サービス等を提供するサービス付き高齢者向け住宅を追加。
特に外部サービスを利用しているケースも多く、責任の所在が不明確になりがちであるとともに、介護保険法に基づく保険サービスの対象外である住宅型有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅を利用する高齢者の生活の質が守られるよう、介護相談員の受入を促進。
- 「介護サービス相談員」への改称**
『介護』保険サービスを提供する施設・事業所だけでなく、介護保険外の様々な『サービス』を提供する施設等にまで広く対象拡大するため、「介護相談員」から「介護サービス相談員」に改称。
- 利用者目線の明確化**
介護サービス相談員は利用者の日常的な不平・不満等を改善することを目指すものであるものの、規定上は「サービスの質の向上」のみとなっていたため、「利用者の自立した日常生活の実現」を追記。
- 介護相談員に係る研修の整理・充実**
介護サービス相談員の質の確保や量的拡大の観点から、研修実施主体によって研修内容・時間にバラツキがあった介護相談員に係る研修を2種類に整理し、通常の研修の他、OJTにより実務経験を積むことを要件に研修時間を軽減する制度を創設するとともに、各研修の標準的な研修カリキュラムの内容・時間数を提示。また、定期的な更新研修の実施を促進。

	介護サービス相談員研修	介護サービス相談員補研修
研修時間	40時間以上	12時間以上
単独訪問	可	不可 ※介護サービス相談員の同行が必要

※令和2年5月31日時点での研修修了者は介護サービス相談員とみなす。

16

介護サービス相談員研修・介護サービス相談員補研修における標準的な研修カリキュラム①

内容	時間数	
	介護サービス相談員研修	介護サービス相談員補研修
研修目的と要件	0.5 時間	0.5 時間
介護サービス相談員の意義と役割 ・介護サービス相談員派遣等事業の目的 ・介護保険と介護サービス相談員	2 時間	1 時間
介護保険制度 ・介護保険の思想とシステム ・介護保険制度の機能と介護サービス相談員活動 ・介護保険制度の理解	4 時間	2 時間
施設サービス・居宅サービスの理解 ・介護保険3施設、老人福祉施設の種類と性格 ・施設の居住環境とケアの質 ・個室・ユニットケアの理解 ・訪問介護等の居宅サービスの内容 ・自立支援のためのケアプランの理解	3.5 時間	2 時間
利用者の権利擁護と身体拘束廃止、虐待防止への対応 ・権利擁護の理解 ・成年後見制度の理解 ・身体拘束の対象となる行為 ・身体拘束廃止の取組 ・高齢者虐待防止法の定義と理解	4.5 時間	3 時間

17

介護サービス相談員研修・介護サービス相談員補研修における標準的な研修カリキュラム②

内容	時間数	
	介護サービス相談員研修	介護サービス相談員補研修
高齢者の理解、認知症の正しい理解 ・高齢者の身体的・精神的特性 ・高齢になると現れる変化 ・認知症の基礎知識 ・認知症の人との向き合い方	3 時間	1.5 時間
コミュニケーション技法と実技演習	2 時間	— 時間
介護サービス相談員活動の実際 ・相談活動における記録と報告のあり方 ・相談記録票、活動報告書の作成（グループワーク） ・活動報告の伝え方とポイント（ロールプレイ演習）	6 時間	2 時間
介護保険サービスを提供する施設等への訪問実習（2ヶ所以上）	7 時間	— 時間
地域ケア体制のヒアリング ・市町村の介護保険事業計画のヒアリング ・介護保険と介護サービス相談員	2 時間	— 時間
訪問実習の活動発表と検討、相談活動におけるポイント	5 時間	— 時間
合計	40 時間	12 時間

18

令和3年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」の結果及び高齢者虐待の状況等を踏まえた対応の強化について（通知）（抜粋）
（令和5年3月31日付老発0331第9号厚生労働省老健局長通知）

【本通知の要点】

2 高齢者虐待防止に係る体制整備の強化等

(3) 介護サービス相談員派遣事業等の推進

介護施設等において、虐待等の不適切な事案が生じることなく、利用者が安心して過ごせる環境を作るためには、風通しの良い環境を作り出すことが大切であり、このためには、施設長を中心とした職員同士の協力・連携はもとより、第三者である外部の目を積極的に導入することが効果的です。

具体的には、介護保険の地域支援事業（任意事業）である介護サービス相談員派遣等事業（※）の実施が有効であると考えられることから、令和2年度に介護サービス相談員研修の体系の見直しや、地域医療介護総合確保基金による研修費用への助成を行う等、介護サービス相談員を育成しやすい環境を整備するとともに、介護施設等におけるサービスの質を向上させる観点から、住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅を派遣先として追加することにより制度の充実を図ったところです。

このため、都道府県においては、介護サービス相談員の積極的な活用及び効果的な実施に向けて、未実施市町村に対して、事業効果等の周知、地域医療介護総合確保基金（介護従事者分）における介護サービス相談員派遣等事業に係る研修費用等の助成対象化、住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅での介護サービス相談員の受入促進に向けた働きかけをお願いします。

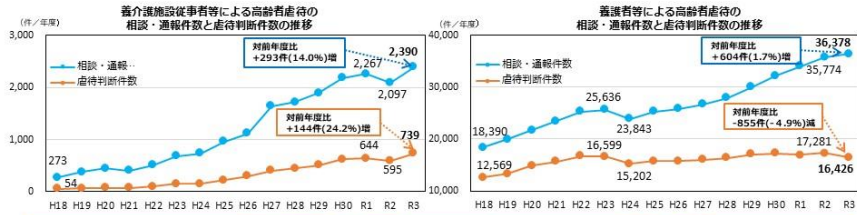
(※) 介護サービス相談員派遣等事業

地域で活躍する市民ボランティア（介護サービス相談員）が介護サービスの現場を訪問し、利用者の疑問や不満を汲み取り、介護サービス提供事業者にフィードバックして事業者・利用者・保険者である市町村等の間の橋渡し役を果たし、利用者の不安解消を図るとともに、サービスの改善に結びつけるもの

19

高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査結果の概要(令和3年度)

○ 高齢者虐待の相談・通報、虐待判断件数は高止まりしている。



	養介護施設従事者等による虐待	養護者による虐待
被害者	男性390人(28.6%) 女性974人(71.3%) 不明2人(0.1%)	男性4,097人(24.4%) 女性12,713人(75.6%) 不明0名(0.0%)
虐待者	男性52.2% 女性47.8% ※全介護従事者のうち男性18.8%	息子38.9% 夫22.8% 娘19.0%
相談・通報者	当該施設職員が29.8%で最多。次いで当該施設管理者等が16.3%。	警察が32.7%で最多。次いで介護支援専門員が24.9%。
相談・通報受理からの期間(中央値)	事実確認開始まで4.5日 虐待判断まで3日	事実確認開始まで0日(即日) 虐待判断まで2日
主な発生要因	教育・知識・介護技術等に関する問題 56.2% 職員のストレスや感情コントロールの問題 22.9%	被害者の認知症の症状 55.0% 虐待者の介護疲れ・介護ストレス 52.4% 虐待者の精神状態が安定していない 48.7%
虐待種別(複数回答)	身体的虐待 51.5% (身体拘束等 24.3%)、心理的虐待 38.1% 介護等効果 23.9%、経済的虐待 4.0%、性的虐待 3.5%	身体的虐待 67.3%、心理的虐待 39.5%、介護等効果 19.2% 経済的虐待 14.3%、性的虐待 0.5%
その他	《虐待等による死亡事例》 1件 2人 (対前年度比 2件 1人減)	《虐待等による死亡事例》 37件 37人 (対前年度比 12件 12人増)

20

R5高齢者権利擁護等推進事業

(介護保険事業費補助金)

(令和5年度予算 139,071千円)

「高齢者の尊厳の保持」の視点に立って、虐待防止及び虐待を受けた高齢者の被害の防止や救済を図り、高齢者の権利擁護を推進

対象事業

- 事業主体：都道府県 ■補助率：1/2
- 補助対象経費：高齢者権利擁護等推進事業の実施に必要な資金、報酬費、報酬、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金

1. 【未然防止】のための支援

- ①地域住民向けのシンポジウム等の開催(2017年～)
高齢者虐待防止法の普及促進、介護保険の適切な利用推進などを目的としたシンポジウム等の開催
- ②地域住民向けリーフレット等の作成(2017年～)
・高齢者虐待防止法の通報・窓口の周知徹底、適切な利用などを推進するためのリーフレット等の作成
・民生委員、自治会・町内会等の地域組織や保健医療福祉関係機関等との協力連携を図るため、高齢者虐待が発生した場合の地域連携体制の構築のためのマニュアルを作成
- ③養護者による虐待等(セルフ・ネグレクト含む)につながる可能性のある困難事例での専門職の派遣(アウトリーチ)(2019年～)
養護者による虐待等(セルフ・ネグレクト含む)につながる可能性があるものの、市町村での対応が難しい事例について、市町村で介護支援専門員等と連携の下、必要時専門職を派遣し、介護負担、ストレスの軽減に向けた精神的・医療的な支援や、関係機関・団体へのつなぎ等を実施

2. 【早期発見、迅速且つ適切な対応(悪化防止)】のための支援

- ①身体拘束(工作)研修推進会議(2007年～)
身体拘束廃止に向けた関係機関との連絡調整、相談機能の強化を図るための会議
- ②権利擁護推進員養成研修(2007年～)
・施設長など介護施設内において指導的立場にある者を対象に、職員のストレス対策や利用者の権利擁護の視点に立った実践的介護手法の修得等に関する研修
・介護施設等における虐待防止研修を実施する講師を養成するための研修
- ③看護職員研修(2007年～)
介護施設等の看護指導者、実務者を対象に、利用者の権利擁護等を推進するための研修プログラムの作成方法の習得や高齢者の権利擁護に必要な援助等を行うための実践的な知識、技術の修得等に関する研修
- ④市町村職員等の対応力強化研修(2017年～)
市町村職員等を対象にした管内市町村等の効果的な取組事例の紹介等による横展開により対応力の強化を図るための研修
- ⑤権利擁護相談窓口の設置(2007年～)
困難事例への対応に対する市町村等の助言、支援、養護者からの相談を受け適切な関係機関へのつなぎ支援、成年後見制度の手続きに対する高齢者等に対する相談等を行うため、弁護士・社会福祉士等の専門職を配置した権利擁護相談窓口の設置
- ⑥ネットワーク構築等支援(2017年～)
高齢者虐待防止に関するネットワークが未整備の市町村に対するアドバイザー派遣や措置に伴うシェルター等確保確保に係る広域調整等

3. 【再発防止】のための支援

- 虐待対応実務者会議等の設置(2020年～)
- ・虐待対応実務者会議～都道府県の指導監督部局や市町村の虐待対応部局の実務者等で構成される会議を開催し、虐待の発生・増減要因の調査、分析や連絡、対応体制の構築などのため、連携強化を図る
 - ・虐待の再発防止・未然防止策検証会議～死亡等重篤事例の虐待が発生した事業の要因分析及び相談・通報から終結までの虐待対応を評価・検証を行い、虐待防止に関する調査計画策定(再発・未然防止策等)の検討を行うために、専門職等のアドバイザーの派遣等の実施
 - ・市町村等の指導等体制強化～介護施設等における虐待防止検討委員会の運営、指針の整備、研修の実施等に係る指導等のための専門職の派遣

21

令和2年度～

介護サービス相談員育成に係る研修支援事業

(地域医療介護総合確保基金(介護事業者確保分)の事業メニューの追加)

○ 介護施設・サービス事業所や有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅での虐待の未然防止や介護サービスの質の向上等を図るため、介護サービス相談員を育成するための研修費用について助成し、都道府県やボランティアの養成に取り組み公益団体等が介護サービス相談員を育成しやすい環境を整備する。

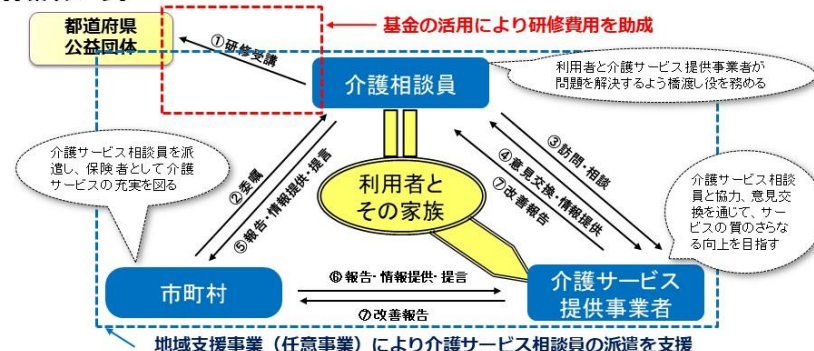
[助成対象主体] [助成対象研修]

- 都道府県(市町村可)
- 新任研修(新規受講) ●更新研修(登録後毎年受講)
- 主任研修(一定期間活動後、指導的立場の者)

[助成対象経費]

- 自治体が実施する研修費用(会場使用料等)
- 公益団体が実施する研修費用(旅費・受講料等)

【事業イメージ】



22

講義 2

脳科学から見る認知症

東京大学大学院 総合文化研究科 特任研究員
恩蔵 絢子 氏

脳科学者。

2007年に東京工業大学大学院総合理工学研究科知能システム科学専攻にて博士号取得(学術博士)。人間の自意識と感情を専門に研究してきた。

同居する母親が、2015年にアルツハイマー型認知症と診断されてからは、一人の娘として生活の中で表れる認知症の症状に向き合ってきた。

一方で母を脳科学者として客観的に分析することで、医者/患者、科学者/被験者という立場で研究するのは違った認知症の理解を持つにいたり、情報を発信している。

現在は、高齢者の創造性に強く関心を持つ。

著書に『脳科学者の母が、認知症になる』（河出書房新社）、

共著に『なぜ、認知症の人は家に帰りたがるのか』（永島徹との共著、中央法規）などがある。



2015年(65歳)秋に「母親」がアルツハイマー型認知症と診断される。

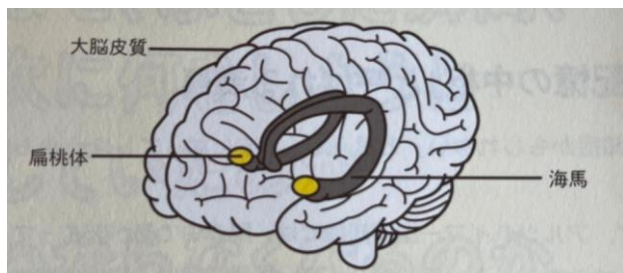
認知症に関して多くの方は「自分が自分でなくなってしまうのでは」という恐れをもっている。

脳科学者として、「母親」という一番親しい人物を、認知症発症から8年間、毎日の生活の中で観察し、以下のことに気がつく。

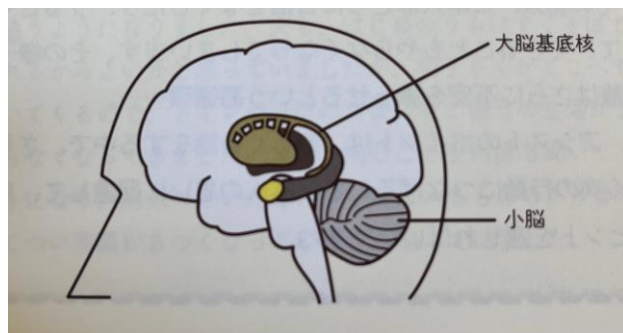
- その人らしさは変わらないこと、
- 認知症になっても残る能力があること、
- 更には強まる能力まであること

「その人らしさとはなにか」についてお話しいただきました。

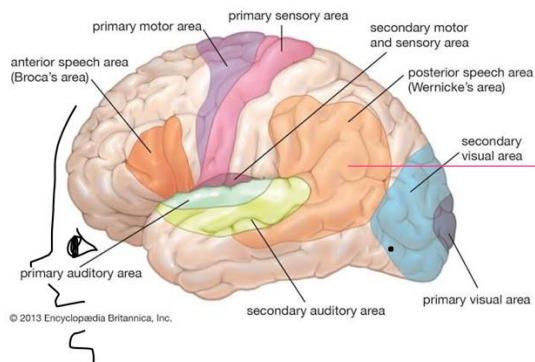
アルツハイマー病に関わる重要な脳部位



海馬：現在起こっていることを定着させる
 貯蔵庫：大脳皮質
 扁桃体：感情の中核

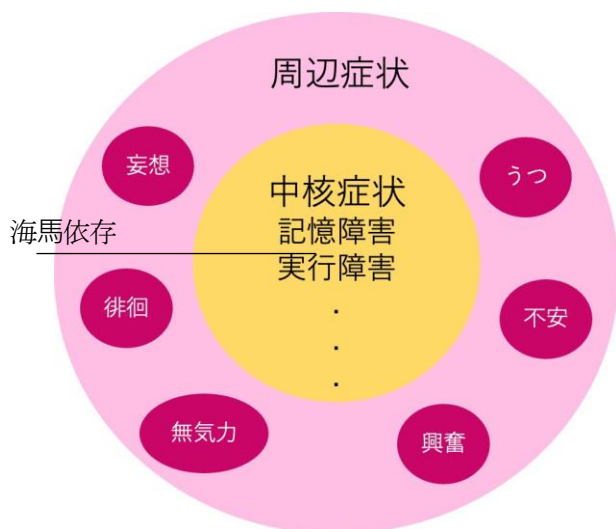


宣言的記憶：海馬
 非宣言的記憶：大脳基底核と小脳



後頭頂皮質：注意

アルツハイマー病の中核症状と周辺症状



アルツハイマー病による人格変化 (Alzheimer' association のサイトより)

- Apathy (無気力)
- Loss of interest in activities they previously enjoyed (以前楽しんでいたことに興味を失う)
- Insensitivity to others (他者に無関心になる)
- Paranoia (疑心暗鬼)
- Delusional thinking (妄想)
- Social withdrawal (引きこもりがちになる)
- Inability to make decisions (意思決定ができなくなる)
- Lack of initiative (主体性がなくなる)

本日の講座参考文献：

(1) 母との具体的な日常のやり取り、発見について

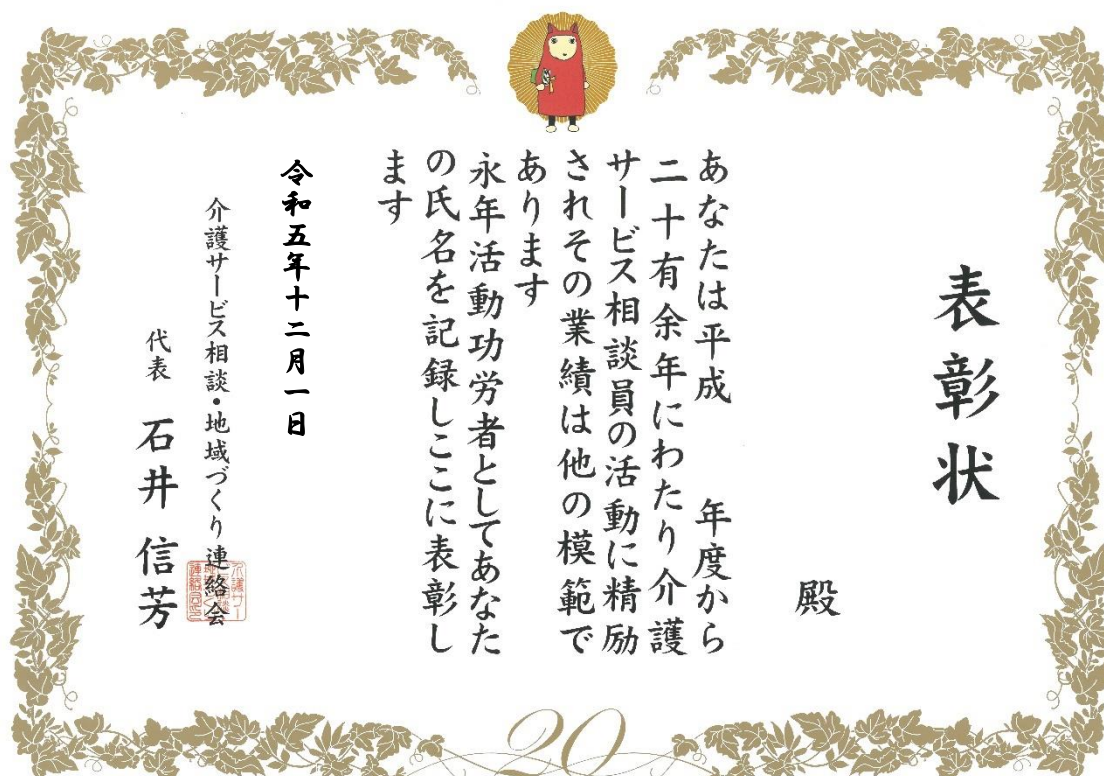
『脳科学者の母が、認知症になる：記憶を失うと、その人は "その人" でなくなるのか？』
河出書房新社 恩蔵絢子 (2018)

(2) 認知症を持つ人誰にでも当てはまる症状についての解説

『なぜ、認知症の人は家に帰りたがるのか』
中央法規 恩蔵絢子、永島徹 (2022)

永年(20年以上)活動功労者表彰

20自治体 33名



平成13年度活動開始	2自治体	6名
平成14年度活動開始	5自治体	6名
平成15年度活動開始	17自治体	21名

平成 13 年度活動開始**2 自治体 6 名**

三重県	鈴鹿亀山地区広域連合	坂 直美
愛媛県	西条市	浅田 篤子
		越智 サツキ
		近藤 豊子
		竹生 弘子
		山中 明美

平成 15 年度活動開始**17 自治体 21 名**

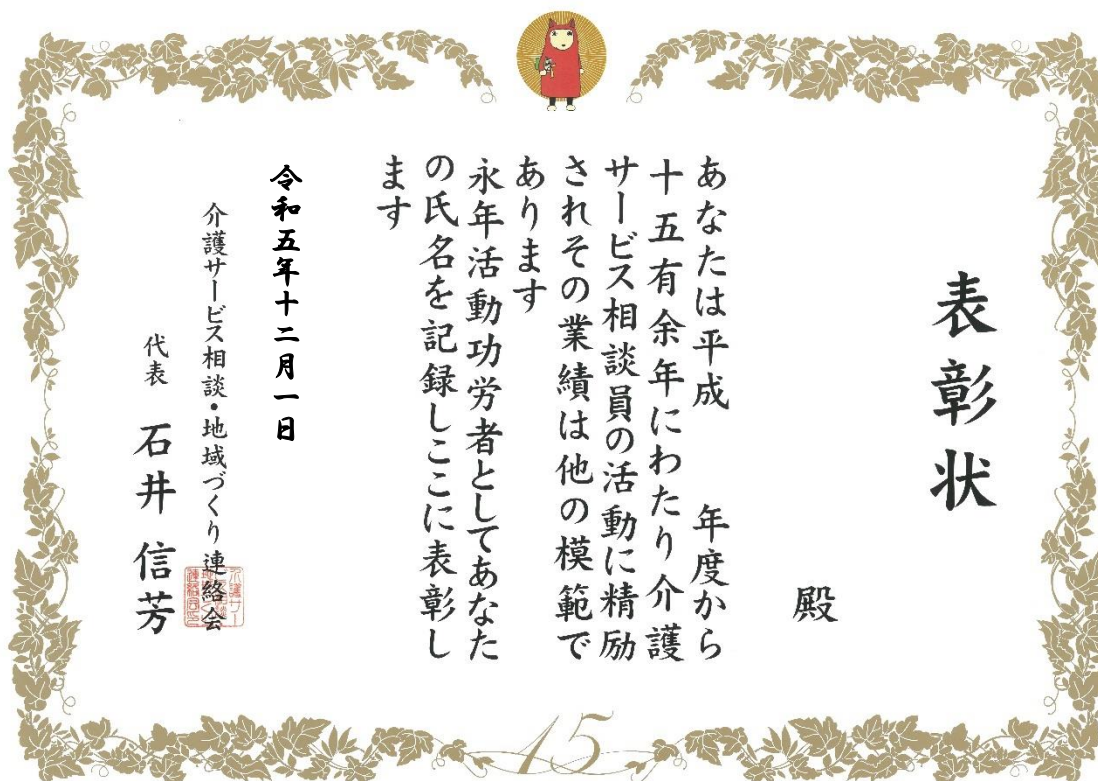
埼玉県	戸田市	板井 ルミ
千葉県	習志野市	西山 洋子
東京都	中央区	野澤 あや子
	八王子市	西山 三和子
神奈川県	秦野市	窪嶋 義文
新潟県	長岡市	中川 節子
岐阜県	中津川市	黄地 まゆみ
	羽島市	岩田 洋子
愛知県	安城市	岩間 益美
		金子 有里子
滋賀県	近江八幡市	岡田 なみ子
		上地 よね子
大阪府	豊中市	武居 祥子
	河内長野市	川端 弘孝
	阪南市	藤本 恵美子
兵庫県	伊丹市	田中 千余子
		有海 功子
島根県	出雲市	森田 享子
福岡県	大牟田市	跡部 理代子
長崎県	佐世保市	大石 順子
		朝田 真澄

平成 14 年度活動開始**5 自治体 6 名**

千葉県	白井市	鶴岡 恵美子
東京都	八王子市	畠山 光子
三重県	松阪市	三宅 明
大阪府	河内長野市	藤井 泰子
		松本 甫
兵庫県	伊丹市	門脇 秀子

永年(15年以上)活動功労者表彰

27自治体 54名



平成15年度活動開始	2自治体	2名
平成17年度活動開始	1自治体	1名
平成18年度活動開始	1自治体	1名
平成19年度活動開始	9自治体	12名
平成20年度活動開始	19自治体	38名

平成 15 年度活動開始
2 自治体 2 名

和歌山県 白浜町 前地 千代美
愛媛県 松前町 田中 きよ美

平成 19 年度活動開始
9 自治体 12 名

埼玉県 越谷市 関 良江
東京都 八王子市 鈴木 明美
神奈川県 横浜市 田巻 まり子
土部 眞知子
静岡県 藤枝市 横田 美佐子
滋賀県 大津市 服部 節子
大阪府 河内長野市 長崎 島子
泉南市 山本 俊夫
兵庫県 伊丹市 上西 良子
福岡県 北九州市 岡田 ヒロ子
切田 鈴美
坂本 サヨ子

平成 17 年度活動開始
1 自治体 1 名

神奈川県 横浜市 野村 千代子

平成 18 年度活動開始
1 自治体 1 名

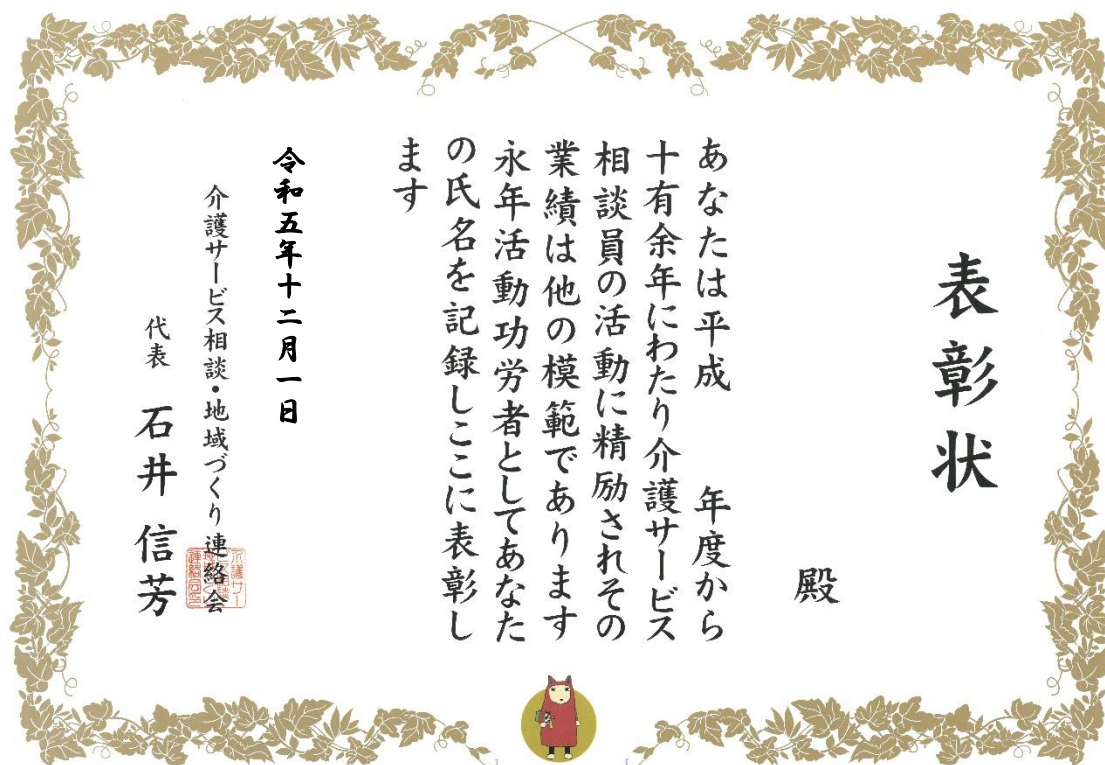
茨城県 つくば市 小松崎 忠彰

平成 20 年度活動開始
19 自治体 38 名

			大阪府	河南町	山内 美枝子
			福岡県	北九州市	加藤 茂子
福島県	いわき市	坂本 修司			久保 葉子
	石川町	大竹 和子			栗原 百代
		関根 綾子			佐藤 郁子
埼玉県	さいたま市	島田 壽子			杉田 キミ子
	吉川市	大手 俊之			西川 澄子
東京都	町田市	岡本 安代			福竹 百合枝
		小川 静子			山下 数代
		矢崎 始		大牟田市	小川 由美子
神奈川県	横浜市	岡田 弘子			古賀 恵美子
		川井 則子			山村 直哉
		鈴木 茂子	大分県	大分市	安東 玲子
		日永 秀喜			杉本 哲也
	小田原市	堀内 勇			
福井県	大野市	小池 ひろ子			
	勝山市	血澤 恵子			
岐阜県	大垣市	臼井 美弥子			
		田中 祐治			
		早野 展子			
	羽島市	栗本 静子			
静岡県	静岡市	古澤 房代			
	藤枝市	朝比奈 實			
		野村 芳枝			
愛知県	岡崎市	金澤 宏美			
滋賀県	大津市	川見 孝子			

永年(10年以上)活動功労者表彰

56自治体 104名



平成13年度活動開始	1自治体	1名
平成19年度活動開始	1自治体	1名
平成21年度活動開始	1自治体	1名
平成22年度活動開始	3自治体	3名
平成23年度活動開始	8自治体	10名
平成24年度活動開始	48自治体	104名

平成 20 年度活動開始
3 自治体 3 名

静岡県 三島市 相原 道子
鳥取県 南部箕蚊屋広域連合 亀山 道子
福岡県 北九州市 原 啓子

平成 23 年度活動開始
5 自治体 8 名

千葉県 八千代市 周郷 光枝
静岡県 磐田市 倉田 ひろみ
齋藤 敏子
兵庫県 尼崎市 池上 健三
岡田 真喜子
島根県 安来市 吉野 明美
若槻 昌子
広島県 福山市 佐藤 純子

平成 21 年度活動開始
1 自治体 2 名

長野県 松本市 高山 義英
林 愛弓

平成 22 年度活動開始
2 自治体 2 名

大阪府 河内長野市 岩井 隆子
和歌山県 白浜町 榎本 真理子

平成 24 年度活動開始
14 自治体 17 名

平成 25 年度活動開始
45 自治体 84 名

宮城県	仙台市	山岸 敬一	福島県	福島市	木戸 幸子
福島県	いわき市	内海 将行			鈴木 勝博
千葉県	市原市	仲村 喜代美		白河市	高久 早苗
	八千代市	吉垣 信義		喜多方市	穴澤 愛子
神奈川県	川崎市	大谷 矛佳子			五十嵐 君枝
		松村 文美恵			鈴木 ケエ子
	二宮町	前島 直美	茨城県	ひたちなか市	山田 令子
長野県	松本市	糸井 信枝	栃木県	大田原市	佐武 芳子
京都府	綾部市	栗野 環			高瀬 朋子
大阪府	河内長野市	矢野 邦子			松本 美代子
兵庫県	赤穂市	赤松 功夫	埼玉県	越谷市	高橋 信子
奈良県	宇陀市	奥垣 悦子			北條 和子
		小笹 富士子		ふじみ野市	新井 千鶴子
		松井 政子			田口 美香
和歌山県	白浜町	場谷 綾子		三芳町	室山 陽子
香川県	坂出市	小田 朱美	千葉県	千葉市	渡邊 せい子
鹿児島県	屋久島町	溝口 いくよ		佐倉市	関谷 真知子
				八千代市	飯生 高一郎

東京都	港区	原田 洋子	岐阜県	関市	美濃羽 益美
		福島 正純		中津川市	西田 日登美
	台東区	朝野 春美		安八郡広域連合	野々垣 静子
	八王子市	居城 文雄	静岡県	静岡市	太田 仔至子
		入口 洋史			久保田 栄
		塩山 陽子			三枝 千津子
	八王子市	高久 仁男	静岡県	静岡市	竹村 民子
		但馬 克子			南谷 美江
		知見 君子			村下 美喜子
		中川 和夫		藤枝市	栗原 義明
		西野 慧子			杉山 治子
		西村 徹行	愛知県	岡崎市	加藤 寛子
神奈川県	横浜市	浅野 由紀子		豊田市	岩附 里香
		新井 富士江			横井 貴子
		黒川 清志		安城市	石川 知子
		古賀 理恵		高浜市	石川 あい子
		杉本 真澄	三重県	伊勢市	東村 篤
		平井 遵		名張市	木村 ユミ子
		和田 季世子			中 明子
	南足柄市	露木 君江	京都府	綾部市	久田 名美恵
新潟県	長岡市	太刀川 美津子		宇治市	浅原 なほみ
富山県	富山市	石原 朝子			
	新川地域介護保険・ ケーブルテレビ事業組合	島端 恵津子			
福井県	大野市	山田 夏み子			
長野県	岡谷市	笠原 和代			
	諏訪市	安部 修二			

大阪府	豊中市	大西 真理子
		平岡 和子
	吹田市	奥田 千佐江
		飛計路 富久美
		平郡 公代
		松田 輝代
	河内長野市	濱田 光國
		細川 幸子
	交野市	西崎 二三江
兵庫県	伊丹市	渡邊 よしみ
香川県	坂出市	濱田 佐知子
愛媛県	大洲市	久保田 美喜子
		櫻田 欣子
	伊予市	富田 一子
	四国中央市	大元 文子
		熊本 聖子
		兔川 允恵
福岡県	大牟田市	藤田 美貴
		水江 桂子

4. 都道府県・市町村 事業担当者研修

2023年度 都道府県介護サービス相談員養成研修等事業担当者研修 2023年度 市町村介護サービス相談員派遣等事業事務局担当者研修

(1) 研修目的

介護サービス相談員養成研修事業、介護サービス相談員派遣等事業について今後の方向性等に関する最新の情報提供を行い、都道府県、市町村における円滑な取り組みを支援する。

(2) 対象

- ① 都道府県の介護サービス相談員養成研修等事業担当者
- ② 介護サービス相談員派遣等事業を実施または実施予定の市町村の事務局担当者等

(3) 実施内容

プログラムのとおり

(4) 開催日時

令和5年9月1日（金）13:00～17:00

(5) 会場

アルカディア市ヶ谷（私学会館） 6階「霧島」

(6) 受講状況

- ・参加自治体数 : 71（都道府県3、市町村事務局68）
- ・受講者数 : 80（都道府県4人、市町村事務局76人）

講義時間	内容	講師（敬称略）
12:40～13:00	(受付)	
13:00～13:05	オリエンテーション	介護サービス相談・地域づくり連絡会
13:05～13:45	●介護サービス相談員派遣等事業について	厚生労働省 老健局 高齢者支援課 虐待防止対策係長 鈴木 達也
13:45～13:50	休憩	
13:50～14:30	●2022年度 事業報告 ・実態調査、研修・報告会 等 ●2023年度 事業予定	NPO法人 地域共生政策自治体連携機構 事務局長 石井 信芳
14:30～14:40	休憩	
14:40～15:40	●介護サービス相談員派遣等事業再開に向けて	兵庫県宝塚市 事務局担当者 川内 大将 東京都港区社会福祉協議会 事務局担当者 種山 宗嘉
15:40～15:50	休憩	
15:50～17:00	●高齢者施設等への訪問活動再開に向けて ～事務局担当者として備えるべき視点	有限会社たむらソーシャルネット 代表 田村 満子
17:00	閉会	

事務局担当者研修の受講状況

No.	都道府県	市町村	都道府県	市町村
1	秋田県	横手市		1
2	福島県	田村市		1
3	茨城県	水戸市		2
4		日立市社会福祉協議会		1
5		土浦市社会福祉協議会		1
6		東海村		1
7	群馬県	安中市		1
8	埼玉県	さいたま市		2
9		川越市		1
10		川口市		1
11		春日部市		1
12		蕨市		1
13		入間市		3
14		志木市		2
15		八潮市		1
16		幸手市		1
17		吉川市		1
18		ふじみ野市		1
19		三芳町		1
20		杉戸町		1
21	千葉県	千葉市		1
22		市川市		1
23		船橋市		1
24		松戸市		1
25		成田市		1
26		佐倉市		1
27		旭市		1
28		習志野市		1
29		市原市		1
30		流山市		1
31		四街道市		1
32		袖ヶ浦市		1
33		白井市		1
34	東京都	港区		1
		港区社会福祉協議会		1
35		台東区		1
36		豊島区		1
37		葛飾区		1
38		八王子市		2

No.	都道府県	市町村	都道府県	市町村
39	神奈川県	川崎市		1
40		相模原市		2
41		秦野市		1
42		南足柄市		1
43	新潟県	長岡市		1
44	富山県		2	
45		中新川広域行政事務組合		1
46	石川県	小松市		1
47	山梨県	笛吹市		1
48	長野県	小諸市		1
49		富士見町		1
50	岐阜県	もとす広域連合		1
51	静岡県	静岡市		1
52		富士市		1
53		磐田市		1
54		藤枝市		1
55		吉田町		1
56	愛知県	刈谷市		1
57		安城市		1
58		小牧市		1
59		東郷町		1
60	三重県	鈴鹿亀山地区広域連合		1
61	滋賀県		1	
62	京都府	綾部市		1
63	大阪府	泉南市		1
64	兵庫県	宝塚市		1
65	鳥取県	南部箕蚊屋広域連合		1
66	島根県		1	
67	広島県	福山市		1
68	徳島県	小松島市		1
69	福岡県	久留米市		1
70	長崎県	佐世保市		1
71	鹿児島県	さつま町		1

市町村事務局担当者 76名
都道府県養成研修事業担当者 4名

介護サービス相談員派遣等事業について

厚生労働省 老健局 高齢者支援課 虐待防止対策係長
鈴木 達也 氏



介護サービス相談員派遣等事業について

厚生労働省老健局高齢者支援課

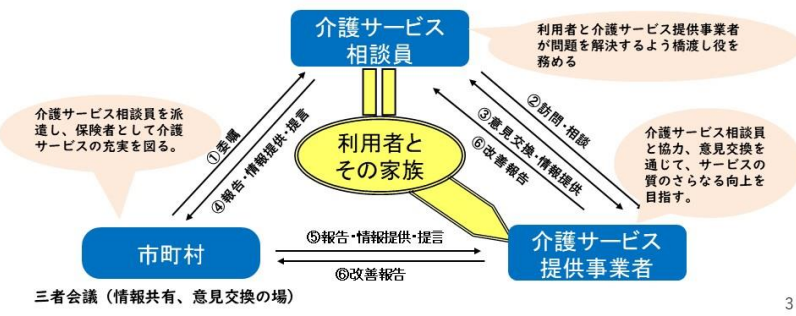
- ①介護サービス相談員の活動状況等
- ②「介護サービス相談員派遣等事業の実施について」の改正について
- ③その他

①介護サービス相談員の活動状況等

2

介護サービス相談員派遣等事業の概要

- 市町村に登録された介護サービス相談員（※）が、介護サービス施設・事業所に向いて、利用者の疑問や不満、不安を受け付け、介護サービス提供事業者及び行政との橋渡しをしながら、問題の改善や介護サービスの質の向上につなげる取組
 - （※）事業の実施に相応しい人格と熱意を有し、一定水準以上の研修を修了した者（市町村が委嘱）
 - 介護保険制度における位置付け
 - ・地域支援事業の任意事業（介護サービスの質の向上に資する事業）として実施（国の負担割合：38.5%）
 - ・介護サービス提供事業者は、市町村が実施する本事業に協力するよう努める義務（努力義務）を規定
- 介護サービス提供事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した介護サービスに関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
【指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第34条第2項 ほか】



3

介護サービス相談員派遣等事業の位置付け

- **地域支援事業の実施について**（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）

別紙 地域支援事業実施要綱

別記4 任意事業 3 事業内容 (3) その他の事業 カ 地域自立生活支援事業

② 介護サービスの質の向上に資する事業

地域で活躍している高齢者や民生委員等（※）が、介護サービス利用者のための相談等に応じるボランティア（介護サービス相談員）として、利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、サービス担当者との意見交換等（介護サービス相談員派遣等事業）を行う。

（※）近年は「主婦・主夫」「福祉・医療関連職員08」「会社員・公務員08」が多い。

- **介護サービス相談員派遣等事業の実施について**

（平成18年5月24日老計発第0524001号厚生労働省老健局計画課長通知）

申出のあったサービス事業所等に介護サービス相談員（介護サービスの提供の場を訪ね、サービスを利用する者等の話を聞き、相談に応じる等の活動を行う者）を派遣

利用者の疑問や不満、不安の解消
事業所の介護サービスの質の向上

問題提起・
提案解決型の事業

4

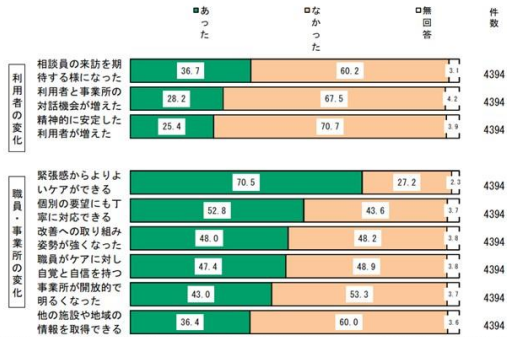
介護サービス相談員派遣等事業の事業効果①（事業者から見た効果）

介護サービス相談員を受け入れたことによる事業所の変化

利用者・職員・事業所の変化ー【緊張感からよりよいケア】が7割など、職員に前向きな変化ー

- 利用者の変化について「あった」の比率に着目すると、【相談員の来訪を期待するようになった】が36.7%、【利用者や事業所の対話機会が増えた】が28.2%、【精神的に安定した利用者が増えた】が25.4%となっています。介護サービス相談員の受け入れは利用者プラスの影響をもたらすことが少なくないといえます。
- 職員や事業所の変化についても「あった」比率は【緊張感からよりよいケアができる】が70.5%と7割に達し、【個別の要望にも丁寧に対応できる】（52.8%）と【改善への取り組み姿勢が強くなった】（48.0%）、【職員がケアに対し自覚と自信を持つ】（47.4%）、【5割前後】、【事業所が開放的で明るくなった】（43.0%）と【他の施設や地域の情報を取得できる】（36.4%）が4割前後となっています。これらの結果、相談員の訪問はサービスの質の向上や職員のスキルアップのみならず、事業所の雰囲気にもプラスの影響をもたらしていることが明らかとなっています。

介護サービス相談員を受け入れたことによる利用者・職員や事業所の変化



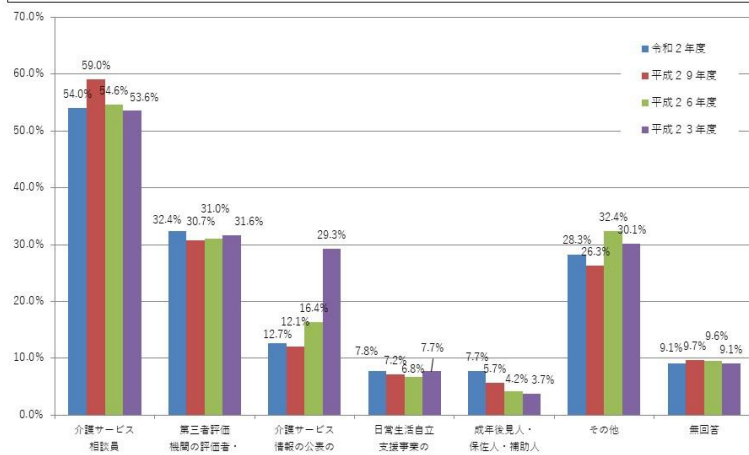
（出典）特定非営利活動法人地域ケア協議ネットワーク 介護サービス相談・地域づくり連絡会「第7回令和2年度介護サービス相談員活動調査 調査報告書」（令和2年度老人保健福祉推進等事業）

8

介護サービス相談員派遣等事業の事業効果②（事業者から見た効果）

<役立つ助言・提案者>

- 利用者の生活の質や職員のケアの向上において役立つ助言・提案者として、約5割の事業所が「介護サービス相談員」を挙げており、最多となっている。



（出典）特定非営利活動法人地域ケア協議ネットワーク 介護サービス相談・地域づくり連絡会「第7回令和2年度介護サービス相談員活動調査 調査報告書」（令和2年度老人保健福祉推進等事業）

9

② 「介護サービス相談員派遣等事業の実施について」の通知の内容について

10

介護サービス相談員制度の主な改正内容 (令和2年5月29日 老高発0529第1号 厚生労働省老健局高齢者支援課長通知)											
(1)	派遣先として「有料老人ホーム」「サービス付き高齢者向け住宅」を追加 これまで介護保険法上の施設・事業所のみを派遣先の対象としていたが、食事提供サービス等を提供する住宅型有料老人ホームや安否確認・生活相談サービス等を提供するサービス付き高齢者向け住宅を追加。 特に外部サービスを利用しているケースも多く、責任の所在が不明確になりがちであるとともに、介護保険法に基づく保険サービスの対象外である住宅型有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅を利用する高齢者の生活の質が守られるよう、介護相談員の受入を促進。										
(2)	「介護サービス相談員」への改称 『介護』保険サービスを提供する施設・事業所だけでなく、介護保険外のような『サービス』を提供する施設等にまで広く対象拡大するため、「介護相談員」から「介護サービス相談員」に改称。										
(3)	利用者目線の明確化 介護サービス相談員は利用者の日常的な不平・不満等を改善することを目指すものであるものの、規定上は「サービスの質の向上」のみとなっていたため、「利用者の自立した日常生活の実現」を追記。										
(4)	介護相談員に係る研修の整理・充実 介護サービス相談員の質の確保や量的拡大の観点から、研修実施主体によって研修内容・時間にバラツキのあった介護相談員に係る研修を2種類に整理し、通常の研修の他、OJTにより実務経験を積むことを要件に研修時間を軽減する制度を創設するとともに、各研修の標準的な研修カリキュラムの内容・時間数を提示。また、定期的な更新研修の実施を促進。										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>介護サービス相談員研修</th> <th>介護サービス相談員補研修</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修時間</td> <td>40時間以上</td> <td>12時間以上</td> </tr> <tr> <td>単独訪問</td> <td>可</td> <td>不可 ※介護サービス相談員の同行が必要</td> </tr> </tbody> </table>		介護サービス相談員研修	介護サービス相談員補研修	研修時間	40時間以上	12時間以上	単独訪問	可	不可 ※介護サービス相談員の同行が必要	<p>※令和2年5月31日時点での研修修了者は介護サービス相談員とみなす。</p>
	介護サービス相談員研修	介護サービス相談員補研修									
研修時間	40時間以上	12時間以上									
単独訪問	可	不可 ※介護サービス相談員の同行が必要									
11											

介護サービス相談員制度の主な内容 (平成18年5月24日付老計発第0524001号厚生労働省老健局計画課長通知)	
1	目的 本事業は、介護保険サービスを提供する施設・事業所や食事提供サービス等を提供する住宅型有料老人ホームや安否確認・生活相談サービス等を提供するサービス付き高齢者向け住宅（以下「事業所等」という。）を訪ね、サービスを利用する者等の話を聞き、相談に応じる等の活動を行う者の登録を行い、申出のあった事業所等に派遣すること等により、利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、派遣を受けた事業所等における介護保険サービスをはじめとするサービスの質的な向上や利用者の自立した日常生活の実現を図ることを目的とする。
4	その他 (2) 本事業の実施に当たっては、介護保険法に基づく保険サービスの対象外である住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅を利用する高齢者の生活の質が守られるよう、介護サービス相談員の受入を促進するなど、効果的な事業実施に努めること。
12	

介護サービス相談員制度の主な内容	
3	事業内容 (1) 介護サービス相談員 ア 介護サービス相談員は、一定の水準以上の研修を受けた者であって、事業活動の実施にふさわしい人格と熱意を有しており、以下の①又は②の者として市町村に登録された者とする。 ① 介護サービス相談員研修を修了し、活動実績の少ない介護サービス相談員を指導・管理するとともに、事業所等を訪ね、サービスを利用する者等の話を聞き、相談に応じる等の活動を行う者 ② 介護サービス相談員補研修を修了し、事業所等を訪ね、サービスを利用する者等の話を聞き、相談に応じる等の活動を行う者 イ 令和2年5月31日時点での研修修了者はア①の者とみなす。 ウ 介護サービス相談員研修及び介護サービス相談員補研修は、都道府県が実施する研修またはボランティアの養成に取り組む公益団体が実施する研修とする。なお、市町村が自ら実施し、又は適切に事業を実施できると認められる者に委託して実施することを妨げるものではない。また、介護サービス相談員研修及び介護サービス相談員補研修の名称は、都道府県又はボランティアの養成に取り組む公益団体等において、独自に定めて差し支えない。
13	

介護サービス相談員制度の主な内容

3 事業内容

(1) 介護サービス相談員

- エ 別記標準的な研修カリキュラムを参照の上、介護サービス相談員研修は40時間以上、介護サービス相談員補研修は12時間以上を目安とする。
- オ 介護サービス相談員研修または介護サービス相談員補研修を修了した者に対し、研修の実施主体の長若しくは事業の委託を受けた団体が修了を証明する文書を交付する。
- カ 介護サービス相談員補研修を修了した者が、(2)アの登録後、事業を実施する市町村が相当と認める期間、(1)ア②の活動を行った場合は、当該市町村の判断により、同①の者とみなすことができる。
- キ 介護サービス相談員登録後、一定の期間を経過した者についても、介護サービス相談員の質の確保の観点から、定期的に都道府県又はボランティアの養成に取り組む公益団体において更新研修を実施するものとする。なお、市町村が自ら実施し、または適切に事業を実施できると認められる者に委託して実施することを妨げるものではない。また、更新研修の名称は、都道府県又はボランティアの養成に取り組む公益団体等において、独自に定めて差し支えない。

(4) 介護サービス相談員の活動

- ア 介護サービス相談員は、担当する事業所等を定期又は随時に訪問する。訪問の頻度は、概ね1～2週間に1回程度を目安とする。ただし、(1)ア②の者の訪問時については、同①の者が同行すること。

40時間研修修了者

補研修修了者

14

介護サービス相談員研修・介護サービス相談員補研修における標準的な研修カリキュラム①

内容	時間数	
	介護サービス相談員研修	介護サービス相談員補研修
研修目的と要件	0.5時間	0.5時間
介護サービス相談員の意義と役割 ・介護サービス相談員派遣等事業の目的 ・介護保険と介護サービス相談員	2時間	1時間
介護保険制度 ・介護保険の思想とシステム ・介護保険制度の機能と介護サービス相談員活動 ・介護保険制度の理解	4時間	2時間
施設サービス・居宅サービスの理解 ・介護保険3施設、老人福祉施設の種類の性格 ・施設の居住環境とケアの質 ・個室・ユニットケアの理解 ・訪問介護等の居宅サービスの内容 ・自立支援のためのケアプランの理解	3.5時間	2時間
利用者の権利擁護と身体拘束防止、虐待防止への対応 ・権利擁護の理解 ・成年後見制度の理解 ・身体拘束の対象となる行為 ・身体拘束防止の取組 ・高齢者虐待防止法の定義と理解	4.5時間	3時間

15

介護サービス相談員研修・介護サービス相談員補研修における標準的な研修カリキュラム②

内容	時間数	
	介護サービス相談員研修	介護サービス相談員補研修
高齢者の理解、認知症の正しい理解 ・高齢者の身体的・精神的特性 ・高齢になると現れる変化 ・認知症の基礎知識 ・認知症の人の向き合い方	3時間	1.5時間
コミュニケーション技法と実技演習	2時間	—
介護サービス相談員活動の実際 ・相談活動における記録と報告のあり方 ・相談記録票、活動報告書の作成(グループワーク) ・活動報告の伝え方とポイント(ロールプレイ演習)	6時間	2時間
介護保険サービスを提供する施設等への訪問実習(2ヶ所以上)	7時間	—
地域ケア体制のヒアリング ・市町村の介護保険事業計画のヒアリング ・介護保険と介護サービス相談員	2時間	—
訪問実習の活動発表と検討、相談活動におけるポイント	5時間	—
合計	40時間	12時間

16

「介護サービス相談員派遣等事業の実施について」に関する主なQ & A①
(令和2年7月7日 厚生労働省老健局高齢者支援課 事務連絡)

問1 介護サービス相談員補研修を修了した者が、(2)アの登録後、事業を実施する市町村が相当と認める期間、(1)ア②の活動を行った場合は、当該市町村の判断により、同①の者とみなすことができるとしているが、具体的にどのようなケースが該当するのか。

(答)

- 1 介護サービス相談員(正)研修については、40時間を求めているところであることから、介護サービス相談員補研修を修了した者を介護サービス相談員(正)とみなす際には、同等の十分な資質を有していることを担保することが望ましい。
- 2 そのため、例えば、十分な期間の実地研修を経たことや一定の追加研修を受けていること等を要件にするなど、その趣旨を踏まえた取扱いをしていただきたい。

問2 介護サービス相談員補研修(補を含む)は、オンラインによる実施も可能か。

(答)

- 1 標準的な研修カリキュラムの修了を担保できるものであれば、オンラインによる実施も可能である。

17

「介護サービス相談員派遣等事業の実施について」に関する主なQ & A②

問3 3-3-(1)-キにおいて、定期的に更新研修を実施するとされているが、更新研修を受講しないと介護サービス相談員でなくなってしまうのか。

(答)

- 1 ここていう「更新研修」は、定期的に相談員としての知識やスキルを補強するような現任研修といったものを意図しており、更新研修を受講しないことにより、介護サービス相談員でなくなるものではない。

問4 3-3-(4)-アにおいて、(1)ア②の者の訪問時については、同①の者が同行することとされており、介護サービス相談員補が訪問する場合は介護サービス相談員(正)が同行するとなっているが、介護サービス相談員(正)が市町村内にいない場合には、介護サービス相談員補が訪問することは出来ないのか。

(答)

- 1 介護サービス相談員補が訪問するに当たっては、介護サービス相談員(正)と同行することにより、介護サービス相談員補の資質向上を図ることとしている。
- 2 一方で、今回、相談員補の仕組みを導入することとした背景には、新たに対象に加えた特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅をはじめ、介護サービスを提供する施設・事業所に対し、積極的に外部の目を入れる方策として講じたものである。
- 3 そのため、同一市町村に介護サービス相談員(正)がいない場合には、介護サービス相談員補が訪問することとして差し支えない。なお、その場合であっても、当該市町村は、2名体制で訪問するなど当該訪問が円滑に行われるよう十分配慮するとともに、介護サービス相談員(正)の早期の養成に努めることとする。

18

令和3年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」の結果及び高齢者虐待の状況等を踏まえた対応の強化について(通知)(抜粋)
(令和5年3月31日付老発0331第9号厚生労働省老健局長通知)

【本通知の要点】

- 2 高齢者虐待防止に係る体制整備の強化等
- (3) 介護サービス相談員派遣事業等の推進

介護施設等において、虐待等の不適切な事案が生じることなく、利用者が安心して過ごせる環境を作るためには、風通しの良い環境を作り出すことが大切であり、このためには、施設長を中心とした職員同士の協力・連携はもとより、第三者である外部の目を積極的に導入することが効果的です。

具体的には、介護保険の地域支援事業(任意事業)である介護サービス相談員派遣等事業(※)の実施が有効であると考えられることから、令和2年度に介護サービス相談員研修の体系の見直しや、地域医療介護総合確保基金による研修費用への助成を行う等、介護サービス相談員を育成しやすい環境を整備するとともに、介護施設等におけるサービスの質を向上させる観点から、住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅を派遣先として追加することにより制度の充実に努めたところである。

このため、都道府県においては、介護サービス相談員の積極的な活用及び効果的な実施に向けて、未実施市町村に対して、事業効果等の周知、地域医療介護総合確保基金(介護従事者分)における介護サービス相談員派遣等事業に係る研修費用等の助成対象化、住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅での介護サービス相談員の受入促進に向けた働きかけをお願いします。

(※) 介護サービス相談員派遣等事業

地域で活躍する市民ボランティア(介護サービス相談員)が介護サービスの現場を訪問し、利用者の疑問や不満を汲み取り、介護サービス提供者等にフィードバックして事業者・利用者・保険者である市町村等の間の橋渡し役を果たし、利用者の不安解消を図るとともに、サービスの改善に結びつけるもの

19

③その他

20

令和2年度～ 介護サービス相談員育成に係る研修支援事業
(地域医療介護総合確保基金(介護事業者確保分)の事業メニューの追加)

○ 介護施設・サービス事業所や有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅での虐待の未然防止や介護サービスの質の向上等を図るため、介護サービス相談員を育成するための研修費用について助成し、都道府県やボランティアの養成に取り組む公益団体等が介護サービス相談員を育成しやすい環境を整備する。

[助成対象主体]	[助成対象研修]	[助成対象経費]
<ul style="list-style-type: none"> ● 都道府県 (市町村も可) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 新任研修 (新規受講) ● 更新研修 (登録後毎年受講) ● 主任研修 (一定期間活動後、指導的立場の者) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 自治体が実施する研修費用 (会場使用料等) ● 公益団体が実施する研修費用 (旅費・受講料等)

【事業イメージ】

地域支援事業(任意事業)により介護サービス相談員の派遣を支援

21

介護サービス相談員派遣等事業再開に向けて Ⅰ

兵庫県宝塚市 事務局担当者
川内 大将 氏

宝塚市介護サービス相談員 派遣等事業について

令和5年度介護サービス相談派遣等事業
事務局担当者研修
@アルカディア市ヶ谷 令和5年9月1日（金）



宝塚市役所健康福祉部安心ネットワーク推進室
介護保険課 川内 大将



目次（本日の内容）

宝塚市について

宝塚市の介護サービス相談員について

コロナ禍での活動状況

訪問活動再開に向けて



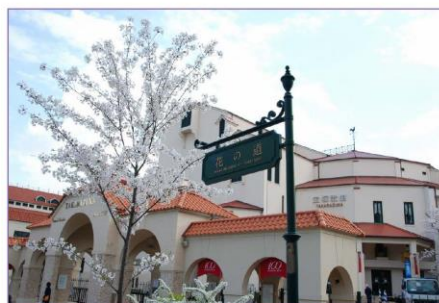
宝塚市について①

- 兵庫県の南東部（阪神地区）に位置する市
市域は南北に細長く、住宅地が広がる南部市街地と、豊かな自然に囲まれた北部田園地域から成り立つ
- 人口は**229,586**人
※令和5年8月1日時点



宝塚市について②

- 高齢者人口**65,841**人(高齢化率**28.7%**)
※令和5年8月1日時点
- 国際観光都市・宝塚
歌劇と温泉のまち
歴史のある寺社仏閣など、、、etc



宝塚市の介護サービス相談員について①

- 介護保険制度が開始された平成12年（2000年）の10月より活動開始
- 現在は**18**名の相談員が活動中（公募市民11名、民生児童委員7名）
- 平均活動年数4.5年
※令和5年4月1日時点



宝塚市の介護サービス相談員について②

- 派遣先は特別養護老人ホーム（11）、介護老人保健施設（4）、養護老人ホーム（1）、認知症対応型共同生活介護（14）、特定施設入居者生活介護（14）〔介護付き有料老人ホーム（6）、サービス付き高齢者向け住宅（6）、ケアハウス（2）〕の計44施設（事業所）

※括弧内数字は対象の施設数

- 2人1組で各施設、月1回程度訪問を行う。



宝塚市の介護サービス相談員について③

【主な活動内容】

- 担当施設への**訪問活動**（月平均3.5～4回程度）
- 毎月**定例会**にて活動状況を報告し、共有する。
- 介護サービス相談・地域づくり**連絡会主催研修への参加**（養成・現任）※希望者のみ
- 市主催**スキルアップ研修**への企画運営・参加（年1～2回程度）
- **三者懇談会**（施設担当者・相談員・事務局）の開催
- **近隣市町介護サービス相談員との交流会**の開催 etc



コロナ禍での活動状況①

【令和2年度】

- **新型コロナウイルス感染症**の感染拡大防止の観点から、令和2年3月以降、**施設への訪問活動は中止。**

施設訪問回数・・・0回

定例会開催回数・・・0回



ウィズコロナの相談員活動の模索が必要

コロナ禍での活動状況②

- 新しい、ウィズコロナの相談員活動を模索するため、令和2年度下半期に三者懇談会（施設担当者・相談員・事務局）を開催。



コロナ禍での活動状況③

- 三者懇談会出席者の感想（※一部抜粋 相：相談員、施：施設担当者）
相「施設がとても大変な状況だと改めて感じた。まだ訪問再開は難しいと思う。」
施「いつも相談員の訪問は施設全体に良い緊張感を与えてくれていた。早く再開できるようになればいいが、、、」
施「オンラインを活用して相談員の訪問ができれば、面白いと思う。」

新しい訪問方法＝オンライン訪問

コロナ禍での活動状況④

【令和3年度】

- 新型コロナの収束が見えない状況の中、「オンライン訪問」の試行運用を始める。
- ↓
- 令和3年11月よりオンライン訪問を中心に活動を再開する（約1年9ヶ月振りの訪問活動再開）。5施設との訪問を再開し始め、**制限付き直接訪問**を併用しながら、少しずつ再開施設が増加！



コロナ禍での活動状況⑤

【宝塚市のウィズコロナの訪問方法】

- 「オンライン訪問」・・・Zoom等のオンライン会議アプリを活用し、相談員は市役所の会議室から施設職員のタブレットを通じて、入居者や施設の様子を観察する訪問方法。
- 「制限付き直接訪問」・・・施設の感染状況や運営法人の面会制限等に応じて、玄関先での面会や面会スペースでのガラス越し面会など、一部制限付きの従来の相談員の訪問方法。

コロナ禍での活動状況⑥

【令和4年度】

- オンライン訪問と制限付き直接訪問を**併用**しながら、1年を通して訪問再開。
- 半数以上**の施設と訪問を再開することが出来た！
- 市主催**スキルアップ研修**等も開催。
 - 連絡会主催「有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅の介護サービス相談活動を促進するための研究会」やシンポジウムにも参加。



訪問活動再開に向けて①

【宝塚市として力を入れた取り組み（苦勞したこと）】

正直なところ、苦勞しかありませんでした、、、

- 相談員のモチベーション維持
- オンライン訪問の運用
- 各施設との訪問再開交渉

などなど挙げるとキリがありませんが。。。



訪問活動再開に向けて②

【相談員のモチベーション維持】

- 実際に訪問活動を行うのは相談員
- コロナ禍で活動が出来ないとモチベーション低下
- 何かしらの活動が必要！



訪問活動再開に向けて③

【オンライン訪問の運用】

- 正直なところ、オンライン方法はあまりおすすめしません。従来通り、直接訪問で再開できそうならオンラインは不要。
- 施設側・事務局どちらにとっても負担が大きいわりに、従来通りの訪問活動と比べて効果が少ない。



訪問活動再開に向けて④

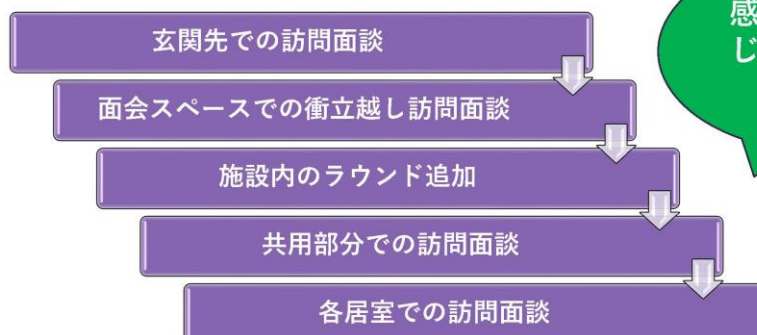
【各施設との訪問再開交渉】

- 基本は各施設（法人）で**直接面会が再開**しているかどうか。
- 各施設の面会・外出外泊・外部（ボランティア等）の受け入れ状況を参考に！
- 段階に応じた**制限付き直接訪問**を活用！



訪問活動再開に向けて⑤

【（段階別）制限付き直接訪問】



感染状況に応じて、段階的に緩和！

現在の活動状況

【令和5年度】

- 基本的にオンライン訪問は行わず、従来通り施設への**直接訪問**の方法で約**8～9割**の施設と訪問活動を実施（※一部制限付き）。
- コロナ禍で実施出来ていなかった活動（近隣市町との相談員交流会等）を実施に向けて調整中。
- 未訪問施設**（コロナ禍に開設した新規施設や住宅型有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅）への**受け入れ交渉**を順次実施。



最後に

- コロナ禍で十分に相談員活動が出来ない期間を経て、介護サービス相談員の認知度は少し薄れてしまった気がします。。。
- しかし、**介護サービス相談員の重要性**が低下したわけではありません。むしろ、**高まっている**と思います！！！！



介護サービス相談員はこんな活動をしています

介護サービス相談員の普及・啓発

介護サービス相談員派遣等事業再開に向けて 2

東京都港区社会福祉協議会 事務局担当者
種山 宗嘉 氏

介護相談員派遣等事業 再開に向けて

社会福祉法人 港区社会福祉協議会
生活支援係 種山 宗嘉



港区の概要


地理

- ▶ 東京都のほぼ南東部に位置。東は東京湾に面する。
- ▶ 面積20.37km²。
- ▶ 西部を中心に坂が多く、区内だけで86か所の坂がある。

人口

- ▶ 人口26万人。昼間の人口は約100万人になる。
- ▶ 2万人の外国籍住民が在住(令和5年7月現在)。
- ▶ 介護認定者数:9,567人(令和4年3月31日現在)※1
- ▶ ひとり暮らし高齢者数:8,403人(令和4年1月1日現在)※2

※1…「港区の地域包括ケアに関連する基礎データ」より
※2…「港区の高齢者の状況」より



※港区HPより
<https://www.city.minato.tokyo.jp/>

	総数	割合
総数	261,615人	100.0%
年少人口	35,629人	13.6%
生産年齢人口	181,346人	69.3%
老年人口	44,640人	17.1%
前期高齢者	20,730人	7.9%
後期高齢者	23,910人	9.1%

※住民基本台帳より 令和5年1月1日現在

介護相談員派遣等事業について

平成13年より事業開始。港区社会福祉協議会が港区から委託を受け実施。
(以下令和5年9月1日現在の数字)

介護相談員

- ▶ 現任者数:22名(女性18名、男性4名)、平均年齢70歳、平均活動歴6年

活動先

- ▶ 施設数:17施設(内訳=特養9/デイ6/グループホーム1/有料1)

活動

- ▶ 3グループに分かれ活動。グループ毎に決まった施設に行く。

連絡会

- ▶ 毎月介護相談員連絡会を実施。
- ▶ 定期的に施設連絡会を実施。

コロナ禍における対応①

発生直後～令和2年度

- ▶ 令和2年3月～ 活動休止
→当初は1か月ごとに施設に状況確認し、介護相談員に共有。
- ▶ 10月・11月「新型コロナウイルス感染症対策研修」の実施

令和3年度

- ▶ ワクチンの話題が出てくるようになっても、再開は難しい状況。
→「再開が難しくても、介護相談員を繋ぎ留めるための取り組みが必要。」
- ▶ 「介護相談員だより」(別紙1)の発行(全4回)
→施設の現況をニュースレターに掲載するため施設へ取材、ヒアリングを実施。
次年度活動再開する際の参考となる。

コロナ禍における対応②

令和4年度

- ▶ 施設との打ち合わせ(5月):活動再開に向け日程や活動方法を確認。
→3施設で活動再開が決定。(11月、さらに1施設の再開が決定。)
- ▶ 介護相談員オリエンテーション(6月):活動上の感染症対策など案内。
- ▶ 活動再開(6月～):初回活動には事務局が同行。
- ▶ 未再開施設へのヒアリング:未再開施設には引き続き定期的な連絡。
- ▶ 意向調査(12月):未再開施設に対し、メールで①受入の可否と
②その理由、③再開可能条件を確認。

再開に向けての工夫①

独自の感染症対策を設ける

対策を資料にまとめ施設に提示する。(別紙2)

○共通して実施

- ・活動前の検温、体調確認
- ・不織布マスクの着用
- ・コロナワクチンの接種状況の確認
- ・訪問活動人数、回数、時間の指定
- ・手指アルコール消毒
- ・マスク、消毒用アルコールの配布
- ・20分以内の会話

○施設ごとに設定

- ・手袋の配布
- ・手洗い、うがい
- ・移動制限など
- ・アクリル板の設置
- ・問診票への記入

⇒感染症対策を明文化することで、施設側への安心材料に

再開に向けての工夫②

施設、介護相談員との連携

施設

- ・関係性を維持するため、定期的なやり取りが必要。
- ・受入休止中の施設には意向確認を実施する。可能なら取材などで施設訪問させてもらう機会を設ける。
- ・コロナ前の活動形態にこだわらず、受入条件などがあれば適宜調整する。

介護相談員

- ・活動がなくても、研修などで介護相談員のことを思い出してもらう。
- ・メールの活用→苦手な方へのフォロー

現在の状況①

令和5年8月末現在のデータ

- ▶ 活動中施設:9施設(全17施設中) ~令和5年3月→ 全4施設
 // 4月→ +2施設
 // 7月→ +3施設
 ※(内訳=特養5/デイ3/有料1)
- ▶ 再開見込み施設:2施設
- ▶ 活動内容の変化 ①活動回数:2か月に3回→1か月に1回(特養)
 ②活動時間:90分→60分
 ③活動人数:2~5人→2人

現在の状況②

再開後の課題

(1)利用者の入れ替わり

介護相談員「コロナ禍前にいた利用者がいない。」

→利用者との関係構築をし直す必要が出た。

(2)職員の入れ替わり

コロナ禍の2年間で新たな職員が増加。介護相談員を知る職員が減少。

→施設担当者からの説明を頼んでいるが、周知不足の場合も。

まとめ

- ▶ コロナによる施設外部の人間の受入中断→利用者との人間関係の希薄化
- ▶ 介護相談員が入ることの意義

港区介護相談員だより

【第1号】

令和3年11月発行

発行：港区（社会福祉法人
港区社会福祉協議会生活支援部）
Tel(6230)0282 Fax(6230)0285
E-mail:shien@minato-cosw.net

介護相談員の皆さま、お変わりなくお過ごしでしょうか？

新型コロナウイルス感染症の影響により介護相談員の活動は休止中ですが、活動先施設の近況や介護相談員に関する動きをお知らせする“ニュースレター”を作成しました。

活動再開まで、まだ時間はかかると思いますが、ご一読いただき、感想等をお寄せいただくと幸いです。

◆今号の目次

※活動先施設の近況

施設に訪問し、担当の方から、「利用者の状況」「施設の状況」「ボランティア等の外部の方の受け入れ状況」等近況をインタビューしました。

- (1) 港区立台場高齢者在宅サービスセンター
- (2) 特別養護老人ホーム 麻布慶福苑
- (3) 特別養護老人ホーム ベル
- (4) 港区立特別養護老人ホーム 港南の郷・港区立高齢者在宅サービスセンター 港南の郷
- (5) 港区立特別養護老人ホーム 白金の森

◆事務連絡

*令和3年度介護相談員現任研修(全国研修)について ※対象の方のみ
今年の研修は、港社協会議室にて、オンライン研修で行っています。

- ① 現任研修Ⅰ：令和3年11月10日(水)～11日(木)
- ② 現任研修Ⅱ：令和3年11月25日(木)～26日(金)

別紙1

～活動先施設の近況(1)～

港区立台場高齢者在宅サービスセンター

インタビュー：高橋さん、實川さん



↑職員による「感染症予防の寸劇」の様子

←1F入口に飾られている「お台場の守護神”アマビエちゃん”」
利用者が作成した折り紙で飾られています

台場高齢者在宅サービスセンターでは現在リバウンド防止策を講じている状態で、利用者に対し職員が寸劇を行い、感染予防の大切さをお伝えしています。まだボランティア等外部の方の受け入れは中止していますが、リモート交流や施設で行うイベント数はコロナ禍前と変わっておらず、防災クイズ大会、本格的なティーパーティー等、質の高い中身の濃いイベントを提供しています。介護相談員の受け入れ再開時期は現在のところ未定ですが、今後受け入れ再開について検討していきます。

～活動先施設の近況(2)～

特別養護老人ホーム麻布慶福苑

インタビュー：兒玉さん



麻布慶福苑では、大部屋にプライバシー改修用間柱梁および建具によりパーティションを設置し、個室のような工事をしています。
外部の講師を招いてのクラブ活動などは、中止していますが、施設内で職員が実施できる催しや行事は実施しています。

現在は、ご家族の入室は中止していますが、ボランティアや理美容、マッサージは受け入れています。今後、介護相談員を含む外部の方の受け入れ再開の時期を検討しています。

～活動先施設の近況(3)～

特別養護老人ホーム ベル
インタビュー:小幡さん

ベルでは、活動休止前(2年前)に比べ、約半数の入所者が入れ替わっています。(もともと、年間12人ほどの入れ替わりあります)しかし、介護相談員さんの訪問を楽しみにしておられる方の中にはいらっしゃいます。
今は、外出も控えており、施設内や屋上でお茶会やお餅つき等を工夫しながら行っています。
ご家族との面会も玄関先で行ったり、タブレット端末を利用して行うなどしていますが、うまく意思疎通がとれるかが課題です。ボランティア等の外部の方の受け入れも中止していますが、状況を見極めつつ、受け入れ再開の時期を検討していきます。



↑施設で行われている「CoCo老番屋」のカレーの日

～活動先施設の近況(5)～

港区立特別養護老人ホーム 白金の森
インタビュー:成田さん、嶋田さん

白金の森でも、多くの入所者が入れ替わっています。
ボランティア等の外部の方の受け入れは中止しており、初詣にも行けなかったのですが、職員が談話コーナーに神社を模して、鳥居と拝殿を手作りし、初詣の雰囲気を楽しみました。
入所者の皆さんには、大変評判がよく、毎日拝んでいらっしゃる方もいらっしゃいます。
ボランティア等の外部の方の受け入れ再開時期は現在のところ未定ですが、成田さんも嶋田さんも、早く活動再開ができるように願っています。



↑臨場感がある神社

～活動先施設の近況(4)～

港区立特別養護老人ホーム 港南の郷
港区立高齢者在宅サービスセンター
港南の郷
インタビュー:望月さん、近藤さん

港南の郷では、活動休止前(2年前)に比べ、約半数の入所者等が入れ替わっています。
ボランティア等の外部の方の受け入れも中止しています。
外出もできず、イベントも館内全体ではなく、フロアごとに行っています。
外部の方の受け入れ再開時期に関しても未定で、今後、状況を見ながら検討していくことになります。
施設内には、介護相談員の方の写真を引き続き掲出しています。望月さんも近藤さんも、介護相談員さんが活動を再開できることを心待ちにしているとのこと。



↑ご家族との面会スペース

【事務局より】

- ・各施設を訪問し、担当の方からお話をお伺いしました。各施設で職員の方が工夫をしながら、入所者の生活を支えていらっしゃるご様子がありました。
- ・今回、掲載していない施設についても、今後、掲載予定です。
- ・事務局としても、港区・施設と連携を取りながら、活動再開に向けて協議を進めてまいります。また、介護相談員の皆さんにも活動再開に向けたサポートを企画してまいります。



【お問い合わせ先】

社会福祉法人港区社会福祉協議会 生活支援係 三坂
〒106-0032 港区六本木 5-16-45
港区麻布地区総合支所 2F

別紙 2

コロナ禍での訪問活動事例

◆令和4年度、本事業協定締結の事業所・施設

- 介護老人福祉施設 2か所 ○通所介護 2か所
- ※外部関係者(家族・ボランティアなど)の受け入れ再開に伴い、本事業の協定を締結

◆訪問活動当日の事例(介護老人福祉施設)		※感染症対策に関することのみ記載
訪問活動前	<介護相談員> ①アルコールディスペンサーにて、検温・アルコール ②手洗い場にて、手洗い・うがい ③問診票(氏名・体温・体調など)への記入 <施設職員> ・介護相談員を部屋(活動場所)へ誘導	
訪問活動中 (1時間程度)	<介護相談員> ・サービス利用者との会話は10～20分程度 <施設職員> ①サービス利用者を部屋へ誘導 ②会話後、サービス利用者を居室へ誘導 ③上記①②を繰り返す ※随時、部屋の様子を確認 <部屋の様子> ・アクリル板の設置 ・扉や窓の解放 ・空気清浄機の稼働	

事業所・施設での本事業感染症対策

○共通点

- ・検温、アルコール消毒
- ・不織布マスクの着用
- ・コロナワクチンの接種状況の確認
- ・訪問活動人数、回数、時間の指定
- ・20分以内の会話

○その他

- ・手袋の配布
- ・アクリル板の設置
- ・手洗い、うがい
- ・問診票への記入
- ・移動制限など

「本事業の感染症対策には、事業所・施設の協力が必要です。」

※港区社会福祉協議会では感染症対策として、「不織布マスク(50枚)」「フェイスシールド」「携帯用アルコールスプレー」を介護相談員全員に配布しております。

高齢者施設等への訪問活動再開に向けて ～事務局担当者として備えるべき視点～

有限会社 たむらソーシャルネット 代表
田村 満子 氏

2023年度
都道府県介護相談員養成研修等事業担当者研修
市町村介護相談員派遣等事業事務局担当者研修

高齢者施設等への訪問活動再開において
～事務局担当者として備えるべき視点～

はじめに。

介護サービス相談員派遣の再開について

すみやかに、本来の訪問を再開することができるだろうか

1. 訪問先の状況把握

- * いつが、最後の訪問だったか
- * 最後の訪問は突然だったのか
- * コロナ禍での交流はあったのか
- * 再開にあたって、理事長や施設長など
管理者との話し合いはあったのか

2. 介護サービス相談員の方との共有

- * 介護サービス相談員の方々の介護現場に対する思い
- * 介護サービス相談員活動への考え
- * コロナ禍での担当施設との交流の有無

3. 訪問先との事業の意義再確認

- * なぜ、介護サービス相談員が
訪問してくるのか ということ

4. 訪問先施設等の現場スタッフの意識

* 理事長、施設長等、管理者は、派遣事業の意義を十分理解している場合でも

あらためて、現場スタッフは、どのように受け止めるのだろうか

5. 再開のありかた

* 再開の方法は

* すぐに、これまでどおりの訪問を再開する

* 行事などの開催時に同席する

* 職員会議や、リーダー会議などに同席する

どの方法が 現場も納得して、再開できるのか

6. 本来の訪問再開時に

あらためて、本来の形での訪問再開時に

- ・ 担当者施設は？
- ・ 介護サービス相談員の組み合わせは？
- ・ 記録のありかた
- ・ 報告の方法

点検と同時に、留意点は増えるのか？

おわりに

* 再開ができるところから・・・・・・・・

5. 都道府県・市町村・介護サービス相談員 に対する取組促進支援

支援ツール企画・開発

事業周知を図るため、令和5年度 実態調査にて
事業実施と回答のあった 285 市町村事務局へ 50 枚ずつ郵送。

Do you know about long-term care service counselors?

介護サービス相談員を知っていますか？

Long-term care service counselors provide a sense of security for service users
介護サービス相談員がいる安心



What do long-term care service counselors do?
介護サービス相談員はこんな活動をしています

Long-term care service counselors talk with users and observe how the services are actually provided to identify issues with service provision after confirming the facts:
介護サービス相談員は、利用者から話を聞いたり介護の状況を観察したりします。そして

- Is it just a simple misunderstanding or lack of information?
単なる行き違いや情報不足によるものか
- Is it the request based on personal preference?
個人の好き嫌いによる要望なのか
- Is it concerned with the quality of long-term care services?
介護の質に關わるものなのか
- Is there a possibility of abuse or fraud?
虐待、詐欺などにあたるのか

- Long-term care service counselors are responsible for reporting any issues or concerns to the relevant municipal office in the community. They then discuss the situation and exchange views with the service provider to identify the root cause of the problem. In addition, they provide helpful suggestions to the service provider to improve the quality of their services.
- 現状を市町村の事務局に報告し、そのうえで事業者側と意見交換を重ねて問題のありかを提示し、サービスの質の改善につながる提案をします。





Long-term care service counselors check the issues from a fair standpoint and offer a sense of security to users.
公平な立場の介護サービス相談員の存在は、利用者に安心感をもたらします。

- In cases requiring government involvement, long-term care service counselors will take appropriate actions through the relevant community office.
- また、行政機関の関与が必要な場合は、市町村の事務局を通じて適切な対応策をとります。

Community-based Co-Operation Policy-Alliance of Local Governments (Nippon Fringe Organization)
Long-term Care Service Counseling and Community Building Committee
特定非営利活動法人 地域共生政策推進機構 介護サービス相談・発着づくり委員会
TEL 03-3266-9340 FAX 03-3266-0223
URL <https://kaigosodan.com>

To be written by municipal offices: 市町村記入

2024 Business for health promotion for the elderly by the Ministry of Health, Labour and Welfare
令和5年度老人保健推進事業

Visit long-term care facilities, or homes of home care service users.
施設、訪問サービス利用者の自宅など

Visit where the services are provided.
サービス提供の場を訪問

Visit the site once every week or every other week by a pair of two counselors in principle.
1～2週間に1回程度、通常2人1組で訪問

Talk with users and observe how long-term care services are provided for them.
利用者から話を聞く、介護の状況を確認する

Participate in the events at long-term care facilities to understand how the services are actually provided.
施設の行事などにも参加し、サービスの現状を把握

Report to the relevant municipal office
市町村（事務局）へ報告

Based on the objective facts at the long-term care service sites, compile the records and submit them as an activity report.
介護現場での客観的事実に基づき記録票を作成し、活動報告書を作成

Report and make suggestions for service providers.
事業者へ報告・提案

If a counselee makes an anonymous request, their personal information will be kept confidential by the counselor.
相談者から匿名の希望がある場合は、個人が特定できないように配慮する

Submit an activity report to service providers through the municipal office. Exchange views and make suggestions for improved services.
事務局を通じて活動報告書を作成。意見交換を行い、サービス改善を提案

Explain the situations to users and their families.
利用者・家族への説明

Check the progress for improvement.
改善状況を確認する

令和5年度 老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）
介護サービス相談員活動の在り方 及び 新たな活動手法
に関する調査研究事業 報告書

令和6（2024）年3月



特定非営利活動法人 地域共生政策自治体連携機構
介護サービス相談・地域づくり連絡会
〒162-0843 東京都新宿区市谷田町2-7-15 市ヶ谷クロスプレイス4階
TEL : 03 - 3266 - 9340、FAX : 03 - 3266 - 0233
e-Mail : sodanin@net.email.ne.jp
URL : <https://kaigosodan.com>